

# 令和元年12月甲良町議会定例会会議録

令和元年12月5日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第42号 甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例
- 第4 議案第43号 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第5 議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第45号 道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第46号 甲良町下水道事業の設置等に関する条例
- 第8 議案第47号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第48号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて
- 第10 議案第49号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて
- 第11 議案第50号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて
- 第12 議案第51号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理の指定につき、議決を求めることについて
- 第13 議案第52号 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第53号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第54号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 一般質問

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	宮寄光一
8番	木村修	9番	西川誠一

10番 建部孝夫  
12番 丸山恵二

11番 西澤伸明

◎会議に欠席した議員

3番 山田 充

◎会議に出席した説明員

町 長 野瀬喜久男  
総務課長 中川雅博  
会計管理者 宮川哲郎  
税務課長 西村克英  
建設水道課長 北坂 仁  
人権課長 丸澤俊之  
総務課参事 上田真司  
建設水道課参事 丸山 正

教育長 松田嘉一  
教育次長 福原 猛  
学校教育課長 上橋純子  
社会教育課長 大野けい子  
住民課長 小林千春  
保健福祉課長 米田志保子  
産業課長 中村康之  
企画監理課長補佐 藤井千恵

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美

書記 白波瀬 愛

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和元年12月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 岡田議員、2番 田中議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 皆さん、おはようございます。本日、令和元年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用のところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろは町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

まず、本年の10月は藤堂高虎に関係する行事が目白押しでありました。10月5日は伊賀市上野城において第11回の高虎サミットが開催されました。10月13日は、前日の台風19号で開催が危ぶまれましたが、予定どおり津まつりが開催されました。そして、10月19日は甲良中学校体育館におきまして新作能高虎のお披露目公演をさせていただきました。日本の三大古典芸能の中で歴史上一番古い能楽が受け継がれてきたこと、築城の名手であり能楽喜多流派に寄与した高虎を新発見したと同時に、その芸術美に感動を覚えたところでもあります。高虎出生の地として新作能高虎の発祥の地として、貴重な文化資産を本町の宝として育てまいりたいと考えております。10月22日は安土文芸の郷において令和2年12月まで展開される滋賀県観光キャンペーン戦国ワンダーランドオープニング行事に参加をいたしました。さらに、11月13日、NHK放送センターにおいて、大河ドラマ制作部長に対して東京神田和泉町会長をはじめ、ゆかりの関係者22人が藤堂高虎公を大河ドラマにと、18年間15回目の要請活動を行いました。

1 1月27日は、全国町村長大会が開催され、12項目の決議がなされました。それは、1つ、東日本大震災、熊本地震および大型台風・豪雨災害からの復旧・復興の加速化を図るとともに、激甚化・広域化する自然災害に対する全国的な防災・減災対策を強化すること。1つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生のさらなる推進を図ること。1つ、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税の一般財源総額を確保すること。1つ、ゴルフ利用税を断固として堅持すること。1つ、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。1つ、地方分権改革を推進すること。1つ、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。1つ、TPPや日欧EPA、日米貿易協定の締結による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。1つ、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。1つ、過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。1つ、参議院の合区を早急に解消すること。1つ、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。さらに、防災・減災対策、新たな圏域行政、農村価値の再生に関する特別決議もなされ、そして、34項目について施策の強化、推進、確立、実施、実現、充実、促進改善、振興の要望が関係省庁になされたところであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第42号は、甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例であり、会計年度任用職員制度が創設されることに伴う条例の制定であります。

議案第43号は、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であり、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する10条例を一括して改正するものであります。

議案第44号は、災害弔慰金の支給等に関する条例を一部改正するものであり、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付について保証人、貸付利率、償還に関する規定を緩和するための一部改正であります。

議案第45号は、道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例を一部改正するものであり、指定管理者が管理する施設の追加に伴う一部改正であります。

議案第46号は、甲良町下水道事業の設置等に関する条例であり、公営企業法に基づく下水道事業を設置することに伴う条例の制定で、公営企業会計が適用されるものであります。

議案第47号は、甲良町水道事業給水条例を一部改正するものであり、水道

法の改正による指定給水装置工事事業者の指定の更新義務化、民法の改正による債権の消滅事項の期間の変更による一部改正であります。

議案第48号は、彦根市と締結をした定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてであり、生活機能の強化に係る政策分野において医療システムが整ったこと、学校給食センターの整備が完了したこと、甲良町地球温暖化対策実行計画に基づく事業推進のこと、火葬場に愛荘町が加わること、公共交通網形成計画の推進に関することなどの変更に伴うものであります。

議案第49号は、湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合の規約の変更につき、議決を求めることについてであり、組合の構成員である東近江市が脱退すること、および脱退に伴う規約の変更でございます。

議案第50号は、湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについてであり、組合より東近江市が脱退することによる財産の清算方法を定めるものであります。

議案第51号は、道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者を向こう5年間にわたって指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案第52号は、令和元年度一般会計補正予算(第3号)で1,932万8,000円を追加し、総額を42億9,516万9,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、歳入では自立分散型事業の国庫補助金4,301万2,000円と起債1,430万円を減額し、財政調整基金繰入金3,745万5,000円、住宅新築資金会計繰入金3,887万1,000円を追加するものであります。

歳出では、自立支援・介護等給付費負担金500万円、介護保険会計繰出金643万1,000円、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計事務費分繰出金763万円、PCB調査業務委託で各施設合わせて779万円を追加し、庁舎改修工事費5,735万円を減額するものであります。

議案第53号は、令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)で、3,413万3,000円を追加し、総額を9億4,215万5,000円とするものであります。主な内容といたしましては、現年度分介護給付費、介護サービス負担金について、それぞれ増額するものであります。

議案第54号は、令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)で、4,785万1,000円を追加し、総額を6,558万5,000円とするものであります。主な内容といたしましては、住宅新築資金貸付に係る債権回収事務を強化したことによって、元利および延滞利息で

3, 887万1, 000円の収入増となり、歳出において一般会計へ3, 887万1, 000円を繰り出すものであります。

以上、本日提案しました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 次に、日程第3 議案第42号および日程第4 議案第43号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第42号 甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例。

議案第43号 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○上田総務課参事 議案第42号 甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例について、議案第43号 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由としまして、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するとともに、関係条例の一部を改正するものでございます。

提案の背景としまして、これまで各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用されてきました非常勤職員等は、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。会計年度任用職員とは、1の会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員等は原則として本制度へ移行することとなります。

まず、甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例ですが、議案書の方をまたご覧いただきたいと思っております。

主な制定内容につきましては、1つ、フルタイムで任用される会計年度職員に関する事項としまして、第4条で、給料表については甲良町職員の給与に関

する条例の規定を準用することについて定めるものでございます。

第5条および第6条、職務の級および号給は、任命権者が決定することについて定めるものでございます。

第7条、給料の支給については、甲良町職員の給与に関する条例の規定を準用することについて定めるものです。

第8条および第9条、地域手当、通勤手当については、甲良町職員の給与に関する条例の規定を準用することについて定めるものでございます。

第10条、特殊勤務手当については、甲良町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を準用することについて定めるものでございます。

第11条から第16条、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当につきましては、甲良町職員の給与に関する条例の規定を準用することについて定めるものでございます。

第17条、第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基準を定めるものでございます。

第18条、給与等の減額の基準を定めるものでございます。

2つ目に、パートタイムで任用する会計年度職員に関する事項としまして、第19条から第24条、月額等の区分による報酬額、特殊勤務に係る報酬額、時間外勤務に係る報酬額、休日勤務に係る報酬額、夜間勤務に係る報酬額の基準について定めるものでございます。

第25条、期末手当の支給基準を定めるものでございます。

第26条、報償額の支給の計算期間の基準を定めるものでございます。

第27条、第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額の算出の基準を定めるものでございます。

第28条、月額等の区分による報酬の減額の基準を定めるものでございます。

第29条、通勤手当の費用弁償の基準を定めるものでございます。

第30条、公務のための旅行に係る費用を負担するときの費用弁償の基準を定めるものでございます。

続きまして、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ですが、これも続きまして、議案書の方をご覧いただきたいと思います。

さきに申し上げました条例の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

第1条は、甲良町職員定数条例（昭和41年条例第9号）の一部改正について、任用日から1年以内に廃止が予想される職である臨時的任用職員は、定数条例の対象外とするものでございます。

第2条、甲良町人事行政の運営の状況の公表に関する条例（平成17年条例第11号）の一部改正について。フルタイムの会計年度任用職員は人事行政の運営等の状況の公表の対象とするものでございます。

第3条、甲良町職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部改正について。会計年度任用職員の休職期間は任命権者が定める期間の範囲とするものでございます。

第4条、甲良町職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員の減給額は報酬額を基準とするものでございます。

第5条、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第16号）の一部改正については、臨時または非常勤職員が会計年度任用職員に移行するため、文言を改めるものでございます。

第6条、甲良町職員の育児休業に関する条例（平成4年条例第4号）の一部改正については、1つ、第7条第2項に規定する通勤手当の支給対象職員から会計年度任用職員を除くものでございます。

2つ目に、8条の育児休暇をした職員の勤務復帰後における号給を調整できる対象職員から会計年度任用職員を除くものでございます。

3つ目に、第21条の部分休業をしている職員の給料の取り扱いにおいて、部分休業をした会計年度任用職員の給料の減額支給を規定するものでございます。

第7条、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部改正については、特別非常勤職員の厳格化に伴い、報酬、旅費の対象区分より山林監視人、公民館分館長、社会教育指導員、人権問題啓発指導員、甲良町介護認定調査員を削除し、区分にその他を設けて、報酬、旅費の額は町長と協議して定めるものでございます。

第8条、甲良町職員の給与に関する条例（昭和30年条例第9号）の一部改正については、1つ、会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡や職務の特殊性などを考慮して定める必要があることから、別に条例で定めるものでございます。2つ目に、技能労務職員で臨時または非常勤のものは会計年度任用職員となることから、その給与は会計年度任用職員の給与に関する条例で定めることになるため、第30条第3項を削除するものです。

第9条、甲良町職員の旅費に関する条例（平成5年条例第5号）の一部改正については、パートタイムの会計年度任用職員が公務のため旅行に要した費用は旅費ではなく費用弁償と支給するため、旅費の支給対象職員から除くものでございます。

第10条、甲良町企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43

年条例第16号)の一部改正については、企業会計における会計年度任用職員の給与の種類を定め、その給与の基準は甲良町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の規定を準用することについて定めるものでございます。

いずれの条例も、令和2年4月1日から施行します。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 42号、43号にかかわって、職員組合との合意形成、ここができていくかどうか。そして、その中で、職員組合との話し合いの中で出された意見や要望等がありましたら、ご報告をお願いします。それが1つです。

それから、43号に関してですが、公務労働は基本的には正規雇用がしかるべきでありますけれども、会計年度、通常は1年ですけれども、希望をすれば続けることができるということが盛り込まれたように思いますが、その希望の期間、任期が切れるまでに申し出ればいいのか、特別に任期が切れる何カ月前というように決まっているのかどうか。これが2つ目です。

3つ目は、公務員法が適用されることで、制度的に保障されることもあるわけですが、併せて懲戒処分、それから守秘義務違反などが厳格になったというように理解をされているのかどうか、その点、ご説明お願いいたします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 1つ目ですが、職員組合との協議につきましては、まだされていないということになります。それと、あと会計年度任用職員が続けて希望を出されるときに期間が何カ月前に出せばいいのかということですが、何カ月前というのはまだ定まってはいませんが、希望されたら再度任用することの選考等に入っていくということになります。それと、懲戒あるいは守秘義務違反の服務規程の方は、任用職員の方に規定されます。

以上です。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 1番目の質問についてですけども、まだ話し合いをしていない、議会で上程をする、最終的に決まるわけですね。そうしますと、決まったことを追認することで職員組合に報告するだけになってしまいます。そういう点では、中身がいいなというように思うわけですけども、賛成しようがなくなってくる。そうしますと、いつ話し合いをする予定ですか。つまり会期は13日です。延びればその辺ありますけども、基本的には13日までに職員組合との協議、合意形成をするかどうか、するべきだというように思いますので、再度そのことをお答えください。

もう一つは希望すれば続けられるわけですが、例えば3月31日に任期が切れます。それで3日前に、「いや、続けたいんです」と言われても、これはもうやめるつもりしてるから新しい人を募集することもあり得る、それから人事の内示の関係で言うたら、25日か24日、ないしは20日過ぎぐらいには、3月の20日までにはそのことがされてくる。そうしますと、内部規定で続けて希望する場合はこれだけという期間をきちんと定めておかなければ混乱するということになります。そういう点では、そういう内規、ないしは準則みたいなのを定めるつもりがあるかどうか、定める必要があるということに提起をさせていただきますが、その点、ご説明ください。

それから、懲戒・解雇等、これは地方公務員法に基づいて、今まで非正規ですと根拠が曖昧だったわけですが、これが適用できるというのが確認されると思うんですが、再度、この3点についてご説明ください。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 1つ目の組合との協議ですが、13日までの会期中でということになりますが、その後内部と組合と調整させていただきまして、13日までにできるのであれば協議の場を設けていきたいというふうには検討させていただきます。あと内部規定の話ですが、内部規定につきましても、議員がおっしゃっていただくとおりでございますので、内部規定の方は定めていきたいというふうには思います。

3つ目の方ですが、もう一度すいません。

(発言する者あり)

○上田総務課参事 地方公務員法が該当するかどうかですが、それについては該当するという事で答えさせていただきます。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 労働組合との合意形成ですが、例えばこの会計年度任用職員の適用、甲良町で適用することに、労働組合、この場合は職員組合が反対するというのに議会が賛成するわけにいかないというように、私は思っています。そういう点では、採決の中では重要な柱になっています。他の市町、多くは聞いてませんが、議案に議会にかける前に労働組合との話し合いをするというのが通常になっています。ですから、最終報告で議会に提出をしてよろしいでしょうかと諮るわけですから、その手順をぜひ踏んでほしいというように思いますので、指摘をさせていただいておきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第5 議案第44号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第44号につきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例、間違いました。関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

1ページをおめくりください。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」を「保証人および利率」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、「同条」を「同条第2項」とし、同条に「第1項」として次の1項を加える。「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる」。

第14条に次の1項を加える。「3 第1項の保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものとする」。

第15条第1項中「または半年賦償還」を「、半年賦償還または月賦償還」に改め、同条第3項中「償還免除、保証人、一時償還、違約金および償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については法第13条、第14条第1項および第16条並びに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする」に改める。

付則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第6 議案第45号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第45号 道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○中村産業課長 議案第45号 道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。後の議案51号で議案書を提出させていただいております指定管理者を指名する議案に先立ちまして、今回、指定管理者による管理の範囲を変更することによります条例の改正でございます。

議案書次のページをお願いいたします。

道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

道の駅せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2項を加える。

(3) 調整池(兼多目的広場)および遊歩道の施設および設備の維持管理に関する業務。

(4) 国道第307号による道路附属施設の維持管理に関する業務。

第14条第2号中、「(3)」の次に「から(6)」を加える。

付則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 指定管理者の管理範囲の拡大に伴って、締結する協定書が変更す

ると思われますが、文案はできているのかどうか、お尋ねします。できていれば、議会に提出を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 この議案51号が議決をいただきました後に、直ちにその協定書の業務の方に入っていきたいというふうに思っておりますが、今現在の協定書というのは今現在はございません。今指定している部分についてはございますが、改めて再度指定管理者が決まり次第作成に入りたいと思います。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 51条とも関連します。51号とも関連しますが、その今言われた可決次第業務に入るといっているので、協定書ができれば議会に提出をしていただけますか。していくべきだと思いますが、よろしくお願いします。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 協定書が確定次第、また町長とも協議しまして、提案できるものについては提案していきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第7 議案第46号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第46号 甲良町下水道事業の設置等に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第46号 甲良町下水道事業の設置等に

関する条例を説明させていただきます。

これは、下水道事業を地方公営企業法および地方公営企業法施行令の基準に基づき一部適用を行うものでございます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、条例の本文から説明させていただきます。

1条には、趣旨として、先ほど申しました一部の会計の規定をお願いするものでございます。2条といたしまして、下水道事業の設置でございます。第3条として財務規定等の適用でございます。一部適用をここでうたっております。第4条として経営の基本でございます。企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営させていただくものです。第5条、主要な資産の取得および処分をここでうたっております。第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除をうたっております。

また、おめくりいただきまして、2ページです。

第7条が、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等にということをうたっております。第8条、会計事務の処理でございます。下水道事業の出納その他の会計事務を会計管理者に行わせるものというところでございます。第9条として、業務状況説明書類の作成を行うことを決めております。

付則といたしまして、この条例は令和2年の4月1日から施行するものです。2番目として、甲良町下水道維持管理基金条例を廃止するものです。参考として、甲良町下水道維持管理基金に属する現金についてを、この条例に基づきます下水道事業に引き継ぐものというところとなっております。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 全員協議会の説明の段階でもお尋ねしましたが、第4条です。常に企業の経済性を発揮するとともに、というのが盛り込まれています。そして、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとなっておりますが、ここで、民間企業となりますと、経営、つまり利益を優先するというようになりません。地方自治体、公営が管理をしている間は法の定めで住民の福利増進を図るという枠組みがあります。その枠組みの中で下水道事業も運営されるというのが最後の砦というように言えると思いますけれども、そういう中身だと思いません。

それで、町長にお尋ねしたいんですけども、第4条、これを公営の企業の中で経済性を発揮するということはどういう意味なのか。そして、ともに公共の福祉を増進するように運営されねばならないというように、4条の中に2つ、ある意味ではカテゴリーで言うたら矛盾をする意味が含まれていますが、町政

の運営の中では非常に大事なポイントだというように思いますが、この第4条が入ること、そしてこの公営企業が企業会計に移行していく、そういうことから見てどういうように受けとめられているのか、お尋ねをしたいと思います。

2つ目は、全員協議会でも言いましたが、こういう中でこのことが地ならしになって、民間企業に譲渡をするというような流れがあちこちで生まれています。水、それから下水、下水については私たちが日常生活を行う上で大変大事な事業の一つになっています。それを利益を優先する民間に譲渡してしまうという懸念が感じられます。そういう点では、野瀬町長の公式の場で民間企業には譲渡しないというのをぜひ言明をしていただきたいと思います。全員協議会の場では、建部議員の質問に答えて、民間企業に譲渡しない点では何か曖昧さを残しました。ですから、本会議でぜひご答弁願いたいというように思います。

以上です。2つお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 4条の2つの公共の福祉はもちろんでありますが、企業の経済性という観点で、将来の経営、民間移行があり得るかというご質問であります。1つは、水道事業と同じように公営企業会計で貸借対照表、キャッシュフロー等々、経理を明らかにする。選挙でも申し上げましたが、長期の起債借入れが主な財源でありますので、その経理を明らかにして、極力その経理が水道事業と同じような公営企業会計に基づいた経理をやっていくというのは基本になります。

したがって、今後、民営化ということについては現時点では想定はしておりません。滋賀県全体が琵琶湖の水質保全という公共下水道がありまして、私たち町も流域関連公共下水道ということで、県がされている東北部の下水道で処理をすると、そして琵琶湖に放流をするという水質保全のこともありますので、県、市町合わせて公共下水道でおこなっていくという基本姿勢でございます。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 最後の方から、私の方から聞きますと、野瀬町長は民間企業に譲渡しないというように言明できるというように理解していいかどうか、これが1つです。

それから、もう一つは、公営企業、自治体が運営する企業会計、企業事業、その点でもその枠組みがここで4条で残されてる。だけれども矛盾する中身が入ってきてますので、その運営上、つまり採算を度外視して投資をしていく、それから料金の設定をしていくということは、まずあり得ないですけども、採算を考えないで福利厚生を事業として進める事業は、町の中に地方自治体の中にはあるわけですから、そういう点ではそのバランスを考えるということで、

4条は理解をして、また、その運用上、そのことが厳格に守られねばならないというように思っていますが、再度見解をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 結論的に、私は民営化はいたしません。というのは、民営化は多分できない経理になるというふうに思っています。それは、申しあげましたように、水道料金を超えない料金設定をしていることから、公共でない下水道事業は維持管理はできないというふうに思っておりますので、したがって、私は民営化はしないということを言明します。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番西川議員。

○西川議員 9番西川です。今のところ私がひっかかる場所なんですが、経済性を発揮するという文言的に入れられたということは、これは国の指針、方針だと思うんですが、水道関係が民間移行の方へ促されているように私は感じるんですが、経済性を発揮しようとなると、下げるわけにはもういかんわけですね、単価は。やはりその辺が上げる方向へ持っていきなさいよと言わんばかりの文言に入っているかと思うんですが、この辺が今後どうしていくのかということ、ほかの公共福祉を守ることと相反するような文言が入っていますので、この辺は何か移行を促しているような気がするんですが、その辺はどのように感じられておられるか、お聞きしたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 企業の経済性を発揮というところでございますが、今現在下水道事業は大きな借金を抱えて運営をいたしております。それを健全化の方に向けていくための経済性を発揮というところでありまして、大前提は公共の福祉を推進するということであると考えておるところです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

6番阪東議員。

○阪東議員 経理の関係で、当然、貸借対照表が出てきまして、透明が出てくると思うんですけど、その中で今基本的に借金はわかっています。負債はわかっているんですけど、財産がどのような形にあるかということはこの3月までに来年の3月までにどれだけの資産が目減りも含めて要は財産が残っているのかというふうなところをやっぱり計算していかないと、要はわからないというふうな形になるので、その点についてはプロセスというのはどのように走っていくのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今現在進めているところではございます。今の特別会計では、全然していなかったものを、当然今度は企業会計の方に入れていって把握

をしていくということになります。今現在計算の最中でありまして、決定は多分予算の段階の前に締め切り、決算というところで、明らかになると考えております。

○丸山議長 6番阪東議員。

○阪東議員 それは大体明確にわかるんですかね。なかなかわかりづらいのちゃうかなというふうに思うので、基本的にはそういういろんな方を入れて、計算された方がいいの違うかなと思うんですけど。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今現在、移行という形で、委託業務の中でやっておりまして、会計士の先生もその中に含まれておりますし、また、いろんな企業の中のそういう専門的なものも活用しながら、やっておりますし、資産管理の方にしても、それを扱っている業者に対しても、台帳整理の方も進めているところがございますので、一応任せ切りではないんですが、打ち合わせを繰り返しながら進めていっているのが現状でございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第47号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第47号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 議案第47号の甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。本文の方をよろしく申し上げます。

第8条第1項中に「をした者を」となっているものを「もしくは法第25条の3の2の規定による指定の更新を受けた者」に改める。

第32条第1号中の「1件につき10,000円」を「ア 新規指定1件につき10,000円、イ 更新して1件につき8,000円」に改める。

第33条第2項中の「173条」を「166条」に改める。

ということで、今回水道法の改正によりまして、指定給水装置工事事業者が今まで更新がなかったものが5年の更新が必要になるということになり、期限

内に更新の申請をしない場合は失効となると。また、32条については、今まで新規の指定の手数料であったのを更新の手数料を加えたものです。第33条については、民法がこのたび改正になり、債権の短期消滅時効が2年から5年に改正されたことを受けまして、条文が変わったというところを上げておるところでございます。

付則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第9 議案第48号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第48号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年条例第1号)の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課補佐。

○藤井企画監理課長補佐 議案第48号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することをご説明いたします。

平成21年10月4日、彦根市と甲良町との間に締結いたしました湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結するもの

です。

第3条中、生活機能の強化に係る政策分野および結びつきやネットワークの強化に係る政策分野において建物等の実施体制や甲良町地球温暖化対策実行計画の整備が完了したことに伴い、文言の整備を行うものです。

以上です。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 定住圏形成に、定住圏自立構想については、形成については、中心自治体となるところで、ここでは彦根市ですが、ここに幾ばくかの事務運営費が国から交付されていると聞くわけですが、その周辺には配られる、つまり配分されるということがないのかどうか。そして、その金額は幾らになっているのか。年々支払われているというように聞いていますが、その真偽をお尋ねします。これが1点目です。

2つ目は、協定の中の変更の(1)生活機能の強化にかかわる生活分野のオですね。新しいごみ処理広域化の施設建設とかかわりがあるのか、かかわりがあるものについて変更が出てきたのかどうか、お尋ねします。

その部分を見ますと、「甲良町地域新エネルギービジョンに基づき」とこの文言がなくなっています。どのような意味と背景があるのか、ご説明ください。

4つ目は、(2)の結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野の中のアですね。dでは、交通網形成計画とはどのような意味になるのか。つまり、今近江鉄道の存廃を巡って法定協議会が設置されました。それと関連があるのかどうか、この4点をご説明ください。お願いします。

○丸山議長 課長補佐以外、誰か答えられる人がいたら答えたって。

税務課長。

○西村税務課長 前に担当したこともありましたので、全て各分野分野で、本市に入ってきたものを構成自治体で按分して差し引きを負担するというやり方やと聞いて考えておりました。

(発言する者あり)

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 その金額については毎年予算が変わりますので、今ここではわかりませんのでまた後日。

○丸山議長 議会中にちゃんと出したってな。今の。

税務課長。税務課長の仕事じゃないけど、言うとして。

あと幾つかあったな、まだ。3、4、まであるの。

総務課長。

○中川総務課長 交通網形成のところですが、2、3年前かな、2、3年前に圏域の愛のりの料金のこととか、湖国バスをどのように走らすとかいうふうに市の方が計画をつくってますので、その協議が、その協議というか、計画が確定したので、その関係で整ったということの変更です。

(発言する者あり)

○中川総務課長 ではないです。

○丸山議長 もう一つあったな。もう一つ。

住民課長。

○小林住民課長 すいません、新ごみ処理施設が入っているかということに関してだと思いますが、ちょっと確認がとれてませんので、確認してお返事させていただきたいと思います。

○丸山議長 昼からでも出そう。大丈夫。

町長。

○野瀬町長 新投棄場のことをうたっていませんので、火葬場については既にもう愛知郡のやつを廃止されて、こっちへ合併されていますので、こっちの枠組みの中に愛荘町は入っておられますので、その修正でございます。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 私の聞いている2番の生活機能強化にかかわる生活分野の中では、ごみの問題やそれから二酸化炭素の排出量を減らしていく、自然エネルギーを強化していくという方向の協定の中身ですので、紫雲苑の問題ではありません。ですから、私が思ったのは、新しく新ごみ処理施設を建設される、このことを改めてこの中に盛り込んで協定の変更に入れたのかどうかという質問なんです。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 失礼しました。カーボンマネジメントの事業をやっておりまして、その前提となる二酸化炭素削減の計画は甲良町で策定をし、推奨していくという実施計画をつくっておりますので、それに伴ってこの圏域の中に入れさせていただいたということでございます。

(発言する者あり)

○丸山議長 まだ、回答は。

(発言する者あり)

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 新エネルギー、甲良町地域新エネルギービジョンではございますが、ここに書いておりますとおり、ふるさと交流村、また上水道の流下の配管を利用する灌漑用水パイプラインシステムの利用するという小水力発電事業というふうな具体的な文言が入っておるところですが、今現在は、こ

のシステム自体が利用できないというのが確実にわかっているというところで、違う形で載せ、変えさせたというところがございます。

○丸山議長 西澤議員、よろしいですか。納得。

11番西澤議員。

○西澤議員 甲良町新エネルギービジョンは、もう今は取り組んでいないと。システムがないとか何か言われましたけども、もう終了、事業は終わったことによってこの協定の中に残してるのは、ふさわしくないというので削ったという回答ではないんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 中でうたっていた確かにそのシステムが難しいとかそういうのはずっと検討をいたしており、このビジョン自体の期間が切れているというところで、新しく実行計画ということで取り組んでいるので、そういうような文言をはずしたというふうに思っただけのいいと思います。

○丸山議長 よろしいですか。

9番西川議員。

○西川議員 学校給食センターの件についてお聞きしたいと思います。

円滑な運営、整備から運営というふうに円滑な運営というふうに変わってますけど、当初、甲良町は農産品の小学校への給食で野菜をおさめてたわけですが、その量が減らないようにというのが当初の目的だったと思うんですが、今現在甲良町はどれぐらいおさめさせていただいているのかということをお聞きします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 今現在どのぐらいおさめているかというのは把握できておりません。ただし、前回の議会の方でも報告させてもらいましたが、給食の運営協議会というのがありまして、そちらの方でもやっぱり地産地消の関係で甲良町、豊郷町、多賀町におきましても、町の野菜等の使用の方をお願いしているところがございます。来年度から、それぞれの市町の野菜等を入れてくれるというふうに聞いております。

○丸山議長 9番西川議員。

○西川議員 改めてお聞きしときます。それが確約できるのか。要は途中で減ったんですよね、甲良町の場合は。その辺をやはり農産地域だと言っていることに対しての、忘れてはならない、この給食センターへの納品だと思いますので、その辺を改めて確約していただいて、それでやはり産業課との連携とかそういうことまでやっていかないと、全国各地から安い野菜が入ってくるとかどうのこうのとか言ってやられてしまっていては甲良町は繁栄していかないというふうに思いますので、その辺今後の政策との絡みが出てくるかと思っておりますので、

再度確認していただきたいと思いますので、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 農産品につきましては、給食センターで使っていただくとなりますと、一定のツールであったり、一定の大きさや形等が非常に大きく、給食センターの大きな量をつくっていただくとなりますと、そういうところが非常に購入側についてもそういうことを指摘されているというところがございます。ただし、今度はまた指定管理もまた新たに始まりますし、生産者の方については、野菜等の作付等については積極的にお願いしたいというものではございませんし、また、学校給食センターの方には、一定の量を必ずといいますか、極力使っていただく、または、逆に農協へ出荷をしていただいで、農協で一定の取りまとめをしていただいで、給食センターの方へ出してもらおうとか、そういうようなシステムについてはJAであったり道の駅だったりについては、協議をしていきたいというふうに思っております。

○丸山議長 9番西川議員。

○西川議員 9番 西川です。言われることはええことを言われるんです。やはりけど、農業者の高齢化でね、もうわしはやめたという人が聞こえてくる。それを甲良町はどうしていくんやと。理想論は何ぼ言われても、特産品が開発されたわけでもなし、やっぱりそういうところを行政側の方から強い指導力をもっていかないと、やる気を起こしていただくように持っていかないかんし。野菜を私が何ぼようけおさめるように約束してこいと言ったってつくってくれる人がいなかったらあかんわけですから、その辺をどういうふうに行っていかんかということまで考えた中で答えていただきたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 西川議員が言われているとおり、高齢化、田んぼをつくらない人がたくさんおられる中で、非常にこれはどのようにしていくかというのは難しいところではありますが、私どもでできる範囲、また道の駅とも協力をするということで、そういうことについて単純に補助金を出すだけではなくして、違う意味では作りやすい野菜を提供するでありますとか、そういうところから改善をしていくといいますか、少しでも後が続いていくような農業経営については考えていきたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 自立圏構想から始まって、今現在協定が結ばれて、定住圏自立圏が

形成されています。この場合は彦根市です。平成の合併が進行をして、それに残った自治体を統合する、そういう思惑から政府が打ち出した構想です。

彦根市を見てみますと、見た目であっても庁舎がああいう状態で2年間ほったらかしです。それ自体も運営されてこない。自分の足元も固められない。こういう状態です。ですから、彦根市におんぶに抱っこは言いませんけども、彦根市が中心になってマネジメントをする、給食センターもそうですし、それから愛のりタクシーもそうですし、それから、今度の新ごみ処理施設もそうです。

そういうように、彦根市が中心となってマネジメントを行う、つまり経営戦略、それからいろんな施策の展開は彦根市が行う。そして、甲良町がそれに乗せてもらおうと。甲良町が言うて、彦根市が「オーケー」と言えば取り入れてもらえる。「だめ」と言えばだめ、つまり、愛のりタクシーの停留所を1つふやすについても、彦根市のマネジメントの協議が整った上で1つ増設されるというのが以前の回答でもありました。そういう点でも、この自立圏の構想自体が今、色あせている。揺らいでいるというように思います。

彦根市の形は、あの庁舎に象徴されますけども、内部で聞きますと、毎年80億円の赤字が累積するということに聞いています。そういう点でも、彦根市が財政を出して、周辺の市、市町、周辺の町が、どういいますか、施策が展開して住民が住みやすくなる、喜んでいく、こういう施策が展開できるものでもないというのが非常に明確になってまいりました。

ですから、定住圏そのものの内容については、私は賛成をしかねます。

しかし、今回の提出されている変更、その部分の変更部分ですから、今現在のところでそういう根本的な見直しが1市3町、愛荘町も入っているのかな。

1市4町、愛荘町も入っていますので、1市4町の枠組みで見直すことを強く求めていって、この変更の部分については賛成としたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第10 議案第49号および日程第11 議案第50号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 議案第49号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合の規約の変更につき議決を求めることについて。

令和2年4月1日をもって東近江市が湖東広域衛生管理組合から脱退することに伴い、次のとおり同組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項および第289条の規定により、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議決を求める。

議案第50号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて。

令和2年4月1日をもって東近江市が湖東広域衛生管理組合から脱退することに伴う同組合の財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、次のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

- 丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

- 小林住民課長 それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

この規約の改正は、令和2年4月1日をもって湖東広域衛生管理組合から東近江市が脱退されることに伴い、同組合の規約の一部を変更することについて、同組合を組織する関係地方公共団体が協議することにつき、その関係地方公共団体である甲良町議会において議決をお願いするものでございます。

新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

まず第2条におきましては、「東近江市」を削り、「市町」とあるのを「町」に改めさせていただきます。

第3条では、組合の共同処理する事務を、事務により共同処理区域が異なっていたため、別表で定められておりましたが、東近江市が脱退されることで、共同処理する事務の区域が同一となったため、別表の第3条関係を削り、組合の共同処理する事務を第3条に、第1号から第4号として加えるものでございます。組合の共同処理する事務の内容を変更するものではありません。

第5条におきましては、同組合の議会議員の定数から東近江市4人を削り、議会議員の定数を10人に定めるのが主な変更内容でございます。

その他必要に応じ文言の整理を行うものであります。

なお、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

引き続き、議案第50号についてご説明申し上げます。

この議案につきましても、先ほどと同様、関係機関公共機関団体である甲良町議会において議決をお願いするものでございます。

次のページをおめくりください。

東近江市に帰属させる財産を次のとおり定めるということで、1では、湖東広域衛生管理組合の財政調整基金について、令和2年3月31日の積立額をし尿処理費負担金割合に基づき、均等割20%、人口割20%、利用割60%で按分し、東近江市に帰属する額を定めるものでございます。

2番目につきましては、借入金につきましては、東近江市が脱退する時点での令和2年3月31日の借入残高を、経常経費負担金割合に基づき、均等割が30%、人口割が70%で按分し、東近江市に帰属する額を定めるものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願ひます。

起立全員です。

よって、議案第49号は可決されました。

これより、議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願ひます。

起立全員です。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第12 議案第51号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第51号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理の指定

につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○中村産業課長 議案第51号 道の駅せせらぎの里こうらの指定管理の指定につき議決を求めることについて、ご説明を申し上げます。

来年度からの指定管理者を選定いたしましたので、その議決をお願いするものでございます。

裏面をお願いいたします。

道の駅せせらぎの里こうらの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

1 公の施設の名称 道の駅せせらぎの里こうら。

2 指定管理者 パシフィックコンサルタンツ株式会社  
株式会社シンセニアン 共同事業体。

3 指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

1 1番西澤議員。

○西澤議員 共同事業体でありますけども、その共同を組むシンセニアンについてお尋ねします。

農業振興とのかかわりです。生産組合や町とのかかわりがどうだったのか、どういうもの、どういふかかわり方をするのか。

それと、この間の成果です。シンセニアン様の取り組みによってどういうようにして道の駅こうらの内容が発展をしたのか、前進をしたのか、ご説明お願いします。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 シンセニアンにつきましても、ここにつきましても、農業改良普及員の方がおられるというような会社でございまして、30年度の研修会でいきますと、生産者の圃場の巡回でありますとか、ショウガですね。新しく特産品とするというようなことでショウガの関係の先進地研修、また、加工品の作り方、また、秋冬野菜の作り方などにつきましても8月にタキイ種苗さ

んを招いてそういうような研修もされております。また、直売所のスタッフさんと一緒になりまして、生産者とのそういうような関連についても研修もされてますし、逆に生産者さんが直売所に来たときの来客の接遇でありますとか、そういうところまで研修もされております。また、冬場につきましては、生産者さんとの圃場巡回等をいたしまして、今ですと、特産品開発としては、まずはショウガの方に多くの方がこの間の議会だよりでもお伝えは、皆さんもう知っておられるように、そういうショウガについては特産品ということで、皆さんの方で取り組まれておるということで、一定の成果はあるというふうには認識をしておるところでございます。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 私も生産組合に一度呼ばれて、シンセニアンさんが講師をされる機会がありました。なかなか面白いよくわかる講演を、私は農業を体験したことがありませんけども、そういう講習を受けたことがあります。その講習を受けて、研修を受けて、生産者組合やそれから甲良町の地域農業がどういように発展をして、どういように受けとめていったのかという点では、検証が必要ですし、その点では、今言われた内容がどういように今後展開をされていくのかというのが1つです。

それから、もう一つは、ショウガが始まりだしたところではないのかと思いますが、ショウガ以外もそういう点では取り組まれて、模索をされてるのかどうかですね。在土で言えばサクランボの木が植わっていますけども、それがそのまま出荷になるまで成長しておりません。他のところもそういうように、手始めたけども継続して取り組むというのがなかなか大変だろうと思いますけども、そういう取り組みも含めて営農指導をされていくのか、また、していただきたいというように思いますが、そこはどういように、町としてのかかわりをつくっていくのか、お尋ねします。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 先ほどの1点目の検証につきましては、やはりこれは農産物の直売所での売り上げというのが一定の成果ではないかというふうには思っておるところではございます。

2点目につきましては、ショウガについては今始まったばかりで皆さん佃煮であったり加工品であったりいろんなところで取り組みをされているというところで、そういうようなところでシンセニアンさんのご指導をいただきながらということになってくるかと思えます。

また、その他につきましては、今はサクランボとかいう話もありましたが、地域から、いわゆる生産者組合さんからのご要望がありましたら、私どもとしましては、産業課が直接営農指導というのは非常に難しいところでございます。

ので、県なり J A さんなりの協力を得ながら、少しでもいい形で農業振興はしていきたいというふうに思うところでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9 番 西川議員。

○西川議員 9 番 西川です。今パソコンが頭で裏で下がシンセニアンということになっているんですが、パソコンとシンセニアンが全国的に何カ所で今やっているかというのは把握されていますか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 すいません、この間の議会の全員協議会でもお知らせをしましたとおり、すいません、資料があるんですがすぐ出てこないんですが、間違いなく何カ所かというのを忘れましたが、申しわけございません。シンセニアンにつきましては 1 2 カ所でございます。これは全員協議会の方でも資料を渡させてもらっております会社概要にもついておりますが、北は秋田の方から愛知県の、ごめんなさい、愛媛県の方まで 1 2 カ所、シンセニアンさんの方については経営に携わっておられるというところでございます。申しわけございません。パソコンとパシフィックコンサルタントと組んでいるというところについては、ちょっとわからないんですが、たしかなかったというふうに認識しています。

○丸山議長 甲良町だけということやね。

○中村産業課長 そうでございます。

○丸山議長 共同体でやっているのは。

○中村産業課長 そうです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 先ほど答弁のあった売り上げで成果が見えるということでしたけども、最近はこちらとしか行かなくなりましたが、町外の農産物もかなりあります。そういう点では、町内の生産物と、生産物というのは農産物と加工品、この割合はどういうような推移でいってますか。最高でどれだけ、それから最低でもどんだけ、平均上このぐらいというのが、統計で以前出てたと思いますが、再度ご説明をお願いします。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 農産物の売り上げでございますが、申しわけございません。ちょっと直売所の出荷者、野菜の生産者全てでございますが、平成 2 6 年度でいきますと 9, 2 0 0 万から平成 3 0 年度でいきますと 1 億 1, 0 0 0 万ぐらいの売り上げというところでございます。平均で言いますと、おおむね 5 年間ですと大体 1 億ぐらいの生産者、野菜出荷者の委託の売り上げというところでご

ざいます。

(発言する者あり)

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 すいません。内訳については、今手元に資料がございませんので、それについては今のところはごめんなさい、戻ったらわかるんですが、今はございません。

○丸山議長 後でまた休憩のときにでもあったら持ってきたって。ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 私も行っているので出させていただいているので、人数も見とらんかと言われるかもわかりませんが、町内生産者が増えてるのか減っているのか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 直売所からいただいている数字の生産者組合でいきますと、115名ということで、少しずつ減ってるというところがございます。

○丸山議長 またもしそれも休憩でわかるんやったら、資料、一覧表を出したってくれる。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第13 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第52号 令和元年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。  
上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第52号 令和元年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。

令和元年度甲良町一般会計補正予算(第3号)で、歳入歳出にそれぞれ1,932万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億9,516万9,000円にするものであります。

債務負担行為の追加については、第2表で説明をいたします。

地方債の補正については、第3表で説明をいたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正で、歳入の部であります。13款 使用料および手数料、補正額1万円、14款 国庫支出金、補正額4,486万2,000円の減額。15款 県支出金34万3,000円の減額。18款 繰入金7,632万6,000円の増額。20款 諸収入249万7,000円、21款 町債1,430万円の減額で、歳入合計が1,932万8,000円であります。

2ページをお願いします。

次、歳出の部であります。2款 総務費、補正額が899万3,000円、3款 民生費が2,660万6,000円、4款 衛生費が190万円の減額。6款 農林水産業費が79万4,000円、8款 土木費が981万6,000円、9款 消防費が140万8,000円、10款 教育費が3,868万9,000円の減額。

次のページ、3ページをお願いします。

12款 公債費が1,230万円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

続いて、4ページをお願いします。

4ページです。債務負担行為の補正であります。項目は追加です。英語指導助手派遣業務委託で、期間が令和元年度から令和2年度までで限度額が809万6,000円です。次に、児童クラブ、保育園給食およびバス運行業務委託、これも期間が元年度から2年度までで、6,848万円であります。次に、甲良東小学校修学旅行事業委託、これも期間は前回、前と同じで限度額が28万1,000円であります。

次に、5ページの第3表 地方債補正であります。

これは変更でありまして、自立・分散型設備導入事業債で、減額の1,430万円で、限度額をゼロにするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

4番山田裕康議員。

○山田裕康議員 この予算の説明書の17ページ、この前全協のときに言われて

たんですけど、10款2目13節の委託料で329万5,000円、またこちらの公民館調査業務委託というようになっていきますので、ここを何に使われているのかしっかりと説明してください。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 13の委託料です。公民館調査業務委託費としましてお願いを申し上げます。こちらにつきましては、公民館に空調を設置に向けて調査の方を実施してまいります。設置期間や価格、規制や制限などを調べてまいります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 15ページですが、弁護士委託が計上されています。業務委託費が計上されて118万6,000円、全協の説明では管理条例の第16条に基づいてと、3件4戸の家賃の滞納分というように説明がありました。そこで、滞納の収益、収入を見ましたがちょっと見当たらないんですが、対応する収入の部に上げているのか。それとも不確定なので上げられないのかというように思いますが、私の見誤りでしたらご指摘ください。よろしく申し上げます。

それが1つです。

2つ目は、消費税の増税後、初の補正です。町民の暮らしや暮らしの応援、家計を温める施策の実施が検討されたのかどうか。そのことをテーブルの上にも乗せなかったのかどうかという点です。例えば暖房費の補助、高校生以上の通学交通費の補助、それから学校保育センターの給食費や学童クラブ利用料の軽減などなど、予算の範囲は大変少ないですけども、そういう民生に寄り添う、つまり消費増税で大変苦しい家計が幾つも出ています。そういう点では、その範囲で予備費、あるいは3億9,000万あります財政調整基金、これをわずかであっても活用するということが検討されて普通だというように思いますが、それもどういうように検討したのか、町長はそういうことについても補正予算を組むに当たって指示をしたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。これは2つです。

それから3つ目は、山田裕康議員も尋ねました。それにかかわって、全協の議論を踏まえますと、今、社会教育課長が答弁した内容だと思います。それで、13節委託料の項目の中でありますので、調査委託業務を誰かに業者に委託をするわけではないと思います。議論から全協の議論を踏まえますと、調査費、役務費が妥当なのではないかというように思っていますが、これはこのままにしてそういう見解で進めると。つまり、町の責任でそういう調査をしていくということになりますので、調査委託費ではないというように思いますので、役務費だと。これは会計上の問題ですけども、そういう見解をいただければあり

がたいです。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 議員のおっしゃっていただいたとおり、金額がまだ不確定ですので計上いたしておりません。後に新築資金については歳入も計上しているんですが、こちらは特別会計のため歳入歳出の調整が必要でしたので、見込額で調整しております。

以上です。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 消費税については、10月1日スタートでありますので、この補正予算ではそのことを考慮した補正については指示しておりません。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 消費税が上がることについて検討してないかということでしたので、町の使用料関係を消費税が上がるので、まず基本金額を決めて消費税分をというように見直すかという議論は、庁内で何回かはしてありますが、今回の消費税増税については使用料の増額をとりあえず見送ろうということで、その検討はしております。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 役務費につきましては、財政の方と協議をしてまた取り組んでまいりたいと思っております。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 その役務費ですけども、そういう扱いが妥当だという点は見解を答弁いただければ、その後、訂正なりをしていただければいいと思いますし、その方向で、つまり予算書がこうなってますので、実態と違いますので、その調整が必要ですので、そこは庁舎内で整理をしていただきたいというように思います。

それから、もう一つは、滞納の問題と併せて新築資金等の関係も出てきますけども、新築資金の繰入金が入る収入の部で上がってますよね。収入で3,887万1,000円、これは見込みでこの場合は上がっているというようになりますが、裁判等の手続が入っているので現実性があるところは上げる。けれども家賃の収入については未確定、不安定要素だから上げないということなんでしょうか。その見解をお願いします。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 住宅に関しましては、個別事例が音信不通であったり、非常に債権の回収の難しい、裁判を起こしてもとりにくいようなケースであります。実態に即しているというご理解をいただけるとありがたいです。

会計処理の手法についてはいろいろ悩んだんですけれども、新築資金については、もし歳出でそれぞれ考えますと、万が一全てがきれいに終わったときに支出は必ず発生します。その際に、一般会計の歳入でいきますと、予算科目は既にございます。もしも入ってきた場合に、見込みで通常滞納分の通常は収納率を掛けて予算を見ているんですけれども、今回の事例は初めてのケースですので、収納率の計算が非常に難しかったです。なので、現在は、一般会計については科目がございますこともありまして、歳入の実績があったときに改めて3月に補正をしようと考えました。

ところが、特別会計については、そういう手法でいきますと、歳入の、今3,800万ありますけれども、同額の歳入を上げる手法がありませんでした。ですので、いったん全額入ってくるということで、歳入歳出を合わせるために全額計上したものです。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番西川議員。

○西川議員 予算書17ページのところで、重要文化財修理補助金というのが27万上がっていますが、これは何かの追加の分なのか新たな物件だったのかということと、PCB分析関係があちこち上がっているんですが、私が見落としてたらごめんなさいですが、民間の分に対しての啓蒙はなされてるかどうか。私が気になるのは、私の家の目の前にアパートがあるんですが、あれはもう相当以前から建ってまして、その辺はもう処理されてあるものなのか、確認されてるかどうかとか、今、近泉さんはおられるのかおられないのかわからないんですが、あそこはあるわけですから、人も住んでおられますけど、ああいうところがやっぱりあちこちにあるんじゃないかなというようなことも思いますので、その辺のところはどういうふうにしていこうとされているのかということをお聞きします。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 重要文化財の修理補助金でございますが、こちらは国指定重要文化財の尼子甲良神社の消防設備の改修に伴う申請をいただきました。その分の計上でございます。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まずPCBの処理に関しましては、県の方からそういった民間事業所等登記簿謄本などから情報を得ているようなんですけれども、県の方から案内のはがきが行っていたりされるようです。町としては、それが処理されているのかどうか把握はできておりません。しかし、町の立場から言いますと、個人の方、それから事業所の方に関しましては、広報を通じてPRの方をして

おります。終年の期限が迫ってきておりますので、また今年も一度させていただいてはいるんですけども、また再度改めてPR紙を入れさせていただきたいというふうに考えております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

10番建部議員。

○建部議員 これは総務課長にお伺いしましょう。17ページの先ほどから出ている公民館費の中の委託料、一応中央公民館のエアコンの設置については調査委託料としてこれだけの計上になるわけですが、流れとして、今12月議会でこれがされれば、調査をやる。そして、そのエアコンの設置工事については、多分3月議会で予算計上がされるだろうと。でも3月中にその工事が施工できないから、当然事業繰越を行ってやることになって、令和2年度にこの後ということになるわけですが、7月に入るまで、やはりエアコンが必要となる時期、6月末までにはその設置工事が完了するめどはあるかないか。それが1点。

それと、3日の全協の中で、この議場、または第1・第2会議室のエアコンを清友で見積もりをとったと。それで今回も清友商会にこのエアコンの調査見積をお願いするということをやっと全協で言っていましたね。ただ私は、その清友が見積もりをして、その仕事はその清友がしたのかどうかという、例えばこのエアコン、そして第1、第2会議室のエアコン、そのことの2点、ちょっとお伺いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 この今回のエアコンについては、全協でちょっと休憩時間をとらせてもらいまして、協議をしました。内容を確認しますと、議会で議論になっている電気屋さん町内の電気屋さんに見てもらったわけでもなし、設計会社さんに見てもらっただけやというような話でしたので、議場なり会議室でつけたようなそういう感じでええの違うかというような話があったので、施工業者を調べたら清友さんでしたので、一遍清友さんに見てもらおうということで、見てもらって、こういうふうな設置でいけるのか、やっぱり基本的には工事せなあかんのかというような意見を聞こうかというようなことになりましたので、全協ではそう言わせてもらいましたので、そのようには一遍見てもらおうかなと思っています。

見てもらった内容で、まあまあ備品の設置程度の工事でいけるんでしたら、例えばですけど、臨時議会、2月に改選されたらありますので、そこで予算を見て、備品を買うだけならすぐにできますし、というふうには思っています。あと仮に工事になった場合は、当然金額も張りますし、3月の補正予算になろうと思いますが、それを見て、それで繰り越してということですよ。

予算上は4月1日からなりますが、実態として、4月1日に指名業者なりの

基準なりを実際公表してます。それからの作業になりますので、今までの実例で6月に入札できたケースはほんにまれやと思いますので、幾ら早うても7月ぐらいの入札にしかならないというふうに思うてますので、そこから施工の時期にはなるのではないかというふうには思います。

○丸山議長 10番建部議員。

○建部議員 まず工期の話ですが、通常の流れからして、3月議会でもって新年度予算が可決されて、仮に見られても、実際の施工となると甲良町は早くて6月、いや、今7月と言っている。ずっと見てると大体施工が10月とかもうひどいものになるともう12月に入ってからという事例が出てきている。でも今回の場合は特例というか、特殊な事例なので、やはりこれで2年間待たすことになる、町民に対して。少なくとも予算が見られた段階でもう早急に、やはり業者を選定して、着工、工事にかからないと、やはり7月のエアコン、冷房の必要なときに間に合うように工事を、これはもう特殊で特別な扱いでこれだけは考えてもらわないかんとすることを、私は思います。

それと、清友商会に見積もりをとるという件。見積もりをとった業者が施工するというそういうことだけは極力避けていただけて、これは非常にもしそういうことになると、町の行政姿勢というか、やはりそこら辺あたりがまたややこしくなります。ですから、見積業者と施工業者は切り離して、これは考えていただくということを注文をつけまして、終わります。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今言われたように見積もりをもろうた業者を入札に、入札というか、入れるなということやと思いますので、この間も仮にそういうご意見が出たので、そうさせてもらうということでしたが、ちょっと今の提案を受けまして、入れない業者にこういうのを見てもらって、大体幾らぐらいでできるかというような予算というか、その把握に努めさせてもらいたいなと思います。具体的な業者については、ここではなしに当然審査会の方と協議をして、そっちで検討してもらおうと思いますので、そういう対応はさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第53号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第53号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,413万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億4,215万5,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。3款 国庫支出金、補正額447万6,000円、4款 支払基金交付金、補正額1,570万4,000円、5款 県支出金、補正額752万円、7款 繰入金、補正額643万3,000円、補正額3,413万3,000円。歳入合計9億4,215万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、補正額ゼロ円、2款 保険給付費、補正額2,908万円、3款 地域支援事業費、補正額ゼロ円、4款 基金積立金、補正額505万3,000円、合計補正額3,413万3,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第54号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○丸澤人権課長 議案第54号 令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特

別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

予算書の表紙をおめくりください。

令和元年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,785万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,558万5,000円とする。

1 ページをご覧ください。

歳入。1款 県支出金、補正額は135万円です。2款 繰入金、補正額は763万円です。4款 諸収入、補正額は3,887万1,000円で、補正額の合計は4,785万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出。1款 総務費、補正額は898万円です。3款 諸支出金、補正額は3,887万1,000円です。補正額の合計は4,785万1,000円で、歳入と同額でございます。説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番西澤議員。

○西澤議員 1つ目は、人権課に行きますと、面会室が収監された被告人の面会に行くような窓ガラスになっています。そういう点では大変厳しい状況が発生しているんだろうなというのを匂わせます。ですから、1つの質問は滞納処分の法的手続、これは9月議会に人権課長からの説明がありました。ある幾つかの議員からもその着手をする前にきちんと本人に通知をするべきだということも、私も発言をさせていただきました。その着手に先駆けて、町長名で、人権課が担当すると思いますけども、何らかの通告を行ったのかどうか。そういう説得をしてきて、悪質だということなので今回法的手続に及んだんですが、最終的にそういう通告、それから話し合い、このことをしたのかどうか、これが1点目です。

2つ目は、滞納処分の2,117万9,000円、これを見込んでいますが、換金までの展望、つまり差し押さえをし、そして町の所有物となる、そしてその後任意売却や競売の手続に入る。そして、買い取り人が出てくれば換金が成功していく。そして代金が回収されていくという展望ですけども、その中には大変重たいといいますか困難なハードルがあると思います。それをどういうように描いているのか、考えているのか、これが2点目です。

3点目は、専決処分の問題を全協でも説明いただきました。これは、当初から専決ありきで考えているように思われてなりません。これは裁判の性格上、提訴の時期も不確定だと、すかさずタイミングを見て議会との関係を抜きに専

決処分をするという見通しをしているんだと思いますけども、極力議会の議決、応訴は議決は要りませんけども、提訴する場合は議決が要ります。こうこうこういう理由で提訴を始めると。その案件についてのいろんな問題点を議会で共有する、議論をするというのが大事だと思いますので、この点、どういうことを考えておられるのか、3点目です。

4つ目は、町長にお尋ねをしたいと思います。1回目の1つ目の質問とも関連をしますが、同和対策事業の重要な柱で取り組んできました。確かに経済取引の契約であることと、住環境の向上、それから持ち家促進が甲良町の中では大きな柱で取り組んできた事業でありました。そういうことから、やはり返還をして、最後の同和対策事業が、取り組んでよかったと両者が納得できる方向で着地をすることが求められています。しかし、こういう状態で裁判をして、決着をしなければならないという点では、非常にしこりが残ります。

また、返したある方が来ました。「裁判、わしはもうとっくにある人物の保証人になったために、わしがちゃんと払ってきた。そやのにまだ滞納しとるやつがいるんか」というのをごく最近聞きました。そういう点では、きっちりと厳格に処分するというのが大事なわけですけども、そのことと併せて同和対策事業の大事なところ、つまり真の差別の解消、それから偏見の解消をしていく上でも、このことが残りますと、あいつは払ったらへんと、こういうことから広がっていくわけです。厳格にすると同時に、道理と納得を通じるというのが大事だと思いますが、担当課で2つのことを同時にせえというのはなかなか大変なことだと思いますけども、4点目のところでは、町長が采配をふるって町民の滞納者、あと6件以外にもかなり残っていますから、その点では大事なところだと思いますけども、そのスタンス、見解をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 3つのご質問にお答えします。

そもそも今回の運びとなったところには、以前から監査委員様からのご指摘もございましたし、議員の皆様からもきちんと取り立てをするようにというようなご指摘をいただいております。今回はそれと反対のご意見というふうに理解して説明いたします。

手元に新築資金の契約書がございますので、一部読み上げます。乙、契約者ですね。債務者ですね、この場合は。乙は次の各号のいずれかに該当する場合において、甲、甲は甲良町です。甲が乙に対して期限前償還の請求をしたときは、乙は直ちにその債務の全部または一部を償還しなければならない。これの2番に、貸付金の償還を行ったとき、とあります。さらに、この契約書に基づいて公正証書を作成しております。この条文を少し説明します。左の場合には、

債務者は債権者からの何らの通知、催告を要せず、期限の利益を失い、債務金の全部を即時皆済することとありますので、これに基づいてやります。これで1番目の質問の説明になると思います。

回収方法です。回収方法は、ケースによって違いますので、一概にここで全てご説明することは難しいと考えています。抵当をとっております家、建物の現在価格が非常に少なくなっているというところもございまして、任意売却等を進めて、一部債権額に充ててはどうかという方法があるということは弁護士の方から教えていただいております。ただし、あまり詳しいことをこの場で申し上げますと、訴訟のことがございまして、今現在一般的なものだけの説明にさせていただきたいと思っております。

3番目の専決処分です。専決処分は、全協の際にお示ししました資料に基づいて説明いたします。地方自治法96条第12項にあります和解、斡旋、調停、仲裁に関することは議決が必要という文言がございまして。続けて、地方自治法180条に普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分にすることができる。②前項の規定により、専決処分をしたときは普通公共団体の長はこれを議会に報告しなければならない。というものが180条にございまして。

議会の議決により特に指定したものといたしますのが、甲良町の町長の専決事項の指定についてというものがございまして。これの3号に、地方自治法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起、和解および調停に関することというものがございまして、我々人権課としましては、この文言のとおり仕事をするというのが法令順守の観点からも重要なことと考えております。

そもそものこの専決事項の規定についてご議論いただくのでしたら、また別の機会にされてはどうかというふうに思います。

以上です。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 新築資金、たびたび議会からご指摘いただいておりますように、滞納総額の約半分ということで、この整理が何とかというのが今までの議員さん、あるいは監査委員さんのご意見でありました。今人権課長が積極的にその業務にあたってもらっているところであります。ただ、同和対策事業という住環境整備事業の上において、貸し付けについては甲良町は極力持ち家施策を展開してまいりましたので、県内の中でも甲良町の貸付件数は非常に多くなっています。その分、債権回収が滞っているということにつながっていると思っておりますので、反面、制度融資的なことがありましたので、ここまで話し合いなり、あるいは訪問なりやってきましたが、行き詰まり状態が続いておまして、債権回収の実績が上がらないということでありまして、新人権課長のもとにこういう

状態に踏み切っているわけでございます。

したがいまして、今後もその方向で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 最初に、人権課長が、回収については反対の意見だと理解をして答弁をします、これは間違いです。もともとほったらかしにしてきたのは町です。そういう未収が発生をし、返済が滞ってきた時点で手を打ってこなかったのは町なんです。

そういう点では、私が議員になってからこの滞納問題を法的に整理するべきというようにずっと言ってまいりました。同時に、同和対策事業の趣旨に貫徹をする上でも理解を求めていくというのは、二重のスタンスです。そういう点では、勘違いをしてもらっては困ります。

重症化してきたんですね、ほったらかしにしたから。ですから、こういう弁護士の費用については相当大きな金額、それからそれぞれの滞納者については長年利息もかかっています。そういう点では、見ますと、入札をしている業者、入札に入っている業者が、町から代金をもらうけれども滞納金は残っているというケースもあるかと思えます。そういう点では、同和対策事業の始まりそのものが以前言いましたように、大変ルーズな形で始まりました。そのルーズな形で始まったやつは、町がしっかりと反省をして、今回改めるというのを提起していく必要があることを私は言っているんです。ですから、回収は、とにかくむしり取る、こういう形にならざるを得ない。こういうようになってきたのは、町の今までの姿勢です。それで、法律で適用する。これはもちろんです。その法律の適用をずっとさぼってきたのは町なんです。ですから、そういう点ではその二重のスタンス、考えながら進めていくという町のスタンスがぜひ必要だというように思います。

もちろんこれは裁判になれば経済取引ですから、ちゃんと払ってもらう。最後は借りたものは返すという決着をつけてもらうわけですけども、その点再度町長にお尋ねしますが、そういう方向で取り組んで、毅然として取り組めと。そして、町長が在職中、総務課長もされたし、重要な部署にもおられました。同和対策事業の進めることについて、そういう甘いルーズな点があったことを、率直に当人に言わなければ、そのことを払ってもらえない。それが長年累積してこういうようになってきているのではないですか。そのことを含めて、しっかりと取り組む必要があるというのを提起していますので、もう一度お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今日を迎えているというのは、西澤議員にご指摘いただいたことが

行政の取り組みが甘かったというご指摘は、そのとおりだというふうに思います。したがって、再三この状態が硬直化してきたということの打開策で今動いておりますので、過去のことを反省しながら、今新たな動きをしておりますので、毅然とした態度でこの方向で臨んでいきたいというふうに思っております。

○丸山議長 11番西澤議員。

○西澤議員 人権課長にお尋ねをしますが、今の段階でそういうようになりますが、6件以外のところでも簡易な方法で裁判所に支払命令、これを町が提起をすることができます。これは非常に安い裁判費用になります。それで、やはり滞納は放置するべきでないという立場から、支払命令をすぐにかけるようにというのは、以前から提起をしてきた問題なんですよ。ですから、6件以外は重篤になってるかと思えますけども、6件以外もかなり重篤ですよ。総計から見ても、長年の放置ですから、そういう点では支払命令をすれば、裁判所から通知が来ると本人の態度はぐんと変わります。そういう方法も検討して、6件ももちろんですけども、残る滞納分に、そういう立場で簡便な方法がありますので、裁判所を通じて支払命令をしていく、公正証書もあることですから、もう有利なのは事実なんです。そういう点では取り組んでいただきたいので見解をお願いします。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 ありがとうございます。裁判所を通じた支払命令というのが支払督促のことをもしおっしゃっておられるのでしたら、私のちょっと認識不足で違ったら申しわけないんですけども、支払督促を行って2回行って払わなかった場合は訴訟に移行するという、我々はここら辺の専門知識はそれほど持ち合わせておりません。それで、実際に簡易にできることは存じておるんですけども、やった後に訴訟が待っていると、これは我々の力だけでやるというのは非常に困難だというふうに考えています。ですので、もう少しそのあたりの法的知識を弁護士さんと一緒につけて、これなら私や担当者がやっていけるという、もしくはもう少しほかの職員にも勉強してもらって、専門的な知識を得てから具体的に役場だけで動けるかなということは思っております。

放置した事実というところが地方自治法166条のところをおっしゃっているのかなと思うんですけども、このあたりについてのご指摘は全くおっしゃるとおりと考えています。ただし、払わない方が一方的に悪いというのはこれは契約書にありますので、いついつまでに払うと。要するに督促なり催告をする必要というのは本来ないんです。いつまでに私が払いますという契約を結んでいますので、払わない方だけが一方的に悪いと、この認識はお持ちいただけるとありがたいです。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで15分間休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの残りのことで、まず総務課参事から順次、その後住民課長やね。総務課参事からどうぞ。

○上田総務課参事 先ほど会計年度任用職員のところで西澤議員の方からご質問をいただきました組合との協議ができているかということなんですけども、こちらにつきましては、うちの総務課の方から組合の委員長宛てに資料という形で会計年度任用職員を始めていくというような資料はお渡しさせていただいたということで、そちらに関しては組合の方からこうしてほしいというような返答は今のところはないということで、うちの方の事務局としましては、一応合意を得ているというような解釈はしております。

それと併せまして、今度臨時さん向けにつきましては、10月31日に会計年度任用職員制度についての説明をいたしました。

以上です。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 すいません、先ほど第48号で西澤議員の方から定住自立圏構想のことでの文言修正のところでのご質問をいただきまして、まず甲の役割の方の中で、現行である温室効果ガス排出量算定という項目が、今回甲良町では、甲良町地球温暖化対策実施計画というものを策定いたしましたので、この文言の方が削除になっているということで、あと文言修正だけであって内容の変更はございません。この中で生活のごみのことについてはどうなっているのかということでございましたけれども、この根本の法律のもとで自立圏の次に共生ビジョンというものを策定しておりまして、その共生ビジョンの中でごみの削減リサイクル推進事業という項目がございまして、そちらの方で一応の事業費なんか、量をまた決めております。さらに、それをもとに毎年循環型社会形成推進地域計画というものを各市町ごとに作成しておりますので、それに基づいてまたごみの削減等の数値目標を出しているということでございます。

○丸山議長 よろしいですか。もう一遍。言うてください。

11番 西澤議員。

○西澤議員 定住自立圏の交付の金額を調べてと言いましたけども、30年、3

1年度。わかった時点であるの本会議でも答弁していただけたらいいと思います。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 あす報告させていただきます。

○丸山議長 9番西川議員。

○西川議員 先ほどのところで漏れがあった資料要求等を説明してもらいたいことが2点あるんですが、1点は任用制度のところでのこの表、これは最終日までに出していただけるのか、3ページ。

それと、予算の中の保健福祉課の介護の関係で、審査されて2級、1級やという人がだんだんと狭められてきて何か軽い方へ回されているということなんですが、それ以外にも何らか3、4、5級ぐらいのところでの甲良町の実態というのがわかれば教えていただきたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 介護保険認定者の状況ですけども、令和元年の10月分につきまして、認定者の人数を言わせてもらったらよろしいですか。要介護1は9名、要介護2は108名、要介護3は111名、要介護4は72名、要介護5は32名になっております。

○丸山議長 西川議員、一応資料要求はこの議会中でよろしいですか。

○西川議員 最終日まで。

○丸山議長 最終日までに出せますか、保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 資料内容といたしましては、今のような人数報告等。

○西川議員 前と今の。変わってきているでしょう、審査基準が変わられて。それでふえてきたとか中身の困った状態とかが、苦勞しているとかいう問題がある。3、4、5級の中の方で。介護認定の中で。重篤な人がふえてきたとか、そういうこと。

○丸山議長 もし保健福祉課長、今手持ちになかったら、終わってから西川議員にもう一遍詳しく聞いて。

○米田保健福祉課長 そしたら、人数と経年変化と課題ということでよろしいですか。

○丸山議長 よろしくお願いします。

○西澤議員 町内の出荷とそうでない数値、これを調べて報告すると言われましたが、この本会議中にこの会期中にできるんですか。資料提供も提出をしてもらって説明をお願いしたいと思っております。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 今戻りまして指示を出しておりますので、本会期中にはご報告させていただきますと思います。

○丸山議長 それでは、次に、日程第16 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、6番 阪東議員の一般質問を許します。

6番 阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。私たちの4年の任期も2カ月余りとなりました。最後の定例議会となり、一般質問も今回で最後になりましたので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まずは、地縁団体についての設立についての手続についてお伺いしたいと思います。

これにつきましては、平成3年度に地方自治法が改正されまして、これまでの任意団体であった自治会とか町内会などが市町の許可を得ることによって法律上権利能力を有する法人として認められるというふうなところになりました。今回、私どもの集落下之郷についても地縁団体の検討に入っております。それで、甲良として、逆に申請を行えば、初めてとなるケースとなりますので、少し気になる部分について伺いたいというふうに思っております。

また、私の考え方ではありますが、町の持ち物、区の持ち物、今のうちにしっかりとかなないと、整理をしとかなないと、将来本当にトラブルのもとになると僕は思っております。今、多くの諸先輩方が存命というか、健全のうちに、過去の状況を聞き取りしながら解決する必要があるのではないかなというふうに思っております。地域の住民の相互連絡、環境整備、集会所施設の維持管理等の良好な地域社会形成のためにも、不可欠な事項と考えまして、本題の質問の方に入らせていただきたいと思います。

まず1番目に、団体が法人格を得るために町長の許可が必要とされますが、甲良町の手続の準備というふうな形についてどの程度されているのでしょうかというふうなことで、基本的には、またその許可要件というふうなものはどのようなものかというのがわかれば、お教え願いたいというふうに思っております。平成3年というふうなところで、各市町でもでこぼこなところがいろいろあると思いますけども、甲良町については、町の土地が区の土地になったり、いろいろな形がありますので、できるだけやっぱり手続というふうなものは構築していかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

今の質問については、申請や手続の準備はどの程度されているかというふう

なところでお伺いします。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 手続につきましては、近隣で実施されている自治体を参考にしまして、今後、手続を甲良町の方も進めていきたいというふうに考えております。

地縁団体の認可につきましては、議員もご承知かと思いますが、地方自治法第260条の2第2項、第3項で規定されました要件を満たしていれば、町長が認可するという事になってございます。自治法の260条の2の第2項なんですけども、1、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会設備の維持管理等、良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることが認められること。2つに、その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。3つ目に、その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることのできるものとして、その相当数のものが現に構成員となっていること。4つ目に、規約を定めていること。という条件がございまして。

また、同じく260条の2第3項では、先ほど申し上げました規約の方に、次に掲げる事項が定められなければなりません。1、目的、2、名称、3、区域、4、主たる事務所の所在地、5、構成員の資格に関する事項、6、代表者に関する事項、7、会議に関する事項、8、資産に関する事項というものは規定がないとだめだということになってございます。

それと、構成員が相当数必要ということで、近隣のパーセンテージを聞かれておりましたので、近隣に聞かさせてもらいました。愛荘町につきましては、区域内の個人が全て構成員となるように指導はされているということでございました。彦根市につきましては、相当数は50%以上で認可をするということでございました。多賀町につきましては80%を基準としているというふうなことでございました。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 法律どおりに説明していただきましてありがとうございます。甲良でもやっぱり相当数というふうなところについては、やっぱり若干近隣のところを聞きながら、100%というのはなかなかうまいこといかんと思いますので、そういうふうなところについてもやはり基準というふうなところについても決めておく方がええの違うかなというふうに思っております。

2つ目です。やっぱり集落から税の関係というか、固定資産税の関係で、覚書というふうなところで、当然下之郷の集会所なんか甲良町の町の持ち物というふうな形になっているんですけども、実際建てたのは集落の方々という

ふうな形になります。町でこういうような覚書によって、町名義に登録されているというのは、これは基本的には法人格になる前にそこは整理しとかんとあかんというふうな形になりますので、そういうようなものの施設とか公民館、集会所、また、逆に言うたら公園とか不動産というのは、それはどの程度あるのかと。甲良町全体でどの程度あるのかというのは、把握ができてるといふふうな形で、理解してもいいんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 議員のおっしゃっていただきました覚書を基に確認させていただきました。その中で確認ができたものだけ申し上げますと、公民館あるいは集会所で言いますと、小川原の草の根ハウスの土地、長寺東の老人憩いの家の土地でありました。そのほか、宇の駐車場であったり、公園、というものなどの土地でございました。ただし、建物につきましては覚書がございませんで、登記もされていないということで、一応税務課の方の建物の登記の確認をさせていただいたんですが、登記はなされていないということでございました。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 基本的にはそのような不明というところもやはり明らかにせんとあかんということで、やっぱり町の関与も若干必要な部分があるかと思しますので、それについては協力をしてあげないと、設立ができないという部分がありますので、また、近隣も含めて検討をいただきたいというふうに思います。

また、3番目に、基本的にはそれらを一応逆に言うたら町から区に移す場合には、登記経費というふうな形が必要になってこようかと思しますので、そのようなものと登録免許税とか登録手数料、法人税の扱いを今から決めておいてもらわんとあかんのかなというふうに思いますので、どのようになるかというふうな質問なんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 登録経費ということで、まず登録免許税がありますが、こちらにつきましては設立されます地縁団体に課税がなされるということになりますし、登記手数料につきましても、地縁団体が負担されるということになります。ただ法人税につきましては、後の質問もございますので、税務課の方から回答させていただきたいと思ひます。

○丸山議長 6番 阪東議員。

○阪東議員 具体的に許可を行おうとすると、町側も今全くできてないので手引きが必要と思ひます。また、申請者側についても手引きというふうな形のもの発行してもらわないと、どのような状態、どのような申請でいくのかというのがわからないようなこととなりますので、これについては今全くないというふうなところ、手続の準備はないというふうなところで解釈してもいいと思ひ

ますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今のところ、持ち合わせていませんが、先ほども申し上げましたように、近隣の自治体で既にやられているところがございしますので、そちらの方から手引書、東近江市であったり豊郷町さんでもいただきましたので、それをもとにまたうちの方も作成の方を進めたいというふうには考えております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ぜがひでも手引きを近隣のところから入手いただきまして、近隣の状況などそういうようなものを含めて、早急にどうにか手続きができる準備体制というふうなところについてお願いしたいなというふうに思います。

次に、5番目になりますけれども、法人については収益の伴う法人もありますし、このような地縁団体というか、地縁団体でも収益を伴う場合がありますけれども、全く収益の伴わないものについての税金の関係というふうなところについて、近隣はどのようになっているかというふうなことも踏まえて、税務課としてどのような形に考えているかというふうな形をお伺いしたいと思います。その中で質問書に出てますように、町税、町税というのは法人町民税、固定資産税もありますし、県民についても法人県民税、不動産取得税もありますし、3番目、軽自動車、仮にどこどこ集落が、例えば営業じゃないですよ。そういうふうな軽を1台ボランティアのために買ったというふうなところについての軽自動車税という、今軽自動車税という名前が変わりましたがね、そういうふうなものがどうなるかという形について税務課長に伺いたいと思います。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 まず順番に行きます。初めに、議員の方が申されました収益事業を行わないという前提での説明になりますが、先ほど総務課参事が申しあげました手引きはまだできていないという中で、今後の進めとして、よその事例等を、また条例整備されているものもございしますので、まず順番に行きます。

町税、法人町民税につきましては、均等割は減免ということになります。法人税割につきましては、今回収益がないということなので、非課税という形になります。固定資産税、先ほどの現在町名義というところが認可団体になって、その名義はその団体にかわるんですが、基本的には集会施設等によるものは減免ということになります。今、収益を伴わないという前提ですけど、例えば有料、使用料をとるような施設で、そういう名義に変えたりという、これは収益を伴うものになりますので、こういった場合はその部分については固定資産税は課税されると。今は収益を伴わないという前提ですので、主に集会施設

等の建物としてということで考えますと、減免ということになります。

それから、県民税につきましても、法人県民税、これは町と同様で均等割の減免。それから法人事業税、これは収益に伴い発生する税でございますので、これは非課税になると。それから、不動産取得税につきましては、先ほどの集会施設等の所有権を移転する、これは不動産取得税の対象ということですが、これも収益を伴わないという前提で減免ということになります。それから、町の軽自動車税の関係につきましては、これは現在種別割というふうに申し上げますが、こちらは課税になります。ただ、近隣の状況というところで、お隣の彦根市さんが平成30年度から市の条例をもってその収益の伴わない団体の場合は減免をするということになりましたので、これがまた甲良町においても今後検討する中での検討材料となるというふうに考えております。

あともう一つ、その他ということなんですが、国税につきましては法人税は非課税で、登録免許税につきましては参事が先ほど申し上げましたとおり、これは課税ということで、団体の方に納めていただくということになっているという状況でございます。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 軽自動車税については、もう既にもう近隣という、もう長浜でももう、どうか、長浜市なんやけれども、もう減免になっているんです。基本的にはそこらを含めて、もう1回甲良としての扱いというのをしっかり確認をして、手引書にいろんな形を書いてほしいなというふうに思っております。

それと、当然先ほど収益事業というふうな形で、若干の収益は、公民館を例えば選挙で借り入れるとかいうふうになったら収益がある可能性もあるし、そこら辺は厳格というか、ちょっと厳格にすると収益になってくるというふうな疑問点もありますので、そこら辺も含めて完全な利益を求めるといふようなところじゃないので、そういうようなところについても詳しく書いてほしいというふうに思っております。

それと、今後、この集落からの相談を、集落の役員さんとかが相談は今後されてくると思いますけれども、どの部署が対応してもらえるのかということも明らかにしてほしいと。やっぱりこれは税務課へ行ってくれ、これは例えばというふうな形にならないように、ちょっとそこはこの部署が対応するのやというふうな形のもので、考えていただけないかというふうに思いますけれども。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 主として総務課の方が窓口になるというふうに考えてございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員　それも詳しく手引きの方でそこで一括に手助けをするというふうな形をしてほしいなというふうに思います。

続いて、町の施設についてお伺いしたいというふうに思います。

防災センター建設の有無については、田中議員が詳しく後で後ほど質問をされてますので、簡単にもうさせていただきたいというふうに思います。

基本的には、今年は台風19号ということで、中部、関東、東北というふうなところが甚大なる被害に遭われて、河川でも最終的には71河川が決壊されておるというふうな形にも、住宅は8万戸被害を受けられてるということです。地球温暖化のもたらす脅威というのは、人間の想像を絶するところにあるというふうに考えております。

野瀬町長につきましては、この防災センターというふうな建設について動きというのはいったん白紙に戻されて破棄されたというふうな形だったんですけども、これについては、町長の決定については、これは民意ですので、受けとめなければならないというふうには思っておりますが、それ以上にそれらに釣り合うものを町長として創造する必要があるかと僕は思います。やはりパナソニックは破壊をせんとあかん。要は、破壊をせんとあかんのやけど、破壊した以上に創造せんとあかんというふうな形のものを言われてますので、町長がいったん破壊してしもたんやから、それに向けて何をやるんかという創造に向けて考えていただきたいなというふうに思います。

町長からすると、今までの積弊の清算というか、今、韓国で積弊の清算というか、長い間積もり積もったそういうふうな弊害を崩していかんとあかんというふうな思いで町長というのは立候補をされるというふうに思いますので、本来の姿が悪ければ悪いなりに砕いてもらっていい方向に向けていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと書いておるんですけど、1番の防災センターに向けてというのは、ちょっとスルーを、田中議員の方がまた言われますので、スルーをさせていただきたいというふうに思います。

そういった中で、2番目の駐車場。ここ数年手つかずで夜間集會に参加された高齢者が、ほんまに危険な場所違うかなというふうに考えておられます。雨が降ると集會所に来ても駐車場にとめても水がたまったり、職員は困っておられるかおられないのかわかりませんが、早く何とかしてよというふうな形を言われております。そういった中で、この集會所、駐車場につきましては、やっぱりどうするかというふうな形のものを明らかにしていけないと、なかなかそういう不平不満が残ろうと思います。そういうようなところについて、今お答が総務課参事さんですけども、いいですわ。どのように考えているかというふうな形についてお答え願いたいというふうに思います。町長がしてもら

えばええんですけれども、答えが参事になっていますよね。参事さん、町長でも結構です。町長、どうぞ。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 基本的な姿勢をサジェスチョンいただきましたので、創造しなさいということでもありますので、いったん昨年度図面を起こして協議をさせていただいたのをベースに、今年度新たな公共施設の計画を策定中でもありますので、それに基づいて各施設あるいは各整備方針が補助のベースとなりますので、そんな方向でやっていきたいと思えますし、それから、駐車場についても夏祭りを2回中断したんですけれど、最低限の土砂を入れて水たまり対策をしたんですが、まだまだ不十分です。それと、防犯上暗いということについては、早急に街灯をつけさせてもらいたいというふうに思っています。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 安全に対応する手段はたくさんあると思いますので、できるだけ住民を呼んどいて水たまりがあって困ったりというふうな形のないように、危険のないようにしていただきたいと思えます。

それと3番目、庁舎もかなり老朽化をしました。総合的に庁舎づくりの検討もこれから逆に入っていくとあかんの違うかなというふうに思っております。町長の考え方として、今、そういうふうなものについては頭はないかもわかりませんが、そういうような必要性、別に3階でも4階でもというふうな形のものでそこが防災センターが入ったりとかいろいろな仕組みは構築ができると思えますけれども、そういうふうな検討も必要だろうと思えますけれども、町長の考え方をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 断片的に申し上げておりました、少し庁舎についての中身を申し上げさせていただきます。現庁舎は昭和43年11月に着工されまして、昭和44年の6月に竣工しております。材料につきましては、製品検査、写真もちょっと探してみたんですけれど、オリエンタルコンクリート株式会社滋賀工場の部材を使っておられる。いわゆるPC構造と言われるプレストレストコンクリート工法ということで、これは西川議員がよくご存じな部分で、緊張させて耐久性のいいものを建てるというそんな工法でございます。

したがいまして、これの耐震診断が平成18年2月に行っております。その結果、平成18年ですので44年の竣工から37年経過時点での調査でございます。鉄筋材料および鉄骨はつり調査、コンクリート中性試験および材料調査、コンクリートコア採取による強度測定、構造体の圧縮強度試験、鉄骨部材の腐食、仕様設計書と照合調査、天井材、設備機器、ガラスの危険性調査ということで、総合的な調査がやられまして、この結果判定についても社団法人滋

賀県の建築士協会耐震判定審査会に出されまして、判定は問題ないということが出されました。結果の判定値であります、正と負の加力、いわゆる加える力、東西方向に揺さぶる、それから南北方向に揺れというそういう調査であります、一般建物のその基準は0.6というのが基準値です。それが教育施設は0.7、庁舎の1階、2階に分かれてその診断がされてまして、1階、X方向、いわゆる東西の揺れに対しては0.77から0.80。それからY方向、南北の揺れは0.84から0.85。2階は同じくX方向が1.15から1.19、Y方向が1.32から1.37ということで、いずれも0.6、教育施設に匹敵しますと0.7の数字も上回っているということで、非常に経年はおしておるんですけど、耐力度は大丈夫だという結果でございました。

これでいきますと、どんな揺れに対応できるかということ、基準値をクリアしていますので、震度7には耐えられる基準値をクリアしていると。コアの中身の強度であったりはずり検査、鉄筋の状態もよかったという結果になっておりまして、非常にその当時役場にいたんですけど、ご承知のようにコア抜きが硬くてできないということを業者が諦めさせてくれんかというぐらいに申し出をされたんですが、いや、抜いてやってくださいということで、いい建物だということでもありますので、大切に今後も使っていきたいと思っています。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 一応現建物についてはそのまま維持管理の方向でいくというふうな形でしょうね。今後やはりいろんな総合的な庁舎の検討も必要ということで、伺いたかったのが、例えばそういうような学校施設、人口減少で学校もいろいろなところでまた使い道を考えんとあかんというふうなところもあろうと思えますし、保育園もあろうと思うので、だんだん人数が減ってくるので、そういうような形を踏まえて考えておられるのかなというふうな形で思うんですけども、この庁舎じゃなくて全体の庁舎を踏まえて、一番学校が究極には2つも要らんかもわからんというふうな形にもなってきます。そのときはどういうふうな形のものでやっていくのかというふうな形についても、今後時間があれば、検討もしてほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ありがとうございます。当面役場庁舎についてはこの建物を大切にすることということで、もう既に危険なブロック建物とそれから建設水道課等々が入っていた人権課も入ってありました施設も空けておりますので、あれは何とか除却をしてという構想でありますので、総合的に子どもが減っているという問題についても監査委員さんの方から統合を考えたらどうやというご意見もいただいておりますので、予定どおり人口減少を見込んでやるのか、あるいは踏ん張れる人口の対策を講じていくのか、その辺も見込んで、総合的に建物には

莫大な経費がかかりますので、必要最小限、甲良にふさわしい建物のあり方については今後早急に検討していきたいと思えます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 20年もすれば増田レポートのごとくスピードでいったら5,000人以下というふうなところにもなつてこようかと思えますので、できるだけ検討を早くしてもらつて、住みよい環境のまちづくりというふうな形に努力をお願いしたいというふうに思つております。

次に、防災無線について伺いたいと思えます。

防災無線は今日にありましては、住民の命綱というか、今日の情報とかまた有事のときの情報とかというふうなところで、大いに役立っているというふうに思えます。私たちの集落につきましても、ちょこちょこ防災無線が不具合で聞こえんというふうなところが耳にします。そういった中で、今、防災無線の修理関係というところが、修理依頼を町民から防災無線の修理依頼は大体今年の場合、今年には完全にまだ12月の末までいってないんですけど、何件ぐらいありましたか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 11月の26日現在で、依頼件数が24件です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 修理件数というのは年々増加になっているのか、横ばいなのか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと詳しいデータは持ってませんが、当時1回目を整備したときの私は担当でして、最初配備するときには今まで有線でしたが無線に変わったので、基本的にはもう電波状況で大分左右されるということですし、電波も登録いただいた電波は角度なんかで変わるということで、設置当初は結構ありましたが、もう何年か過ぎてますので、基本的には横ばいやというふうには推測はしております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 一遍ちょっと確認してもらつて、修理がふえてるということは機器だけでもよらんとやっぱり電波障害の部分があるかもわかりません。そこらちょっと押さえておく必要があるの違ふかなというふうに思えます。

2番目の方に、機器はパナソニック(株)の機器を使っているというふうなところで、平均的な修理日数はどれぐらいの程度になっているかというのを伺いたいと思えます。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今まで月に1、2回程度ですが、修理の件数というのは件数というか、どの頻度で修理に行っているかという理解をしてお答えします。今は

直営でされて1、2回です。以前は下請けというか、町内の電気屋さんを使って修理をパナソニックが委託をしていました。役場に修理の電話があると、直接そこに電話をして、行ってくださいというようなことをやってましたが、今現在その下請けというか、町内業者とパナソニックが契約していない状況でありますので、直営でパナソニックに電話をして、そこから行ってもらうということで、甲良町に入ってくる頻度が少ない状況であります。パナソニックに確認したら、ほかの業者さんですぐに行ってくれる業者さんに委託していきたいというふうなことを考えているということでした。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 質問では大体何日ぐらいかかっているのやろうと。要は修理を出しますよね。機器を引き上げはります。その期間がどれぐらいかかっているかなというふうな質問やったんですけどね。即決でそのところで直るということは考えられないので持って帰ってはると思うのやけど、そこら辺はわかってはりませんか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっとその確認はしてないんですが、基本的には先ほどいきました電波状況のことなので、持って帰ってもらっても、傷んでいたらもう基本的には町民さんに貸与なので、新しい機械に入れかえて使ってもらうようにはしております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 防災無線というのは、基本的には先ほど言いましたように、地域の行事も使いますし、それで町の情報伝達、それで防災、有事には今はないんですけど、有事があったらその伝達という、1日たりとも、修理というのは住民のお宅にないというのはこれはダメな話。これは絶対的にだめな話なので、普通、例えば修理をしたときには、町へ持ってきてくださいとなるかもわからないですよ。町がとりに行くということはないのやけど、やっぱり持ってきてくださいと。前回の広報でも、傷んだら町に持ってきてくださいねというふうな質問の事項が、一般質問であってそれも書かれているんです。書かれているなというふうなところで、持ってきたところで、普通やったらこれは代替品が欲しいと、その期間中に代替がやっぱり必要だと思う。

ある人が機器を修理に出して2週間たっても何の連絡もないと。何も連絡がないというて、少なくともいつごろ直るかというのはやっぱりパナソニックが連絡するんじゃないかと、町がお客さんの、住民のお客さんの第一窓口なので、それはきっちり連絡するというのが本来の姿やと僕は思うんですけども、それについて2週間なかったと。これは何ぞあったら大変やねというふうな形のもので、ここは改善してもらってくださいねというふうなことを言われてまし

た。それについて、どう思われますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今議員のおっしゃるとおりやと思います。修理の場合は役場に持ってきてもらったら当然うちも予備がありますので、即予備を渡して、修理ができたらまた交換というふうにさせてもらうのが通常かなと思いますので、今提案いただきましたので、そのように担当の方に指示はさせていただきます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ぜがひでも、やっぱりこれは1日たりとも住民のそばに置いておかんとあかんで、それは確実に守ってください。そのために、先ほど何件ほど傷んでるんやろうというふうな形を聞いたんですけど、これやったら備えに2、3台あれば代替でいけますよね。必ずそれはやっぱりやってあげてほしいというふうに思います。

それと、修理の中身、修理がどのような内容で機器の原因があったのかというふうな形については、報告を受けて、それについて今度は発注するときには町としての機器を選定する基準が変わってきよると思うんですよ。それについて、修理内容はどのようなものであったかという原因を明らかにしとかんとあかんと思うので、この点についてはいかがですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと質問の趣旨がそのように捉えてなかったもので、一応基本的には修理依頼の内容は基本的には電波状況が悪いので、家に行って個別受信機のアンテナが伸びているとか、角度がどうかとか、置く場所がそれでええのかとか、電波障害にならないのかというのがほとんどです。それでも入らない場合は、家の人の許可をもらって、家に外部アンテナを立てて入るようにするのが基本です。まれではありますが、やっぱり機械が傷んだりする場合がありますので、そういうところは修理には出していますが、ちょっと傷んだ原因で、機械でこういうことで傷みますということを調べられてないので、今日は今答えたくらいです。

○丸山議長 また原因がわかったら言うたって。阪東議員。

○阪東議員 必ず次、我々も含めてそういう、この機器はあかんでというふうな形で把握しとかんと、こういうところについて甲良の環境はこうやというふうな形を思わんとあかんで、必ずそれはパナの方に投げかけてもらってほしいというふうに思います。

そうしたことを考えると、本当に高齢者宅というふうな形のものが防災無線が機能しているかというところが物すごい不安に思うんですよ。本当にこの高齢者の独居老人とかいろいろなところに対して正常であるかというのは、定期的にフィードバックをかけんとあかんの違うかなと思います。これは、例えば

行って録音をかけるなりすれば要は発信がわかるし。そういうような形で、そういうようなところについても町としても町のサービスというか、安全・安心のまちづくりをするのであれば、そこまで確認するというふうなところもしてあげてほしいなというふうに思います。

これについて、総務課長、聞いておきます。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 そこまではちょっと想定してなかったのですが、今提案を受けましたので、一遍福祉課の方と協議しながらそれが可能かどうかというところから協議をさせていただきます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 最後ですけど、議長が言われましたが、そういう質問事項を出しても協議事項というのが、前は本当に、どういう質問かというふうな形で意図も聞いてもらったと思うのやけれども、これから簡単に電話でもいいと思う。この意図は何ですかというふうな形で聞いたら答えられると思うので、そういうような質問の意図というものを、やっぱり我々も書くのは書くのやけれども、角度の見方での的外れた形があるかと思うので、聞いていただければありがたいというふうに思います。

これで最後の質問になりましたのですけれども、4年間、町長をはじめ教育長をはじめ、本当に優秀な幹部の皆さんにつきましては、一般質問における情報収集など、本当に多大なご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。来年の来る年が甲良として飛躍年になることをお祈りしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○丸山議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで昼休憩に入ります。13時40分からお願いします。

(午後0時17分 休憩)

(午後1時40分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番 建部議員の一般質問を許します。

10番 建部議員。

○建部議員 それでは、私の一般質問を行います。

まず、今日の質問の1番目、住居表示の変更についてということですが、私たちが社会生活を営む上で住所、氏名を表記する機会というのが非常に多々ございます。私自身は、例えば今日のこの場合、この書類は単なる在所の表記だけで済むか、それとも大字をつけるか、そういうことを常々考えながら、ときには甲良町呉竹184、これは私の住所番地であります。ときには大字呉竹184番地と。その都度思うんですが、この大字という表記が省略できたら

という思いがいつもありますし、また、最近、もちろん私もそうですが、お年を召してくると、たとえ2文字の大字でもやはりわずらわしいというか、できたら表記を省略したいという私の友達も、これ何とかならんかなあと。ある書類を書いたら、「いや、大字をつけてください」と時々言われるということ、また、若い人は、今、「大字」という表記は昔くさいな、田舎くさいなというそういうことも言われる人もいます。そういうことで、私はこの法律、住居表示に関する法律に基づくのかなと思ったんですが、ちょっと違うようですね。地方自治法の第260条ということになるそうなのですが、いずれにしても、住所表示の中から正式名は「大字呉竹」というのが正式な地名であります、そこから「大字」という表記を省略することができれば、という思いがあります。

そこで、住民課長に尋ねます。法律上、そういう手続、そういう省略することができのかどうかお願いします。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 今議員がおっしゃいましたように、甲良町においては今まで字名の前に「大字」をつけたのを一つの名称としていまして、それに地番をつけた方式を用いて表示しておりますので、住居表示に関する法律には該当しておりません。大字のみを削除した住居表示の変更ができないために、ただし地方自治法第260条第1項におきまして、市長村長は、町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経てそれを定めるというふうにされております。これに基づいて「大字」を削除し、「大字」名を抜いて字名だけにして地番にするということは可能です。その場合、あと議決された場合なんですけれども、住所、本籍、登記、土地台帳、その他関係手続の変更並びにシステム変更というものがしないといけなくなるというふうに考えております。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 私は最初に申し上げました住居表示に関する法律じゃなくて、字の名称変更については、地方自治法の第260条に該当すると。今住民課長が申し上げたように、市町村区域内の町または字の区域というその条項、260条はそういう条項なんですけど、町もしくは字の名称を変更しようとするときは、議会の議決を得てこれを定め、県知事に届け出なければならないという、そういう法律になっています。ですから、町の議会でそのことの議決があれば、県に手続をすればできると。ただし、この名称変更の議案は、これは町長のみが提出できるというので、この議案は議員提案ではできない。あくまでも町長がこの議案を提出する、いわば町長の専決になっているのかな。議会からの議員提案ではこの議決はできないということがルールづけられておりました。

そこで、町長に尋ねます。多分私だけじゃない、また私の友達も2、3人、「この大字を省略するとほんまに楽やのにな」と、そう言う方もおられましたが、甲良町呉竹184番地、甲良町大字呉竹、その大字を省略というか、略するというそういう議案を提出してほしいと思うんですが、町長はどう考えますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 せっかくの提案ですので、ちょっと研究検討期間が要ると思います。したがって、建部議員の提案でありますので、行政は行政で検討しますし、それから議員さんは議員さんで研究をし、町民の世論といいますか、いいじゃないかという合意を得てやったらスムーズに行くと思いますので、少しそういう研究調査期間、あるいは世論の合意という期間が必要ではないかというふうに思います。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 先ほど住民課長が申し上げましたが、確かに住所の表記の変更になると、例えばソフトというか、システム、住基であったり、また税務の資料であったり、また、法務局なり土地の登記とかそういういろんなところで「大字」という表示を消していかなければならないという、そういう事務処理がありません。それには費用が発生する。例えばどの程度費用が発生するか、住民課長、試算はされましたか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まず試算の方をさせていただくときに、住基系のシステムの関係が大体800万、税の関係が700万、国民年金の関係が300万というような積み重ねをしまして、今私ところが使っている健康カルテ、あるいは介護、後期、障害、そういったシステム全部で6,100万ぐらいのシステム改修が必要となります。これは今庁舎内で使っているソフトだけですので、あと広域との連携調整の場合においてシステム改修が必要になってくるのはまた別途という形になります。

以上です。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 それらの費用、実は合併をした場合、例えば秦荘町と愛知川町が合併をして愛荘町になりました。その時点で大字という表記はなくなりました。合併特例法をもって、その費用は国が持ってくれるというそういう特例があったみたいです。日野町では一部の地域が大字という表記をなくしました。

町が単独でその表記をなくそうとすると、今は6,000万とかという莫大な予算が要ると。大字という表記をそのシステムなりソフトから消すだけにそれだけの費用がかかる。それだけの費用をかけるのはもったいないという、そ

ういう意見も出てくるだろうし、今は町長が研究をしたいということでございます。町民の意向というか、アンケートもとる必要があるのではないかと。町民の皆さんは、多分大字呉竹184番地と表記するよりか、甲良町呉竹という大字という2つの文字の省略がいかにか町民から支持されるかというのは、私はもう想定はしているんですが、町民アンケートではそれはいいと。ただし、それだけのお金をかけることについてはどうかという、多分そういう意見も出てくるだろうと思うんですが、これはぜひとも町長が研究をしたいということですから、前向きに前向きな姿勢でぜひともこのことについては取り組んでいただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私も住所を書くときに、建部議員と同じように大字を書くのか、省略できればいいなという実感を持っておりますので、行政として他の要素で支障があるのかどうかを含め、行政は行政で研究に入りたいというふうに思います。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 それでは、次の2番目のごみの収集についてのことについて申し上げます。

ごみの収集はそれぞれ指定場所がありまして、今は週に2回、これは燃えるごみなんですけど、燃えないごみは月1回、日常的にそういうごみの収集というか、それぞれのご家庭は指定場所へごみを持っていくんですが、この収集指定場所は、実は呉竹が40カ所、長寺西が50カ所とあるんですが、多分私は呉竹は43カ所、当時はそうだったんですが、組が近いものでそこが統合されたところもあるので、これは呉竹の場合は隣組単位です。隣組というと大体10戸、10戸の隣組が1カ所の指定場所を持っている。長寺についても50カ所というので、多分それぐらいの規模だと思います。これは呉竹、長寺の在所の要望でそれだけの箇所ができた。これは収集員にとっては1つの字に40カ所も50カ所も回るとするのは非常に大変だったろうと思いますけれども、今はそれがもう10数年、いや、もう20年ぐらいになりますかね、そういう隣組単位の回っていることが、ほとんど常識的というか、日常的に思います。

しかし、これもたまたま私の友達とある機会でしゃべることがございました。

「いいな、呉竹、長寺は。私らは」と、その人は1キロメートルほど収集場所から離れている。毎週2回、軽トラにごみを積んで1キロメートル先までごみを持っていく。それがいつもの日常的にこんなもんやと思うてるのやけど、呉竹の人はいいなと言う話がありました。私の隣組は、少なくとも15メートルぐらい先に収集場所がある。いつも歩いて、私の土地から川の離れたところに収集場所があって、そこをぐるっと回っていくと15メートルぐらい。一方、

同じ町内でも1キロメートル先に車で持っていかなかったらごみが運べないという、そういう箇所もある。ですから、大きい在所も1カ所ないし3カ所というそういうところがございます。

私がここに書いておるとおり、町民の、それでごみ出しの負担、利便、そういったものは町民に等しくというか、やはり皆さん同じ負担で同じ労力ぐらいで、そういうごみ出しができたらいいのではないかと、そういう思いから、町の働きかけで、多分これは1番も2番も一緒にいきますが、在所の事情があって、「いや、もう私の字はこれで十分です。この1カ所でいいです」という字もあるかもわかりません。しかし、その字の役員さんを説得して、主人公は町民ですから、そういう町民の利便なり負担というのは、やはり呉竹や長寺西の方と同じような負担、利便でもって行政サービスを受けるべきじゃないかと。むしろその役員さんを説得して、もうあと何カ所かふやされたらどうですかと、むしろ町の方から私は何とか役員さんをお願いしてでも、ふやしていただくような、そういう行政のサービス、配慮というのが必要ではないかというふうに思いますが、これも町長、住民課長、どちらでもいいです。どう思いますか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 議員がおっしゃるとおり、長寺西地区の場合は平成15年まで自宅前の道路にごみを置いて個々に回収されていましたが、衛生的な観点もありまして、区内でご相談いただき、現在は58カ所、呉竹区の方も個別回収が、組がえ等、また組長が収集場所を管理するというので、現在40カ所ということで、設置されております。他の地区に関しましては、今現在各字の希望を聞きまして、多い字で6カ所、少ない字で1カ所ということで、収集場所が町全体で124カ所ございます。

建部議員がおっしゃるとおり、高齢化が進む中で町民の負担や利便性を考えたときの行政サービスのあり方としては、現在もごみの管理は区にお願いしておりますけれども、字で収集場所の増設を希望される場合なんかは町としても収集場所を増設して、回収に当たりたいというふうに考えておりますので、区長会を通してまたご相談を申し上げたいというふうに思っております。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 町長、それでよろしいですかね。私は極力声が上がっていようと上がってまいと、行政サービスは等しくあるべきだという、これは基本でお願いをしているわけですが、今、住民課長が申し上げたような内容でもって、むしろ町の方から住民啓発を進めてそういう箇所をふやしていくという方向で取り組みはしていただけますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 いきなりではなくて、区長さんに投げかけてみたいなというふうに

思います。以前、ある集落では、やっぱり集落の上流部、縦長ですので上流部に1カ所増設ができないかという協議が区と行政でありました。そして、区は区内で協議をなされまして、結局実現しなかったということもありますので、それと等しくということ、それから福祉のまちづくりの視点では、例えば数十メートルであっても、やっぱり動きにくいお年寄りがあったりというふうなことで、福祉のまちづくりで助け合い、支え合うという地域のそういう体制も含めて、区と協議を行いたいというふうに思います。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 一応そういう思いで期待をいたしておきます。

次、3番目の来年度予算編成に向けてですが、総務課長、もう来年の予算要求は各課からの要求は締め切りは終わったんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今現在締め切りは終わって、順次各課のヒアリングを行っているところです。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 今さらこの話を出すのはもう遅いのかな。でも、もし、私のこれから述べるのが参考に、また一考しなければならないなという思いがございましたら、再考を願うことにして、以下述べていきます。

私の今のキャッチフレーズというか、スローガン、「教育のまち、福祉のまち、そして安住のまち甲良をみんなで作ろう」ということを実は思っています。教育のまちというのは、9月議会で教育立町という提案をいたしました。また、福祉については、やはり子ども、女性、老人、そして社会的生活弱者、困窮者と言うと語弊がございますが、一応生活弱者、そういう方への福祉が最重要であります。そして、安住のまちというのは、やはり平和に住み暮らすこと、安らかにという、何の心配もなく、落ち着いて甲良で住まいをしていただく、安住のまち、それをめざそうという思いでこういう標語をつくりました。

そこで、令和2年度の予算編成、何を重点に今考えられているのか、また、新しく起こす事業はあるのか、町長が答弁者になっておりますが、町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 趣旨は私のめざす重点と同じでございます。甲良町は7,000人の人口規模になりまして、団体自治、住民自治、さらに向上しなければならないというふうに思っています。振り返りますと、私の2年前は、建部議員によく言ってもらいますが、行政力の再生、いわゆる職員力の向上をめざしました。1年前の町長選挙については、日常何に向かって努力するか、それぞれの施策を一步ずつ着実に前進させていきたいというふうな現実路線に転換したことで

ございます。今議会で提案させてもらっています来年度から会計年度職員がスタートします。さらに、職員の資質アップに、あるいはコミュニケーション能力を向上させていきたいと思っています。

来年度の中身でございますが、その前に、今年度末、いわゆる令和2年3月までに財政健全化計画を内部で検討しておりまして、予定としてはできるだけ2月の初議会に原案骨子をお示しして、3月中にそれを決定したいと、財政健全化計画でございます。それから、新年度になりますと、総合計画の策定、そしてまち・ひと・しごと戦略ビジョン、この2つを同時策定ということで動きます。中心的には課長補佐が策定参画ということになりますし、住民の方にはこれらを含めて学習の機会を積極的に設けていきたいというふうに思っています。

そこで、具体のめざしであります。大きな流れはそういうことになりますが、具体であります。教育事業として、今年度から取り組んでいる事業をさらに伸ばしていきたいというふうに思っています。2年目の教育事業としては、1つ、子育て支援の強化をめざした家庭支援の事業、2つ、子どもたちの学力が学びの質が高まるよう長期視点で学力向上の推進をしたいと思っています。福祉の事業としては、保健福祉課からもう計上してもらっていますが、減塩、運動、禁煙をめざして町民の健康づくり運動ということ呼びかけていますので、集落の健康推進員さんをはじめ、裾野を広げたいというふうに思っています。2つは、先ほどごみの件で少しふれましたが、支え合い助け合う、地域福祉活動を展開したいと思えます。いずれにしても、行政だけでは施策は前に進みませんので、住民の方に積極的にかかわっていただけるような、そんな仕組みを考えています。

それから、農業と建設業の問題がございます。農業の中核団体の法人営農組合、そして産業の中核の建設業者さんの問題、一堂に一度会して研修、議論をしていただいて、異業種交流でそれぞれの道の新たな展開が甲良でできないかということを探求してまいりたいというふうに思っています。

ハードでは、全協でも説明させていただきましたが、西が丘山林町有地の企業誘致については、継続募集、なるべく早くこの案でどうでしょうという議会への提案ができるような日常努力をしてまいりたいと思えます。

それから、2つとしては、国道8号とスマートインターが多賀にもできますので、国道8号と国道307を連結できる道路としては町道池寺下之郷線でありますので、この拡幅計画にも取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○丸山議長 建部議員。

○**建部議員** 数多く出てきましたから、最初聞いていたら、ああなんだ、また計画だけかというように思っていました。財政健全化計画、これは過去何回もこういう10年刻みぐらいにこのことが出されていきました。そして、総合計画もちろん10年単位で総合計画の見直しなり策定がありました。最初に聞いたときは、ええ、また計画だけの話かなと思ったら、あと具体的に出てきましたが、なるほどという部分もありますし、ええこんなことでまだ生っちょろいなという部分もあるんですが、今、町長が数項目にわたって述べた内容は、各課にそういう指針として予算編成に向けてはそういうことに対する指示は出されていますか。

○**丸山議長** 町長。

○**野瀬町長** はい、もう既にこれについては各課具体の指示をしております。

○**丸山議長** 建部議員。

○**建部議員** じゃあ、これに伴う予算が上がってくるものと期待をいたしております。一応基本的には町長のそういう来年度はこういう思いであるということが聞かれましたが、私なりに、ちょっと2、3、ぜひともこの取り組みはしていくべきだという内容についてふれていきます。

教育、とりわけ学力向上対策予算は先ほど町長が最初に教育事業、家庭支援を1番に挙げられました。このことは非常に甲良町にとっても重要でございます。子育て、子どものしつけ、学力を上げる、実は学力向上以前にやはり子どもたちを持つ親、大人、地域がやはりそういう子どもに対するしつけなり養育なり教育なりの見る目、またはそういう力を養っていく。むしろそういう大人への教育も必要じゃないかということが、私は9月の議会でも申し上げました。もともと子どもに先天的にそういう落ち度があるわけじゃない。能力がなしで生まれてくる子はいない。やはり、それを育てる大人の教育だと。そして、もう一つは、やはりそれを指導、教え、導く、育てる教師の質、それがやはり大事だと。指導能力のある人間性にしてもそういう質の高い教師によって指導される子どもたち。それによって子どもは大きく変わるという提言も9月議会で申し上げました。

そこで、そういう教育、大人の教育も含めて子どもの学力向上対策として教育委員会ではどういう内容でもって予算要求をしているのか、お尋ねいたします。

○**丸山議長** 教育長。

○**松田教育長** かねがね甲良町の教育、とりわけ学力向上に向けて、議員の方からいろいろと示唆いただいております。その辺のところも十分熟慮しまして、今年度より取り組んでおります甲良町の学力向上へのチャレンジという取り組みを、来年度もさらに充実、推進してまいりたいというように予算編成上、考

えて編成を行いました。以下の点について、重点化をするように考えています。

まず1つ目ですが、一人一人の学習支援対策ということで、今ほど議員がおっしゃられました、質の高い教師、そしていつでもどこでも子どもに寄り添った教育活動が推進できる講師、支援員、相談員の適切な配置、これについて現場の管理職と協議をしながら、適切に配置をしていく、そんな予算を編成しております。加えまして、放課後の個別の学習支援の場を効果的に設定するように編成しております。

大きな2つ目ですが、よりわかりやすい授業づくり対策ということで、学力向上に係る講師招へい事業として、大学と提携しながら大学の教授、あるいは講師の先生方に定期的に現場の授業を見ていただいて、いろいろとご指導をいただく。そういうような授業の対策を考えています。加えまして、教育の先進地の研修も視野に入れて、町内の各校・園における管理職あるいは担任外の先生を中心に、先進地研修、視察研修をして、校内研究あるいは保育研究に活かしてもらおうというような取り組みも考えております。

3つ目には、子育て支援、家庭支援を強力に推し進めておりますが、まだまだ子育て支援センターの組織としては、当初考えていた組織の充実には至っておりませんので、充実対策ということで臨床心理士、あるいは教職経験、不登校対応経験のある職員の配置を視野に入れた予算の編成もいたしております。加えまして、今ほど議員の指摘がありました、子育て環境支援の充実ということで、保護者、地域、そして教職員がともに一堂に会して子育て、養育姿勢、学力向上に向けてどのような子どもへのかかわりが必要なのかというような学びの場も設定するというようなことで、予算を編成いたしております。

以上でございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 今幾つか述べられました。学習支援なり質の高い教師、わかりやすい授業、そして先進地研修とか子育て、家庭支援、そして子育ての環境支援とかそういうことが出る出ました。特に先進地視察、先進地への研修というのは甲良町から秋田とかそこらは行かれたことがありますか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 具体的にはなされていないと思います。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 秋田、福井、そして富山というところあたりは全国でも有数の学力の高い県であります。そこらあたりの、やはり研修ならそこらあたりがいんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、今、大きく3つほどの項目を挙げられましたが、その実現可能なための予算要求はぜひとも獲得をしていただきたいというふうに思いま

す。

次に、出産、子育て支援の増額と高校までの医療費無料化についてでございますが、昨年子育て応援金、また出産祝い金として2万円の祝い金、そして3年間2万円を支給するということが決定されました。もちろん私は修正案を出しましたが、修正案は否決されました。一応現在は2万円の祝い金、そして3年間にわたって2万円ずつの支給ということが決まりました。額は申し上げられません、私はできることなら、その増額を図るべきだというふうに思います。額といってもそんなに大げさな額ではないんです。例えばの話ですが、2万円を3万円にするという。だから、この額をこうしろということは言いませんが、そういったぐらいの額の増額をぜひともなすべきだというふうに思いますし、もう一つは、出産奨励という意味で、第2子、第3子の出産に対する祝い金もやはり通常の祝い金2万円ではなくて、出産奨励という意味合いにおいて第2子、第3子への出産祝い金の制度も考えていただきたいということを申し上げたいわけですが、どうですか。これは、町長か。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 提案いただきました。まだ査定に入っておりませんし、検討課題にさせていただきたいと思います。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 それはぜひとも実行あるべきだというふうに私は思います。

それと、お隣の豊郷でもやっておられますが、高校までの医療費の無料化についてはどう考えるかということでございますが、これは町長でいいんですかね。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 既に小中学校の方の通院は所得に関係なく現物給付という形で無料となるよう町単事業で行っておりますが、今おっしゃったように、豊郷町のように18歳まで無料にできるかということになりますと、今将来的には財源確保のために一定所得以上に対する一部負担の導入なんかを検討しつつ、高校生までの拡充についても今後の課題というふうに考えております。また、町村会の方でも県に子育て支援として、そういった無料化の方を要望しているところでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 今後の課題。今後の課題も早急なる課題と。今後といっても幅がありますのですが、じゃあ、住民課長に尋ねます。15歳から18歳の過去3年間、甲良町における子どもの数、そしてそれが受けた医療の費用、通常多分3割負担が多いのだろうと思うんですが、そういった統計というか、調査とかされたことがありますか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 調査の方はまだやっておりません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 できれば、この質問が出てくる関係で、やはりせめて大体甲良町における15歳から18歳の高校生における数がどれだけいて、多分高校生ですから受診というのはあまり多くはないと思う。その受診を受けた方がどれぐらいいて、その3割負担の医療費がどれぐらいだったのかという、少なくとも過去3年間、その調査はちょっと把握してほしかったなというふうに思うんです。いずれにしても私は大した額にはならないというふうに思います。むしろ、今中学校までが医療費が無料になっているんですが、小学校、中学校のときには比較的受診というか、お医者さんに行く機会が多いと思うんですが、ちょっと高校生になると、多分それは少ないだろうと思うんですが、一応そのことも調査をしてみてください。

それと、やはりこの高校までの医療費の無料化についても実現可能な範囲で、近々というか、検討課題も早急なる検討課題と長期にわたる検討がありますので、早急にこの実現のための努力をお願いしたいということでございます。

次、人口減少対策の緊急かつ最優先課題、それに対する予算ということ、実は私は9月議会でそのことについて何が甲良町に必要なのか、緊急なのかということ、何を提言しました。人口減が急速に進んで消滅の危機が訪れても、自立で行政運営ができる方法を模索することも必要ではないかということが1つと、それと、何を優先すべきかという中で、まず2つ大きな課題があるんです。

人口流出の理由、原因にかなう施策、環境、条件の整備が必要だと。甲良町からどんどん人口が減っていく。甲良町から出ていく転出される方が非常に多くなっているという実態から、一体その原因は何なのかということ、その原因に適応した施策を整備していかなかったらだめだということ、これが1つ。

もう一つは、人口減少対策の根幹はやはり人がふえなければならない。すなわち、出産をされる方が多くなっていく。要するに甲良で生まれてくれる子どもの数がふえていくということが一番の根幹、基本になります。そのための条件なり環境整備、そういう施策が必要ではないかと。出産奨励がその一例でもあります、そういうことが今、人口減少対策の中で甲良町が一番に取り組まなければならない課題だというふうに私は9月議会で提言をいたしました。そのことについて、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 甲良の当面する最重要課題だというふうに認識をすることであります。先ほど申し上げました、まち・ひと・しごと戦略ビジョン、かなり今のビジョンは項目が多く、それからKPIで評価をするということに行政上四苦

八苦しているという状況でありますので、今度総合計画と一緒に改定については総合計画もできるだけ集約、絞って、ポイントを絞りたいなという思いでありますので、この人口ビジョンについてもなるべくそうしたいなと思っています。

ところが、今のビジョンの計画であります。もう滋賀県が県全体で改定のビジョンの数字をつかまれております。近く公表されると思うんですが、最近の情報では、2040年、今から20年先の減少率が甲良町が40%以上さらに減少するという断トツで消滅可能性都市への歩みを進んでいるということで、甲良のビジョンは2040年に5,000人を目標にしていますが、さらに40%といいますと、限りなく4,000人に近い人口になるということで、2040年は町の計画よりも1,000人下回るということになります。

したがって、建部さんの2つの提案についてを取り組むということが、とても大事だなというふうに思っています。

しかし、その道筋をいかにつけるかが、今甲良の課題であります。今、またかとおっしゃるかもしれませんが、農工大学に来てもらって集落調査の2年目を迎えております。人口減少問題、限界集落の問題、集落の後継者の問題、そして人口をふやすための宅地化の問題、私ももう集落を抽出して、直に集落へ出かけて課題認識と集落協議を次年度から開始をしたいというふうに思っています。また、町民に対しては、やっぱり学習の機会をふやして、この実態をどうするのだという基本認識をまずはしてもらいたいなというふうに思います。

抽象的で申しわけないんですけど、この現実を捉えて、どうするのだという、今は妙案はありませんが、一つずつ模索をするということしかないと思いますので、魅力ある甲良町をいかに町民を挙げてつくり上げるかという大きな目標で一つずつ地道なところからやっていきたいと思っています。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 9月議会で企画監理課長は、町の施策が統合性を持ち、一丸となって進める必要があるため、この人口減少対策の事業については見直すということをお述べておりました。今の町長の言葉は、私は課題に沿う、課題解決のための予算編成を期待して、私の質問を終わります。

○丸山議長 建部議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 西川議員の一般質問を許します。

9番 西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。任期最後ということで、いろんなことをまた聞いてみたいと思いますので、よろしく答弁をお願いします。

1番の職員の資質向上と職場づくり、これは町長もおっしゃっておられます

が、私の目から見てますと、とにかく書いてあるとおりなんですけど、やっぱりちょっと元気がない。その辺のところがいろんなことの手詰まりになっているのだというふうに思うんですが、これをどう解決していくかというのが町長の課題であるというふうにも思います。

ここでひとつ、先ほどから皆さんおっしゃってますけど、みんな考えたら必ず予算措置がついてくるので、新たなことは言えないのかどうかわかりませんが、やっぱりそういうことまで一生懸命考えていく職員が出てこない、甲良町はよくなっていかないというふうに思います。それと、採用人員も今5人決まっているんですけど、きのうのテレビなんかでも町長がおっしゃっていました。私も同感ではあるんですが、就職氷河期の人を尼崎で前例があったからというようなこともあるんですが、30代、40代の優秀な人を集めたいという気持ちもわかるんです。それはその辺のことは同時にお答えいただいても結構なんですけど、要は何とか立て直さないと、このままでは私はいかないと思うんですが、いかがでございますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃっている内容、さらにはもう少し詳しくは質問書に書かれていることについては、私の就任2年を見て、そういう客観的評価をされていることでありまして、このことについては私自身が厳粛に受けとめなければならないというふうに思っています。課題処理の2年であったという総括をしているところでありますし、11月の10日に丸2年を迎えましたので、11月1日の職員集会では、どちらかという自分自身も守りの行政であったなというふうに自覚をして、2年スタートの11月からは、攻めの行政に移りたいということを打ち出しました。

職員もいろいろ失敗はありましたけど、もう委縮しないで、失敗を恐れなくて日常業務をやってほしいということを言いましたし、失敗は私の責任になるということを感じておりますので、プラス思考で能動的にとというのが1つ。2つ目は、担当者オーソリティー、担当が一番よく仕事を知っていることからしても、日常業務をスピーディーにやってもらうということが2つ。それから3つ目は、やはり住民に向かって行動する職員と。これはもう何度か言っているんですけど、パソコンに向かってする仕事を中心にやってきたということから外に向いて、あるいは住民に向いての仕事っぷりというのがまだまだ板についていない。これからだというふうに思っていますので、これらのことを総括して、攻めの行政に移りたいということを掲げました。

これからは住民とともに、行政が住民視線で寄り添って住民に信頼される行政展開をめざしていきたいというふうに思っています。向こう2年間の決意表明でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 2年間は守り、これからは攻めで行くということのようですが、攻めもいいんですけど、やっぱり反省は絶対必要やと思いますよね。私はもう前から言っているとおり、処分がないのがやはり一番気の緩んでる証拠だというふうに理解してますので、そこは忘れずにやっていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど、今5人が就職を決められてるということなんですが、3月までにまたいいところがあったらやめていく、お断りが来るというようなこともあるかと思しますので、その辺のところを踏まえた中での町長の氷河期のきのうのテレビだと思うんですけど、そういうことはやっていかないかなだろうと。いい人をとってこないといかんというふうに思いますので、そこはよくお願いしておきたいと思します。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 きょう、今日にかけて、新聞、それからきのうはBBCの取材も急遽でありましたがこれだけ反響が大きいとは思っておりませんでした、プレス発表をA4、1枚でぼいと広報に出したら新聞社が飛びつき、BBCが飛びついてきたということでありまして、先例としては宝塚市がやったことでありまして、建部議員の全協での質問があつて、職員定数ということをおっしゃっていただきました。そのことを踏まえて、途中でやめていく職員も多くありますし、それから病気休暇ということも指摘されておりますので、35歳から45歳の就職氷河期の人、5人、5業種、今募集をかけまして、新年度に向けた体制を整えたいというように思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺抜かりのないようにしていただきたいというふうに思します。ええ人が入ってこないといかんというふうに思しますので、これで来たから入れるのだという話では困りますので、よろしくお願いしておきます。

次に、2番の外部研修の話なんですが、本当にということを書いてあるんですけど、出席された場合に、参加された場合に、研修会、大会やとかいろんなに出されてるんですけど、その報告はかなり、いわゆる県、国の絡む業種に関しては全部行かれてるのかどうか。そして、その辺は誰が行って、やはり報告はどのように受けて、それがフィードバックされているのかということをお聞きしようと思って書いています。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず職員研修ですが、職員研修の基本は滋賀県内の19市町でつくっている職員研修センターが天津にありますので、それを基本ベースに行っております。その研修の中に一般研修が10項目、研修指導者研修が9項目、

専門研修が11、特別研修が13というのがありまして、甲良町が必修です。それが、一般研修の階層ごとです。係長とか主任とか。それは絶対年数ごとに行きなさいよということをやっています。

それで、何年か前から、特別研修で、公務員なので地方自治法が基本中の基本、自分らの身分の地方公務員法、世間で通用する民法、この3つは今の40代ぐらいの職員から下は順番に行かせております。あとは例規研修とか訴訟研修とかは担当者が手を挙げたら行かせております。というような実態がありまして、この研修につきましては、当然修了証書も出ますし、本人が所定の様式がありますので、それに感想なり成果を書いて自分の担当課と総務課に回しております。

それと、定住圏自立構想で人材育成事業というのがあって、それで政策形成の力をつけようということで、これは定住の絡みですが、これも係長級ごとということなので、今年でしたら2名ほど行かせて、それも発表会があります。それで修了証書をいただいております。

それと、全国地域養成リーダー塾というのがありますので、これも2年に一遍ですが職員を行かせて、最新の情報なり国の施策なり動向なりを研修に行かせております。これについても、地域養成リーダー塾で卒業式があって、その前にレポートの発表がありまして、それで合格しないと修了証書がもらえないということで、結構ハードなレポートですが、それも2、3年前から再開しています。

昨年からですが、うちは農村部なので、地域農政未来塾というのがありまして、これを第1号で去年うちの職員を行かせまして、それもレポートがありまして、それについては優秀賞をうちの職員はいただいておりますので、それも証明書なりがあります。

そういうことと、そういう研修も行かせておりますが、通常ミスを見ると、日常業務のミスが多いので、これも去年ぐらいからですが、総務課が中心になって、伝票に問題があったときは伝票の切り方を各部署回って指導はしておりますし、直近でありましたら、決算を打つのに事前に補正予算を打つとか、繰り越しとの絡みとか調定の絡みとか、そういう指導を今年度は問題の部署には回っております。

それと、来年度ですが、来年度については、県庁の方に市町村職員研修、実地研修ということで、1人職員を1年間、県庁の方に出向させて、そこでいろいろしてもらおうかなというふうには思っております。

以上であります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それでね、いろいろ勉強しに行かれていますのはいいんですが、それ

のフィードバックがどのようにされて、職員の中に徹底されているのか。例えば町長のところにもその都度報告が上がってるのかどうか、その辺はいかがですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今言わせてもらった研修については、当然書類として修了証書をつけて総務課経由で町長の方には上がっています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それが実践につながっていくというふうになっていかないかと思っていますので、それを徹底していくことが絶対重要だと思います。

それと、ほかの大会のことなんかもちょっと聞くんですが、後で教育委員会の方で聞こうと思ってたんですが、先にこの件だけ聞いておきます。

いろんな人が勉強に行かれる。一般の人も行かれる中で、教育委員会も行っていると思うんですが、そこに募集、参加要項の中でこういう書き方をしているところがあるんですよ。出されてるところはスマイルネット事務局となっていて、11月9日に県の青少年育成大会が行われます。参加をご希望の方は事務局までご一報ください。参加をご希望となっております。これは絶対行かないかんもんと違うのかなというふうに思うんですが、こういう文言の表現でいけば、みんな都合があるから行かんと言ったらしまいやと思うんですが、これでこういうことを書くこと自身が私はおかしいと思うんですが、その辺はどんなことなんでしょうね。例えばこの大会には何人行ったのか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 11月9日ですか。すみません、ちょっと今把握しておりませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

○西川議員 ご希望というて書いてあることに関して。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 ご希望という表現で募集の方をさせていただいております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そんな言い方やったら、誰も参加しないと思いますよ。誰か行かないかんわけやから、ご一報くださいぐらいのことにしとかないと、ご希望と何か書いてあるようなことではね、みんな行かないと思う。忙しいのに、何でわざわざ行かないかんのやと。こういうときに職員は参加してるのかどうか。よその方ではバスで来るというようなことを聞いてますので、甲良町は行ったのか行ってないのかとか、ある意味11月21日のことも後で聞きますから、その辺のところは教育長に答えていただこうと思っていますので、よろしく願いしておきます。

それから、3番目の質問に入っていきます。一般質問やと本会議、全員協議会での的を射た答えがなかなか出てこないというケースが多々あります。その辺のところはちょっと私はレクチャー不足、それとか先ほどから皆さんが言われてますけど、事前に聞きに来ないというようなことがあるんじゃないかなと思うんですが、この辺は町長、今までの議論を聞いていて、2年間、これでいいのかな、その辺どういうふうにご考えておられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 多分ご指摘をいただいているとおりでと思います。今回の一般質問、トップバッターの阪東議員もそういうお話、指摘をいただいたところでございます。一般質問に限っては、事前に締め切り日、そして今日を迎えるまでに日程がありますから、事前に調整会議をやる。そこで不十分であれば、質問者にお尋ねをして、趣旨を聞いておくという、そういう事前協議をして、誰が答弁をするのかということも確認をしながらやっているとございます。

そして、議長からは、常々質問者に資料がない、答弁がちょっと遅れている、もたついているときは、知っている課長が手を挙げて、あるいは資料がなかったら休憩させてくださいとか的確な答弁ができる応対をしてほしいということも指摘をされていますので、それらを含めて相対的に私たちの行政マンの資質を向上させていき、中身を十分事前に把握をすると。

そして、資料提案、資料1、資料2とかやりますけれど、その資料説明についても読み上げるだけではなくて、要点、ポイントをこうなんだというふうな説明ができる訓練を、今後も続けていかなければならないと思っていますので、現状、おっしゃる指摘はご指摘のとおりだと思いますので、これから改善に向かって努力したいと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこでなんですが、きのうも全協でも議論しましたが、私が町長宛てに出した入札の件ですね。町長は入札執行者の最高責任者なんですよ。その辺のところ、この件に関して私が質問状を出した件に関してどのように感じて、どのような指示を出されたのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 事前ペーパーもいただきましたし、内容も事前に把握いたしております。直ちに入札執行者代理、いわゆる企画監理課長が入札執行者に当日になりますので、状況把握をしました。全協でお答えしたとおりではありますが、それでいいのかと、ドアを閉めてから入室がどうだという問題については、企画監理課長はセーフだという判断をしましたが、いささかご指摘のとおり、その部分はあったかもしれませんので、もう一回再度見直すということをして、入札に遺漏のないように改善をしていきたいと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 この件はですね、あまり大きな問題にしたくないという意味で事前にお知らせしたということなのですが、やっぱり13条のところでは直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならないと。わざわざここを書かれてますけど、全国どこの市町村でもこんなことは書いてないし常識やということなんですよね。これはもう入札会場に入ったならもうそれでしまいなんですよ。それをわざわざ書いてるということは、何かこういうことのためのために書いてあるのかなというような気がせんでもないですけど、一般常識でこんなものは書いてなくても皆心得ている話なんですよね。

我々議員は今日の一般質問のときに本会議場に入ってくるのも、そんな一々宣言してこういうことをしてやりますとかいう話になっているわけじゃなしに、もう時間が来たと言われなくても入っているのが皆さんであって、我々であるわけですよ。

そんなことをこの宣言しなければ、した時点でしか認めないとかいうようなことを言っていること自身がおかしいし、ここで別件で聞きたいと思います。

教育長、学校の授業って1時間は何分なんですか、今は。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 45分でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 もしそこで、教育長、教師が遅れてきて、5分なり遅れてきた場合に40分になりますよね、次のベルが鳴るのが。5分間延長するんですか。しなければならぬんですか。そんなことはしないんですか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 子どもの休憩時間も確保すると、次の学習の準備もするというところで、5分間教師が遅れてきて5分間延長するということは現場ではいたしておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 行政の方に聞きます。業務の開始時間は今は何時何分ですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 朝8時30分から17時15分です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこで、これ、毎日、ただいまより業務を開始しますと宣言してるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 そのようなことはしておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員　それが実態なんです。入札に限ってこれだけ言わなきゃ成立しないんだという話はまだもう全くあり得ない話なんです。要は入札業務は執行者側が上位の立場です。やっぱりその辺を業者側はもしその場で抵抗でもすれば後で嫌われるから、そんなことしない。これをお上の適当な考え方であしらったら大事になりますよということで、私はあの質問状を出したんですが、この辺はどのように町長、お考えになっていくか。

やはり通知時間があくまで開始時間ですよ。それを守らないような、ましてや後から扉をあけて入ってきたような業者が認められるというような町はやっぱりおかしいと思う。そこはもう即刻改正せなあかんと思うので、そういうところを町長に聞いておきたいと思います。

○丸山議長　町長。

○野瀬町長　ご指摘いただいた入札は執行者の責任において入札執行宣言前で認めたという結果でございます。課長も言っていたように、少しご指摘の点、やっぱり厳格にやるということでありますので、内から鍵がかかるはずですので、施錠をするなり身近な改善はちゃんとして、そういう疑惑が持たれない今後の入札をやっていきたいと思います。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　今後はそういうふうにはせないかんでしょうけど、この件に関してやはり一遍入札審査会で再審査せないかんといいうふうに思うんですが、それはやられたのかどうかというのを聞きたいのと同時に、この時間帯に関してはかなりのタイムラグがあったように思われますので、その辺のところをはっきりしたことにしとかなないと、業者さんに対しても失礼ですし、そういう不満を持っておられますから、その辺のこともどういふふうにしていくか、一度、町長として再審査しろといふふうに指示を出していただけませんか。

○丸山議長　町長。

○野瀬町長　わかりました。入札執行者の課長だけではなくて、課員も入っておりますので、そのときの状況がどうであったか、まずはそこを調べて審査会で検証していただくといふふうにしていきたいと思います。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　こういうことはびしとやっとなないと。全協でも、俺らが聞いていると言いわけがましくしか聞こえない。そういうことはあってはならないと思うし、不信感を与えたことは事実ですから、のんびりやるんじゃなくして即審査会等を開いていただいて、結論を出していただきたい。そのように相手さんにも言ってやらないと気の毒だと思いますのでその辺よろしく願いしておきますよ。

○丸山議長　ちょっと待って、町長。

企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 この11月25日の入札審査会において、今回のことはかけております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 皆さん何も文句なくこれがいいのだと言っているのだったら、甲良町の審査会はでたらめだというように私は言いたい。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 そのときの審査会の中では何も議論はありませんでした。

○丸山議長 町長、さっき何か言いかけたけど、それ関連ですか、町長。  
町長。

○野瀬町長 今、横から、審査会に諮ったということでありましたので、その報告は聞いていないので、書面を含めて私も確認させていただきます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 再度町長が見てみるということなので、それでもやはりもう一度審査会を開いて、これが本当によかったのかどうかということをやっていかないと、この文書一つで逃げようたってそんな甘いものが世の中にはあるわけないので、間違いはただしていかないかんというふうに思います。

それから、次に行きます。

ハザードマップについてです。田中議員も質問をされますので、あまりよく聞くといかんのかもわかりませんが、マップができているのかどうか、見直されたのかどうか、まずお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 甲良町の方につきましては、ハザードマップ、ため池のハザードマップ、地震のハザードマップ、そして土砂災害のハザードマップというものはございます。その中でまだ整理がされていないのが洪水ハザードマップということになってございます。これにつきましては、滋賀県の方が公表されています犬上川の洪水浸水想定区域というものがございまして、これまではその区域の中で甲良町の中が浸水するエリアには入っておりませんでした。ただ、平成31年の3月にこの想定区域が更新されまして、甲良町の方も最大規模でいきますとほぼ全域が浸水していくということになりました。それに合わせまして、甲良町の方も洪水のハザードマップを作成しようとする予定でございました。ただ、県の方が先に地先の安全度マップというものを作成しておられまして、それをまた更新するというお話でございましたので、県の方から安全度マップに足並みをそろえて甲良町の方も洪水ハザードマップを作成してほしいというご依頼がございまして、来年度、洪水ハザードマップを作成するとい

うことにしております。

その洪水ハザードマップの作成に併せまして、平成20年作成の地震ハザードマップ、そして平成24年作成の土砂災害のハザードマップの更新も同時に行いまして、防災マップという形の一つの1冊にしまして、全戸に配布していきたいというふうに考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 県の方の指針ということですが、甲良町全土が浸水するというような話なんです、それはどこがどうなった、雨が何ミリ降ったとかいうのは聞いておられるんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 先ほど申し上げました想定 of 最大規模の想定なんですけど、こちらにつきましては犬上川の流域に24時間雨が降って、その総雨量の方が870ミリやということ想定されているということになります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 県の方の想定はそうなんだろうけど、それはそれで参考にせないかんと思うんですが、甲良町の場合、100ミリのケース、50ミリのケースとかいうのが出てくると思うんですけど、それがみな川の上流に降ったらどうなるというケースと、犬上川が決壊箇所が金屋、北落、小川原、呉竹のその辺で切れたときはどうなるんだというようなマップも当然必要になってくると。800ミリの上から降ってきたやつがだーっと流れてきたケースもあるやろうし、堤防が決壊したケースもあるでしょうし、そういうところも想定したようなことが当然検討されていかなければならないというふうに思うので、その中の一番最大規模がどこやったとかいうことになれば、みんなわかりやすいかと思しますので、そういうことを改めてまた一緒にやっていただきたいなというようにお願いします。

それと、次の雨量や風速の関係の観測体制が防災と連動してあるのか、現状がどうなっているのかということをお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今現在ですけども、彦根地方気象台の方で雨量や風速の観測をされておられまして、気象台の防災システムであったりとか、滋賀県の土木の防災情報システム、そういったものを通しまして、現在は情報収集をしているところがございます。甲良町でも実際に台風等の警戒がありましたら、気象台あるいは滋賀県の防災システムの方で情報を実際には収集しております。ただそこで不明な点もありましたら、直接気象台とのホットラインを使いまして、気象予報官の方に問い合わせたりもしております。その情報を防災無線の方で放送をさせていただいているということでもあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 連絡を密にされているというふうに思いますが、いわゆる集中豪雨、彦根で降ってなくても甲良町に降ってある、尼子、下之郷付近でざっと降っているケース、上流側の金屋、池寺地域で降っているケースとかいろいろあると思うんですよね。その辺で前にも総務課長にも言ったように、雨量や風速計が甲良町で独自でやっぱり設置する必要性もあるんじゃないのかということをやちょっと指摘しておいたんですが、今はまだその考えはないということでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 まず前に議員の方からご質問をいただいたかと思えます。ただまだそこまでのうちの方の意見というか、考えは、まだ変わってありません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そろっと持っていないと、今年でもやはり想定しなかったような大雨が東日本で降ってあるわけですよ。地域、局地的に降っているとかいろいろなケースがあるかと思うので、やっぱり甲良町もそろっと、小さな町ではありますが、その辺のことも想定しとかなないと、彦根ではわからんことが甲良では起こっているというようなことにもなりかねませんので、そういうことはいろいろと検討していただきたいと思えます。

次に、能「高虎」についてお聞きしたいと思えます。

1番のところはまだ収支報告ができ上がっていないというのは企画監理課長から報告を受けてます。もし何かあるのやったら教えていただきたいんですが、中間報告というようなことになっていましたので、まだ出てないと思えます。

それから、2番目の、これは教育長に聞きたいんですが、中学生が舞台鑑賞をするというふうに当初はなっていたと思う。人が入る入らんの問題もあったのかもしれないけど、いったん認めてたと思うんですが、なぜ中学生は、私は1人も見なかったんですが、どうなったんでしょうね。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 実行委員会に私も出席してまして、そういう地域の方の声等もお聞きした中で、次のように返しました。年間カリキュラムの中に中学校として位置づけられていないということで、一度現場の校長先生と相談をさせていただきますというような形で、その後招待するなら招待するということと、もう1点、学習不足ということも考えられますので、事前の学習も入らないかということも一度現場の校長先生と協議をさせていただきます。その後、参加をどのように促すかということについては、結論づけてお話ししたいと思えますというような実行委員会での回答はしています。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 結論的には、入らないということになったわけですか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 まず、位置づけられていないということと、位置づけられていないので、部活動の合同練習なんかが、中体連の前でもう既に入っていたという現状がございました。ただ、事前学習については、何とか甲良中学生徒が三大英傑の一人ですので、学ぶ場として設定をということで、「高虎」能を実演にも招待をしたいということで、このことについては、甲良中の校長先生、教頭先生はご理解いただいて、ご協力いただいたということですが、結果的には西川議員がおっしゃるとおりで、私も会場にいましたが、非常に中学生の参加は少なかった。もうほんの数名というような程度だったということを知っています。

このことを見るにつけて、やっぱり中学校の教育活動の中に芸術・文化の学習活動もきちっと位置づけて、最低でも甲良の歴史的な英傑については学びを深めていく、そんなカリキュラムを組んでいくことも大切なのかなというようなことを感じて、そのような方向で、また現場と協議をしていきたいというように、当日の参加の姿を見ていて感じました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 甲良町にとっては昔の偉人ですよ。歴史上の人物でもあるわけですし、みんなが理解していることも必要だと。実際子どもたちも知ってなきゃいかんことだと思うので、私がちょっと耳に入ってきているのは、「先生方の抵抗により」というような話が聞こえてきたので、そういうことでは先生方もちょっと理解不足じゃないのかなと。やはり教育長が言ったように芸術・文化の機能も高めないかんわけですから、能力も。そういうところはやっぱり今度何かあったときには、こういうケースでは参加させていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 現場の動きはそうでありました。事前にこのことが学校の行事として組み入れてなかったにもかかわらず、学校現場は柔軟に対応いただきました。受け入れをして、実は9月30日に全校生徒を寄せて体育館で事前勉強会をしました。司会をやってくれはった人、能面打ちの人、それから能楽の方、うたいの練習までみんな声を合わせてやっていただいて、能というものはこういうものやという学習会に、私も生徒指導の立場で寄せていただきまして、学校現場も努力いただいて、やる方向で検討をいただいたんですが、違う学校行事で参加できなかったという結果になりました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 いろんなことがあったんだと思いますが、いわゆる甲良の偉人ですから、そういうことがみんな理解した方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

それと、3番目の今後の運営や活動方針の所管はどこが扱っていくのかということをもっとお聞きしたいのと、4番、5番もこの辺は同じようなことを聞いているわけですから、著作権の件、それから権利や観世流の能楽師、浦部家との契約はどういうふうになっているのか、その辺をまとめてお答えいただいたら結構ですが。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まずそれじゃあ3番の今後の運営活動方針でございますが、今回は地方創生の交付金を活用し、さらには宝くじの助成事業も充てて、なるべく経費が助かるようにという財政的配慮の中で事業ができたということでございます。

しかし、今回は、そういう形で町が新作能をお願いしてできたということでございますが、今後、企画する場合には、どこのセクションがやるのだと。開催方法、開催形態によって変わってきますので、とにかくにも企画が中核になって、その開催形態によってどの所管でやるのかについては今後の開催の形態を見ながら、基本は企画監理課が調整するという方向で進めたいと思います。

それから、著作権の能の権利でございます。少しはつきりしないまま企画が運営してまいりました。いずれにしてもお願いした委託団体は、滋賀能楽文化を育てる会というその団体で委託をして、制作をいただきました。能楽でありますので、能楽のルールが多分あると思うんですが、それを書面整理するように指示をさせていただきました。町に帰属するのか、あるいは滋賀能楽文化を育てる会に帰属をさすのか、はたまたこれから普及となると、やはり観世流という能楽でやってもらったので、観世流の能楽会の方へ帰属をさせて普及啓発という方がいいのか、それは書面でちゃんと、今後の帰属については書面を交わしたいというふうに思っています。

それから、5番の観世流の能楽師、浦部さんはどうだということでございますが、これはもう浦部さんが演じていただきましたので、滋賀能楽文化を育てる会ということに事業主体、実行主体をお願いしたところでございます。

それから、6番目の、もうずっと言っているんですね。

○西川議員 はい。

○野瀬町長 6番目の全国展開という、それから費用の問題でございますが、まず「高虎」というタイトルでありますので、少し行政報告で申し上げさせていただきましたが、高虎サミットの開催地の甲良を含む4つの市町、そして今年

高虎サミットが伊賀市で行われまして、うちが19日、伊賀が5日ということで、伊賀の市長さんはぜひやりたいということをおっしゃっていただいて、当日も薪能を夕方からやられまして、伊賀市では毎年1回能をやられているということで、間狂言をやっていたいただいた茂山一門の方もそこへステージに出ておられましたので、非常に伊賀市の市長は、できればやりたかったのにとということまで言っていただいたが、うちがお披露目できてないので、ちょっと今回は無理ですということをおっしゃったので、そこは乗り気でいてもらってますし、それから、寄付金をいただきました津のお宮さん、高虎にちなむ高山神社、そこでも能をやられているということでもありますし、近くは安土の総見寺さんも年に1回やられておりますので、それら能楽師の皆さんと一緒に今後どういうふうに展開していくかということになりますが、費用はやはり主催団体にご負担いただけて演じていただくというのが基本になります。

それから、7番目の能舞台、せっかく甲良でつくったのだからというご提案であります、今度いつ開催するかわからんという状況でありますので、あの特設ステージも米原の文産会館からお借りをいただけてきたということをお聞きしておりますので、何かのときにはそういう形で借れるところがあれば、そこで備えてもらおうと。まして滋賀県内では彦根城博物館と大津市の伝統交流会館の2カ所しか能舞台がございませんので、ほかのところではちょっと、甲良としては持ち合わせるということはない方がいいのではないかとこのように思っています。

それから、在土の高虎顕彰会との関係であります、せっかく「高虎」能をつくりましたので、今後は普及啓発、一緒に町とそれから顕彰会で広報活動を中心に力を合わせてやっていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 せっかく甲良町がやろうとして起こした事業で文化でもあると思いますので、これをやっぱり、このまま甲良町としても埋もれさせることはもったいないと。いつやれるかというように町長は言っていましたけど、毎年は難しいのかもわかりませんが、やっぱり見に来てもらってお金がとれるような方向づけの方へ行かないかんわけでしょうから、せっかくつくったものを、もう宝の持ち腐れみたいなことにしてはいかんというふうに思います。

それと、能舞台が今大津と彦根市がないと。多賀の舞台は、あれは舞台じゃないんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 失礼しました。従来から演じておられますお寺であったりお宮さんであったり、それは座として使っておられますが、公共の中であるのはそこだ

というふうに言わせていただきました。失礼しました。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 あるということですね。

○野瀬町長 はい。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういうところともまた連携できたら、そのところでやらせていただくとかいうようなこともいいかと思えますし、その辺が今後の課題だなあと思えます。

在土との関係で、在土の方は今回相当苦勞されたと思うんですが、これをこのままにしてしまうと、また苦情が上がってくるというふうにも思えますし、その辺のところではやっぱりその辺が彼らがやられた運動展開、大変なものやったと私は思っていますから、その辺のところをこの先々も展望が開けるような形での方針でもって理解していただけるように、取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 実行委員会に当初から元顕彰会長をされておりました辻さんにお入りいただいて、同時に最初から区長さんにも入っていただいて、集落の体制も組んでいただきましたので、高虎に関しては、やっぱり高虎顕彰会とともに町も支援しながらやっていきたいというふうに思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 せっかくの宝物ですので、本当に金をかけてやったというのが、後々甲良町のためになっていくようなことで、大もうけせえとは言いませんけど、そういう方向へつながる方向で、採算のとれるような趣旨で行ける方向を探っていただきたいなど。私も昨年ですか、釣狐を正楽寺で見せていただいて、それでこのごろラジオを聞いてますと、京都放送で釣狐の宣伝を物すごいしてるわけですよ。それで物すごい茂山さんがやるのが、全国的にもうこんな見られるねや、今度ここへ来てやらはるというようなことで、もう相当反響が大きいようですし、京都のどこでやられるか、場所を知りませんが、ここで釣狐ともう一つ何かあるんですよ。それを2つを見られるということで、人気物すごい出ているようですし、そういうところも甲良町も乗っていかないかんのとちゃうかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、次、4番目の戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖についてということでお聞きしたいと思いますが、ワンダーランドでいろいろなことをおやりになってると思うんですが、観光キャンペーンの協賛事業として甲良町はどのようなことを実施して、それでその周知をどのようにされているかということをお聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 まず、戦国ワンダーランドについて少しご説明をさせていただきます。

戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖は2019年10月22日から来年の12月を予定しております、公益財団法人びわこビジターズビューローと、滋賀県商工労働部の観光振興局を中心に展開をされているところでございます。このキャンペーンは、滋賀県ゆかりの戦国武将の明智光秀が主人公となりますNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」が来年の放送でございますが、その機会に合わせ、戦国をテーマとした観光キャンペーンを展開し、多様な主体が一体となって滋賀県の戦国を中心とした魅力を発信し、観光の誘致に努めるということで、今展開をされておるところでございます。

それで甲良町といたしましては、協賛事業ということで、先ほどから出ております新作能藤堂高虎の関係につきましては、協賛事業ということでプログラムの一つに挙げさせてもらっております。また、西明寺さんにおかれましては、虎薬師の秘仏公開が12月8日までされますので、そのあたりにつきましてもキャンペーンを協賛事業ということでプログラムの方に掲載をさせていただきまして、パンフレットであったりホームページ等で周知をされているといひますか、そこに掲載されているというようなところでございます。

また、周知につきましては、先ほど言いましたように戦国ワンダーランドのホームページでありますとか、また、道の駅等にものぼり旗等も立てております。それと、今年10月に甲良町観光協会のホームページの開設をやっとできまして、そのあたりについても情報を載せておりますし、また、道の駅が連絡会にも入っておりますので、そのあたりで観光情報として提供をしているというところで、周知をしておるところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 道の駅とか観光協会とかいうふうなところのみをおっしゃっているようですが、のぼり旗を立てるにしても、在士は立っているのかな、高虎公園とか、それとか甲良豊後守やとか正楽寺にも協力願って立ててるとか、何かその辺はしてるんですか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 和の家さんの方にはのぼり旗はお願いしておりますが、ほかのところについては、今お願いをしているというものではございません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 のぼり旗は何本立っとるんですか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 和の屋さんにはお二つ、2本立っておるかと思ひます。観光協

会の中にも2つ立っておりまして、外側に1つ立っております。合計3本立っているかと思えます。

○丸山議長 全部で5本やな、町内で。

○中村産業課長 合計5本でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 戦国キャンペーンでやっぱり高虎が光秀の場面が出てくるかどうかは別としても、戦国大名ですから、やっぱりその辺はある意味豊後守にも協力したのだろうし、佐々木道誉は一步先やったと思うんですけど、そういうのも、甲良町にそういう戦国的な要素の人が十分いてるわけで、尼子もいてるわけですよ。甲良神社でもいいじゃないですか。やっぱり何がこれ立ってあるのだろうというようなことを思わせなきゃ来てくれないと思う。こんな3本や4本、5本立てたって、何の話、どこか選挙でもあるのというような感じになってしまうので、その辺をもう少し真剣に取り組んでいかないかんと違うかと。2番の主体機関と協力体制というのはこの辺のことで、さっきもおっしゃったんだと思うんですけども、また別に答えるところがありますか、2番。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 協力体制でございますが、先ほど言いましたように重複しますが、もちろん滋賀県と連携するところはもちろんでございます。また、町としましては、もちろん観光協会、各顕彰会、今のぼり旗が立っておりませんが、そういうところなりと連携をしていくということ。また、観光協会等につきましては、定期的な打ち合わせ等も月に1回ではありますがさせてもらっていると。また、今後、そういう観光につきましては、やはり今も西川議員が言われましたように資源に考えるという話の中でいきますと、私どもも観光というのはやっぱり今後産業課ということにもなるかと思いますので、観光協会の事務局体制等のあり方等については、今後もお話し合いをしていって充実はしていきたいというように思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 甲良町を活性化しようと思ったら、そういうにぎわいが必要だと思う、ある意味1つはね。そういうところをどういうふうにしていくかということが問題だと思います。これはやっといたからといって、甲良町の観光客がふえるというようなことはあまり現状では考えられない。相当なことをやらないと出てこないと思いますが、西明寺と三大英傑と尼子氏、その辺をひっくるめた中で、今ばらばらのパンフレットなんです。甲良の全体案内は1枚だけあるけど、けどあとはもうばらばらになっているので、その辺をもっと協力的な、外へ持っていっても恥ずかしくないようなパンフレット構造して、お客さんに来ていただくと。

土産物がないというのはちょっとあちこちで、人に買っていただくものがないと。和の家とかそこはあるとしても、あとはないわけですよ。正楽寺さんへ行っても常時置いてあるとか買ってもらえるものがあるとかそういうことはないと思うので、その辺を何か置いていただくようなことを考えて、僕が前から言っている、各字の神社とお寺と大きなところとを集合させたような観光事業を立ち上げる方向で観光協会さんも考えていただくというようなことの方へ持っていかないと、観光協会があるだけになってしまっただけでは困るわけですから、道の駅で年に1回か2回、そういう事業をやって済ませとこうという体制じゃなくして、人を呼び込もうという体制を持っていかないと、それは行政の指導やと思いますので、そういうところまで踏み込んだところをやっていただきたい。

それと、その看板ですけど、もうやってもない白が載っていると、白屋さんが載っていて、テレビ局が行ったらなかったと。どうなつとんのやいうてテレビでやっていましたけど、今日はちょっと観光協会へ行きましたら、何か修正する予算を組んであるとかいうようなことを言ってましたけど、看板は正楽寺のあの池寺のところの307で文字が抜けてあるわけですよ。もう何回言うても直さない。やっぱりああいうところは町の方から指導をしていかないと、観光事業につながらないというふうに思うので、その辺はどういうように考えていただけますか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 観光マップ等につきましては、今、全体のというか、お寺とか神社だけに關係なく、全体を集めたものは観光協会なりが持っておりますが、具体的にもう少し詳しいやつというのは今はございませんので、そのあたりにつきましては、今後観光協会の事業並びに町としても協力なりして作成をしていくという方向は、来年度ということでは聞いております。

また、役場前の観光案内版ですね、あれは基本的には観光協会が所有というか、しておるんですが、議員のご指摘がありましたような状況でございますので、そのあたりについては、私は立場が違ってあれなんですけど、事務局長でもございますので、そのあたりについては観光協会の方に指示をしたいというか、直していただくということで、今言っておるところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 早くやらないと、指示しているところでございますとか言うてるのはいいのやけど、やってくれんとあかんわけですから、その辺はもう正楽寺の看板の字の抜けてあるのは4年ぐらい前に指摘してありますので、一向に直らないから、そういうところも正楽寺さんが言わんのも悪いのかもわかりませんが、307の近泉のところ立ってある看板。西明寺側から見てきたらよく

わかります。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 すいません、今の件につきましては、至急現場も確認をさせてもらいますし、今の看板につきましては、修正する方向で言っておりますので、修正していきます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 各お寺でも、この創立何年だとか、この寺はとか、神社がいつごろできてあるものやとか、そういうこととか、あるいはわしはあれはわしは偽物やと思って見てるんですけど、聖徳太子の立体像があるとかいうようなことも、そういうお寺もまつてあるお寺があると。そういうところを調べて、観光化して、お寺さんに協力してもらわないかんけど、お参りしていただくのにただで上がってもらったら困ると言われるかもわからへんし、その辺のところを協力するような方向で観光化していくというようなことも1つのことです。お寺さんにとってみたら、このごろは家族葬ばかりやられたらほとんどお参りもなくなってくるとかいろんなことがありますので、皆さん困っておられるし、そういうことであれば、展望も開けるだろうし、そういう方向も考えていかないかんのと違うかなというふうに思いますので、その辺を踏まえた中で一度検討していただけますか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 観光につきましては、いろんな形のスタイルはあるかとは思いますが、お寺さんにあるのも1つやと思いますし、いろんな形で何をするにしても、いろんな方々に協力を願うというところから始めていって、甲良町の観光が産業化するというような観光産業というところについては、しっかりと今後展望していきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それともう一つ、マップの関係で言っておきます。尼子の甲良神社、あそこへ行くにはちょっと町外の県外の方が行くには、ちょっと行きづららしいですわ。私らはわかっているのでぱっと行ったらええのやと言っているねけど、マップを見てこれはどう行くのいうて皆言っておられますので、行ってもわからなかったと行って帰ってきて、道の駅の観光協会の方へ来ておられましたので、やっぱりそれも見直していくように言っていただきたいと思います。次、行きます。

スクールゾーンについて、お聞きしていきます。交通関係ですね。スクールゾーンは全部完了してあるのかどうか、甲良町の場合は。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 現在、甲良町においてはスクールゾーンの設置は行っておりま

せん。ただ、今年8月にも通学路の安全協議会を行っておるんですが、その中でも議論はされております。スクールゾーンを設置するに当たっては、学校の周辺、地域住民の協力が必要になってくるということから、今後は周辺地域の住民さんと協議しながら、スクールゾーンの設置をする方向で考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 グリーンベルトはそしたら完成してるということでもいいんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 一応通学路安全プログラムの中に上がっているグリーンベルト、今年度で最後になるんですが、今度発注することになりまして、それで一応完了となります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと細かいことで申しわけないんですが、私ところの名神の下のところのガードレールがあるところ、あれは変更になるんですか。

○丸山議長 名神のカルバートの中ですか。

○西川議員 カルバートから下へ出たところ。こうガーッと曲がって行かないかんようになってる。

○丸山議長 建設水道課長。

○建設水道課長 一応検討中でありまして。ガードレールが狭い、ガードレールじゃない、歩道がガードレールのために狭くなってしまっていると。それをちょっと変えていくという検討をしているところでありまして。グリーンベルトについては、今の歩道、横断歩道のところにもちょっとグリーンを乗せて、ずっとつながるようにはしようというふうには考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 測量を一生懸命されてましたので、何をしてるのと聞いたら、そんなことをおっしゃってましたから、聞きました。

次に、甲良町の中で事故防止対策要望というのは各自治会やとか団体、議会なんかも指摘したりしてますけど、こういう要望に対して、現在甲良町の交通安全協会なり県の交通安全協会ではどのようなことになっているのか。対策でいわゆる進捗状況がどうなっているのかというのをお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今年度の要望の件数につきましては、56件ということになってございます。そのうち修繕の決定させてもらった場所ですけども、29件ということになります。そのうち29件中半分以上の方が修繕済みということになってございます。

内容ですが、デリネーター修繕、反射板です。それについては17件。カーブミラーの修繕、新規設置については8件、警戒標識の修繕等につきましては

3件、ガードレールの設置につきましては1件ということになってございます。

現在全ての字の要望箇所を現地調査しまして、協議は済んでおります。道路標識等の警察等への管理しているものについては、要望を取りまとめて提出しております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 肝心の大きい、いわゆる信号機を設置してほしいという要望が今現在何カ所ありますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 すいません、信号機のところはすいません、今のところは把握してません。また後日出させていただきますと思います。

○丸山議長 この議会中にちゃんと終わるまでに出したってな。

○上田総務課参事 はい。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこが一番聞きたかったところでありますが、やっぱり事故防止が一番必要だと思いますので、信号機があったのになくなって事故が起こるとか、その辺がとんでもないところで事故をやって、その車が強制賠償にも何も入っていない、金を払ってなかったというような車のことも聞きましたし、補償してもらうのにどうしたらええやろうというて悩んでいる人もいました。そういうケースもありますので、安全対策に万全の措置をとっていただきたいと。

信号と信号の間が短いとつけられないとかいろんな県の話はいっぱいあるんですが、滋賀県の場合は特に要望を国も聞いてくれるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、次、近江鉄道の存続について、西澤議員が質問されるようですが、私の聞きたいのは、今現在甲良町のスタンスをどうしていくのということと、近江鉄道で前に聞いたと思うんですけど、線路に対する固定資産税がどうなっているかとか、甲良町に収入があるのかなのか、それと、近江鉄道に対して今甲良町はどれぐらいの負担金額を払っているのか。その辺をわかったら聞かせてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 近江鉄道は経営が立ちゆかなくなったということで、数十億円の毎年赤字だというようなことで、過去3カ年時、沿線市町、県、それから近江鉄道で勉強会をやられておりまして、その継続で過日11月5日に法定協議会が開催されました。近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会という法定協議会の名称でございます。今までは、県、沿線市町、それから近江鉄道で三者でやっ

てきたんですが、多くの外部委員が入られております。国土交通省近畿運輸局、大学教授、交通関係機関、団体、それから各種団体の代表、県の老ク連を代表して甲良町の会長さんがこの委員にも入ってもらっております。

新たな運営形態であったり、自治体の財政負担については、2020年度の上半期に合意をするということをごさいますて、下半期にその交通網計画をつくるということになっておりまして、それまでは金銭負担は財政負担はないという形で協議を進めるという段階でございます。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 まだ詳細は確認中なんですが、おそらく車両等、償却資産等の税金が発生しているのではないかと思います、ちょっとまた本日中に回答させてもらいます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 レールの面積に対してはあれほどないなっとのやろ、今。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 すみません、そちらも提出させていただきます。

○丸山議長 議会中に出るんやね。

○西村税務課長 はい。

○西川議員 いや、出ないと思うけどな。

○丸山議長 いや、出してくれるので、信用して待ってください。

西川議員。

○西川議員 そしたら負担額というものが今後、出てくるのだろうというふうには想定しますが、存続方向で考えてるということで理解でよろしいですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そこは結論ありきでは臨まないということで、知事も、知事のコメントですが、「再生協議会だが、存続ありきではない」という発言も知事はされてますので、どちらになるかも含めて検討するというところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 上下分離案とかバスとかいろんなこともあるかと思いますが、そんなことで、あつたらお荷物にもなりかねないけど、ないとまた困るというのが現状だと思いますので、その辺はまたいろいろと検討していただきたいと思います。

次に、高齢者の免許の返上というのがなされてますが、甲良町の場合で前も聞かれた方がいらっしゃいますけど、最近現在どのぐらいの方が返上されているのかというのをお聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 本年度については、10月末まで31人となっております。

ます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 31人というのは今年度で31人で、前年度までの人は入ってない。甲良町で今現在その方が何人おられるということはわかっていますか。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 本年度については4月から10月までと聞いております。以前の返納者については、28年は5件、29年については16件、30年については23人と聞いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 約八十何人がおられるということですか。危ない方が運転されるのは一番困るわけなんですけど、愛のりタクシーだとかそういう方は利用されたりとかはしていると思うんですけど、今甲良町は免許を返納されたら何か差し上げてるんですか。それとも、警察の方からくれるだけなんですか。その辺は誰が金を負担しているのか、それは継続性があるのかどうか、聞かせてください。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 現在、愛のりタクシーまたは路線バスの回数券の補助をしております。額面は1万円で、9,000円分の利用になります。

以上です。

○丸山議長 西川議員、よろしいか。

○西川議員 何やて。ちょっと。

○丸山議長 もう一遍。

企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 失礼しました。9,000円分で1万円分の額面になります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それは、毎年出されるんですか。その辺はどうなってますか。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 1回きりのものになっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ということは、返納したら1,000円だけやということですか。9,000円か。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 9,000円でございます。1万円分の利用券になります。

○丸山議長 1,000円お得やということやな。

西川議員。

○西川議員　そういうことなんですが、1年ぽっきりで終わってしまうということに対して、これは全国的に問題になってくると思うんですけど、それ以後はどうするのやと、自腹かという話も出てくるんです。それやったら再度もう一遍中断しといて再発行してもらおう手段も出てくるかなと思うんですけど、そういうこともなかなかできないとは思うんですけど、そういう面から含めて、現状で見ててもアッシー君になってる人が何人かいらっしやいますよね。私は気の毒だと思います。その人の都合に合わせて朝生ビールを買いに行かないかん、ビールを買いに行かないかん、缶ビールを買いに行かないかんからバスに乗せないかん。冷えたビールがええねんと。それでトライヤルまで朝、その人は運転できないからほかの人に「おい、迎えに来い」言うて、ばーっと買いに行っではる。そういうことまでしてやっておられるので、これは白タクみたいなもんやけど、それはボランティアでやってはるんですけど、そういうことを今後どうしていくかということを考えていかないかんのと違うかなというふうに思いますが、1年ぽっきり、1回、1年だけやというのじゃなくして、甲良町の市町であとどれぐらいのところがそういうことを、県下ではどの辺がやっておられますか。皆1年ぽっきりで終わりですか。

○丸山議長　企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐　すいません、近隣のことについて調べておりませんので、後日回答させていただきます。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　後で教えてください。

それと、愛のりタクシーを含めた高齢者の方の町内交通網計画ということなんですが、これも前もお聞きしたりしてはるんですけど、やっぱりやっていかないかん必要性が出てきてると思うんですよね。そういうことをどうお考えになっているのか、今後検討してるのか、まだやってないのか、今後考えるのか、その辺をお聞かせください。

○丸山議長　企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐　地域公共交通網計画は、地域公共交通の活性化および再生に関する法律により定められた法定計画であり、まちづくりや観光振興等の施策とも連携した公共交通のネットワークを示す基本計画となるものになります。現在、本町を含む湖東圏域の1市4町合同で、法律により必要となる協議会を設置した上で、路線バス、JR線、近江鉄道線、そして愛のりタクシーなどの公共交通を網羅した交通網計画を作成し、運用しているところです。

県内2番目に小さな甲良町では、公共交通の起点や範囲が町の区域内ではおさまらないため、町単体の交通網計画を作成するのではなく、町内の意見を収集しながら、この湖東圏域公共交通網計画をよりよく改定していく方針として

います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 あまり難しいことを質問すると困るかもわからんけど、愛のりタクシーって今1回幾らですかね。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 現在450円でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今現在、病院へ行こうと思ったら450円、それでその足で買い物に行こうと思ったらまた450円、それからもう1カ所どこか病院へ行こうと思ったら450円。もう1日1回が450円、1日に乗るのが450円では済まない。物すごい負担になっているんです、用事のある人は。その辺のところをどういうふうな形で考えていったらいいのかということに対して、やっぱり交通網計画というのは確立していかないと、いかんというふうに思います。

皆さんも年がたってからそういうふうになったときに、ああ何や、自分で改正しといたらよかったなあというふうに思わないかんようになってくると思いますので、450円が何回乗っても450円やったらいいですけど、1回ごとになんですよ。皆さん450円は安いというふうに思ってるかもわかりませんが、高齢者にとっては負担なんですね。その辺をどういうふうにしていくかということ、ちょっと検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。町長に聞こう。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 定住自立圏で協議をしていますので、網計画もその中で議論をします。その部会で検討するように担当に指示をします。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 450円が1回じゃないということを頭に置いて発言していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、社会教育についてお聞きします。

社会教育で、国、県の方針に沿った事業を今どんなことを、甲良町の場合はやっておられるのかということ、まず最初にお聞きします。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 主なものを申し上げますと、国宝、重要文化財の保護に関する事業、2つ目には、国体、国スポや東京オリンピックにかかわる聖火ランナーに係る事業などを国、県の方針に沿った事業として行っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 次、町独自、いわゆる単独での事業はどういうことを今おやりになっていますか。

- 丸山議長 教育長。
- 松田教育長 今年度より町民大学年間5回、それから小学校の3年生から6年生の児童を対象にグリーンファイターズ、小学生全学年を対象の英会話教室、そして図書館まつり、図書館と共同の事業ということで図書館まつり等を町独自の事業として行っております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 スマイルネットはどういう形で扱ってるんですか。
- 丸山議長 教育長。
- 松田教育長 こうらスマイルネットの組織との連携した事業というようなことで、青少年健全育成事業あるいは少年少女花いっぱい事業等と一緒に展開しております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 スマイルネットにつきまして、もうちょっとマンネリ化してへんかというふうに私は見てるんですが、何かテーマが毎年変わっていつているのかどうか、1つでもね。同じことをやっていて、同じようなことでしかやってないように見えてくるんですけど、その辺はどうなんでしょう。
- 丸山議長 教育長。
- 松田教育長 こうらスマイルネットの組織の中でその辺のところも年度当初に考慮されています。とりわけ少年少女花いっぱい事業につきましては、半世紀を超える取り組みとして非常に地域の活性化につながっているというようなことを思っているわけですが、一方で、公民館事業も含めて、地域の教育力を高めるといような目的に照らして、声かけ運動とか挨拶運動を展開されていいますが、もう少しこの辺を充実、強化できるような、ただ目標は大事な目標だといようなに捉えていますので、手法をもう少し工夫を凝らせるような取り組みとして展開できるように、教育委員会としましてもこうらスマイルネットの中で意見を申し上げていきたいというようには思っております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 ちょっと方針を変えられたらいいかなというように私は思います。  
それと、次、滋賀県社会教育研究大会というのがあったんですが、これに対して甲良町、私はこれはいいことを書いてあると思うんですけど、これはどのように反映させていくつもりなのか、お聞きします。
- 丸山議長 教育長。
- 松田教育長 11月21日に開催されました滋賀県の社会教育大会には、社会教育委員さんに個別に電話で出欠のご依頼、あるいは確認等をさせていただいた中で、1名の社会教育委員さんが出席、そして教育委員会の方から1名、一緒に参加をして、その辺のところを社会教育委員会の中で広げて資料として提

出しながら議論をいただくというようなことを考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それに対して、今教育委員会から1人行ったということを言われましたけど、それはその報告を教育長は受けてますか、中身を。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 受けております。研修内容と、それから午後の交流会には参加していないというような内容については、受けております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 これは文科省も来とる、文科省の人が来てやっているんですよね。その辺のところはやっぱりもう少し捉え方を、委員さんに任せているとかいう話なんですけど、教育委員会として、やっぱりもっと積極的に上位の人が参加するようなことで考えていかないと、相当いいことを書いてあると私は理解してはるんですが、皆さんは周知の事実かもわかりませんが、この辺のところもやっぱりしっかりとした態度で臨んでないと、なかなか難しいところがあると思います。よそはいろんなことを展開しようとしてはるのだろうと。バスで来てるところがようけあったというように聞いてますので、甲良町は2人だけやというような話では、ちょっと悲しいかなというようなことも思います。

それと、先ほど学力向上は毎年言っているんですが、建部議員も質問をされてましたけど、この間6町の議長会の際に講演された挨拶された生田県会議長が話をされてましたけど、私もそうかなあとも思うんですが、学力を向上させて、大学まで行かせて、その人たちが地元に残ってくれるのかという問題があると。そこへ教育に金をつぎ込む方がいいのかどうかというようなことを発言されていたんですが、一生懸命やって、それで甲良町からとんずらというような話では、それは日本で活躍してくれたら問題ないかと思うんですけど、出ていくだけでは人口はふえてこないんで、やっぱりその辺を学力向上と同時に、地元へ愛着を持てるような教育というのをやっていかないと違うかなというふうに思うんですが、そういうことをやっぱり教育長はどのようにとらまえられるですかね。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 学力向上への甲良町のチャレンジということで、今年度より取り組みを進めています。この学力向上というのは、単に知識、学力だけが高まるということだけでなしに、子どもたち一人一人の自己実現、自己目標、夢、そういったものをしっかりと持たせる教育、そしてその実現に向けて、必要な学力を子どもたちが主体的に獲得していくという、そういうようなことで学力という捉えをしております。

したがって、就学前の教育から甲良中学校卒業、そして、高校、また必要に

応じて大学、専門学校等々へ自分がどう進路を切っていくのだという、それにはこういう学力が必要だというそんな学力を個々につけ、高めていきたいというような学力向上を目指しております。

今、西川議員がおっしゃるとおりで、あわせて、やっぱりふるさと甲良、甲良大好きやというようなそんなふるさと学習と申しますか、地域学習を、小学校のころから進めながら、甲良にとどまってここで頑張るんだと、地域に貢献するようなそんな意識を高めるような、教育活動も大事に進めていきたいというようなことを考えております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 いろんなことが考えられるわけですけど、人口が減っていくということを最重要課題、甲良町の場合はその辺に対してどういうふうにしていったらいいのかなということ、もう移住まで考えていくようなことで考えていかないかなのと違うかなというようにも思うんです。学力ばっかりに集中していると、そんなことになってしまうということで、生田議長は事務局長に聞くとお寺の坊さんやということなので、そんなことで、いつもああいうユニークな挨拶をされるというようなことやったですけど、心配されていることはざばりだと私は思っていますので、今後もそういうことを言いながら、私も地方においても言っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。

それと、グラウンドのトイレの修理は終わったと思うんですが、あれを言ったときに、本人がくせか何か知りませんが横を向いて聞くんですよ。人がこうやって困っておられたよということをやったときにね。やっぱり聞く姿勢は、正面を向いて聞くということ、職員に対しての姿勢は、誰であっても一緒やと思う。人にアドバイスを、いろんなことを話をするにしても、前を向いて話をせないかんの、横を向いて聞いて、わかっているのか、わかってへんのかわからへんわけ。それでこの間も聞いたんですけど、そしたら直したということなので、やっぱりそういうときは「ありがとうございました。よくわかりました」とかいうことで言ってくれたらいいんだけど、直ってないのだったらやっぱりそのままではあかんし、いわゆる閉じ込められた人がいてたわけですから、そういうことはきちっと連絡網を、報連相ですよ。やっぱり密にとっただきたいと思っております。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 西川議員の一般質問はおわりました。

ここで15分間休憩します。

(午後3時55分 休憩)

(午後4時13分 再開)

○丸山議長 田中議員の一般質問に入る前に、先ほどの訂正をしたいということで、行政の方から順次お願いします。

まず、税務課長から。

○西村税務課長 すいません、西川議員のご質問で近江鉄道に係る固定資産税のご質問の回答をさせていただきます。まず鉄道敷地、土地が約2万平米ほどあるんですが、その固定資産税を納めていただいています。それから、あと償却資産、レールとか車両、これはその分の償却資産としていただくんですが、これは滋賀県で取りまとめて県知事配分として関係沿線市町への今年度の課税標準額ということで配分されて課税がされると。ただ、車両というのは、本来動いてますので、車庫があれば車庫のところで課税という考え方じゃないので、動くということで各町の距離数の按分とかそういうので積算をされて、毎年配分ということで、県知事配分という形での課税でございます。

以上です。

○丸山議長 次、企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 先ほど愛のりタクシーの利用料金について450円と発言しましたが、本年4月より改定され、400円に減額されております。訂正をいたします。

○丸山議長 続いて、総務課参事。

○上田総務課参事 先ほどの西川議員の中で質問がございました、事故防止対策要望の対策進捗状況の中で、信号機の要望につきましては、今年度は2件ということになってございます。その2件につきましても、いずれにしましても警察の方へ要望は出しているということでございました。

○丸山議長 続いて、人権課長。

○丸澤人権課長 議案54号 新築資金補正予算の説明の際に、西澤議員がこれまで回収業務を適正にやっていたというお話があったところで、職員が業務を怠る事実というところで、違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実ということが地方自治法242条第1項にございます。これを私は誤って166条というふうに説明をしてしまいましたので、こちらを訂正したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 以上です。またあとはわからないところは個人的にお願いしたいと思います。

休憩前に引き続き、田中議員の一般質問を許します。

2番 田中議員。

○田中議員 2番 田中です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今期、議員最後の一般質問になりますので、よろしくお願ひいたします。

地域防災についての質問をさせていただくんですが、近年大型化するスーパー台風と言われる台風で河川の氾濫による水害が日本各地で起こっております。また、今年の台風15号で、千葉県を中心に甚大な風雨災害が起きています。また、台風19号では、関東、甲信、東北地方で大雨で7県で71河川、140カ所の氾濫で甚大な水害、浸水災害が起きました。また、総雨量が100ミリに達した地域もあり、予想を超えた大雨で水害となっております。幸い甲良町では今年度は大した大きな被害はなかったようですが、甲良町も一級河川の犬上川があり、想定外の災害に備えが必要と思われれます。

そこで、質問なんですが、先ほど西川議員が質問でハザードマップの整備はどうやということでお聞きされましたので、参事の答弁で、甲良町全域やいう話をされてたんですが、そうすると避難所が水害になるという可能性もありますよね。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 全域と申し上げましたので、今指定しています避難所の方も浸水、最大の区域になれば入ってくるということになっております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 想定やと思うんですけど、どこが決壊した場合はそういう甲良町全域と、金屋とか小川原とかでの想定はされてますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 先ほど申し上げましたのが、県の公表しています浸水の想定区域ですので、そちらの方では想定されるかと思いますが、今は私の方ではちょっとどこが決壊したときということは持ち合わせておりません。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ハザードマップの整備をされるのは甲良町でされるのか、県でされるのか、どちらですかね。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 ハザードマップにつきましては、町の方で作成をします。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。そうなってくると、甲良町の防災計画自身を見直しというのが必要やと思うんですけど、今は多分防災の見直しをやられてると思います。それをまた再度見直しということになるんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 甲良町の方も今現在防災計画の見直しをしております。県は毎年見直しをされてるということですので、今年度私どもの防災計画見直しにつきましては、県の防災計画の見直しを踏まえた上の防災計画を策定することにしております。

- 丸山議長 田中議員。
- 田中議員 甲良町の防災計画はどうなってますか。やり直すというのは聞いたと思うんですが。
- 丸山議長 県は毎年やってるけど、甲良町はどのぐらいの間隔でやってるのかということや。  
総務課参事。
- 上田総務課参事 甲良町の方も見直しはしますけど、毎年直すべきところにつきましては、防災会議というのがございますので、その場に諮らせていただいて、修正するところは修正していくというようなことをしております。
- 丸山議長 田中議員。
- 田中議員 修正修正でやられているということですか。わかりました。  
それで、今年から警戒レベルが5段階に分けられました。行政の方はもう皆ご存じやと思うんですが、どの段階でもこれは5段階あるんですけど、自主避難、町から命令して避難命令というものは、防災にはありませんよね。だから自主避難ですよ、全て。1から5の段階、今年よくテレビ等で耳にしていた命を守る行動をとってくださいと。それにしても、それはレベル5の被害、避難勧告じゃ、避難勧告より上のレベルが命を守る行動をしてくださいという形になってると思うんですが、これは全て自主避難ですよ。だから、住民の皆さんはハザードマップによって私の住んでる場所は危ないよと。いや、私のところは安全ですよと、高台にあるから水害は大丈夫ですよと。地震が起きたら崩れますよとかいうのを、自分らで把握して、自分らで避難してもらおうというのが、今、国の方針やと思います。ですよ。
- 丸山議長 総務課参事。
- 上田総務課参事 議員のおっしゃるとおりだと思います。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 防災本部長の私が指示をすることになっておりまして、自主避難、それから危なそうになったときは警戒レベル3、自主勧告、避難勧告。
- 田中議員 避難勧告は4です。
- 野瀬町長 4。それから、避難指示というのが私が発して、住民に啓発、伝達をするということになります。
- 丸山議長 田中議員。
- 田中議員 もう5段階に分かれてこれも全て今言うてるように、避難指示はあるんですけど、避難勧告、避難指示はあるので、避難命令というものは防災上はないんですよ。行政が命令はできないんですよ。命令して、あなた逃げなさいということは一切言えない。逃げてくださいねと、避難してくださいねという、そのこのところの段階しかないの、やっぱりそこら辺は町民の方が自主的

に自分の住んでる場所はどうか、だめ、危ないとか、いうのは自分たちで判断をしてもらって、自助ですよ。自分で命を守りなさいという、今はそういう5段階が出ましたので、そこらはまた町民の皆さんにそこは啓発をしていただいて、こういう状態では逃げてくださいねと。お年寄りなんかはもうレベル1でもう逃げてくださいという形になっているので。何やったらここにありますよ。

次の質問に行きます。

公共施設の整備事業についてなんですが、6月の一般質問で総務課参事が公共施設の個別計画を今年と来年度にかけて作成する予定と聞いておりましたが、現在の進行状況はどういう状況ですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今現在の状況ですけれども、人口であったり財政状況であったり、公共施設の保有量であったりとか、建物の老朽化等、あるいは更新コストであったり施設の活用状況であったり、そういったところの現状と課題ということのを洗い出してるということになります。今現在、各施設にお願いしていませんのが、対象施設の洗い出しということで、各課の方から資料を出していただいているというような状況でございます。

今年度につきましては、現場を確認しまして、劣化診断に入っていくということになってございます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 庁舎西側の倉庫ですよ、その。あれは、6月の答弁のときに、今年度に撤去の予定というのは聞いてたんですが、どうなんですか。ないんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 西側の倉庫につきましては、来年度の撤去ということになってございます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 来年度の撤去にしても、中に入っているものをどこかへ移さなあかんわけですよ。その代替施設が必要だと思うんですが、それは計画されているんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今考えておりますのが、呉竹にございます犬上集積所、ペットボトルをやっておられるところの施設の方に移動したいというふうには考えております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 参事もご存じだとは思いますが、この間消防車庫の上の団室、掃除を一緒にしましたよね。あのときに書類と思われる箱がいっぱい積まれて

いたんですよ。書類なのか廃棄するものなのか、ちょっと私は中を見られないので見てないんですが、現在書庫もいっぱい状況じゃないですかね。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 確かに、書庫の状態につきましては、見てもらったとおりでございますので、あちらについても書類がある状態ですので、いっぱいということにはなってございます。ただ、文書整理という形で毎年破棄するものは破棄しているという状況ではございますが、なかなかまだ全部が整理できている状態にはないかなと思います。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 先ほど阪東議員の答弁のときだと思うんですが、町長がこの前のブロック建ても除去するようなことをおっしゃられましたよね。あそこも書庫ですよ。あそこに入っているのはどうされるんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 確かにあそこをつぶしたときには、あそこも書庫がございしますので、そちらを前も計画があったんですけども、書庫の整理をしていくということになりますので、まだどこにということはありませんけれども、その先をまた考えていく必要があるかというふうには思います。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 先ほどから聞いているんですけど、何も計画ができていないように聞こえるんですけど、町長、どうですか。もうどこまで計画段階は進んでいるんですか。優先順位を決めて、整備をしていくということを当選当時からおっしゃられてましたよね。それに対してどう。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 計画的に進めるということは言っていました。しかし、参事の進捗状況はまだ来年度末に策定と。個別計画ということになりますので、スピードアップをしながら見える形にやっていきたいと思います。とりあえず田中議員がおっしゃっている荷物をどかす場所が要りますので、それも含めて計画的な段取りを取りかかりたいと思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 やらなかったことを先にやっていかないと、入れるところもないのにつぶしてしまうと。そんなの全然計画性も何もない状態なので、やっぱりこのものをここへ移して、そのためにはものを建てるとか、ここに倉庫がありますとかいう形でやっていかないと、全然先に進めないと思いますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

それで、次の質問に行きますが、防災備蓄庫の現状と備蓄数量がわかれば教えていただきたいんですが。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在、保健福祉センターの倉庫の一部を防災備蓄庫として使用しております。備蓄数につきましては、主なものは、食料品として主食またはそれにかわるもので2,448食、それから避難用の備品といたしまして、パーテーションが258部屋分、それから毛布が860枚、日常生活用具といたしまして災害用のトイレセットが1,900セット、それから大人用の紙おむつが約2,000枚、子ども用の紙おむつが670枚ということになっております。

以上でございます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。災害時の必要な水、食料は1人大体3日分と言われていますが、町の備蓄量は町民数の何パーセントと考えておられるんですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 地域防災計画、現在の地域防災計画におきましては、計算式がありまして、それでいきますと鈴鹿西縁断層帯地震がもし起こった場合ということで、避難者数は2,288名にのぼるだろうという計算でございます。そこからいきますと、1日3食分の食料ということになりますと、6,865食必要ということになってきます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 今言われた6,800なんですね。6,800としたら、今食料の備蓄が2,448しかない。完全に足りませんよね。それっってもう入らないんですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保健福祉センターの倉庫の一部に今は備蓄をしておりますので、容量的にこれ以上はちょっと難しいかなというところにきております。

○丸山議長 課長、さっき言った6,800をもうちょっと細かい数字を書いているので、6,800どれだけか言うたって。

○米田保健福祉課長 6,865食になります。

○丸山議長 よろしいですか。

田中議員。

○田中議員 さっきの公共施設の整備事業の中に防災備蓄庫を計画されていると思うんですが、それはどうなっておりますかね。今の状況を聞いてたら、もう完全に足りない状況。災害が、いま先ほど言われたハザードマップの県の指針で、甲良町全域が浸水するという状態やったら、多分これは6,000あっても足りないかなと。備蓄庫、防災備蓄庫を建設するのならどこかと、せなん

だらだめやと思うんですけど、どうなんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 計算式でほど遠い備蓄でございます。計算式に合わせた備蓄ではなくて、倉庫に合わせた備蓄というみっともない話の備蓄でありますので、最後にご質問いただく新しい防災センターに全ての機能は持ち備えたいというふうに思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 それで、見直しも必要やと思うんですけど、先ほど甲良町全域が浸水すると、大規模水害になれば浸水すると。それに対して、今の福祉センターのあるところやったら完全に水に浸かりますよね。それやったら早急にやっつかないと、災害が起きたときにはもう甲良町は何をしてるねんと、町長は何をしてるのやと言われるんですけど、そういうところを早急に整備されるのが賢明だと思うんですが。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 11月に入って、年数の浅い町長の防災研修に県から指名をされて、総務省へ行ってまいりました。講義ではなくて、この場合どうするのですかという、町長に対する集中、1対1のマンツーマン方式の質問形式の厳しい研修を受けてきました。したがって、今までは訓練だけの指示だったり範疇でしたが、そういう災害が起こったときの指示、情報収集等々を学んでまいりました。

それで今、ハザードマップの話があって、甲良町でこのハザードマップをもとに避難計画を住民にお知らせをするという甲良町のハザードマップをつくらなあかんですけど、悲しい話、その浸水の深さを見てみると、役場も浸かるという状況でありますので、これはこの広域計画でその計画をクリアするために、県のご指導を仰ごうとこの12月中に土木の所長と一遍協議をさせてもらおうと。早急に。犬上川が氾濫するという事は、犬上川だけに終わらず、広域氾濫というこの間の災害と同じように、単独町では完結できない災害になるので、広域、県との協定みたいな、協力関係という関係やらも含めて、一度防災計画、ハザードマップの対応をどうするのかという、たちまちの状況になっていきますので、たちまちは土木の所長と協議に入らせていただこうと思っております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 震災はいつ来るかわかりません。備えることも大切なんですけど、いつ、こう言うてこの時点で来るかもわかりません。水害の場合は台風なり大雨なりで予測ができますよね。雨が何ミリ降っているからひょっとして決壊するのと違うとかいう警戒はできるので、やっぱりそういうことを住民の皆さんに周知して、すぐ対応できるようにお願いしたいと思います。

それと、先ほど防災無線のことで阪東議員も質問されてましたけど、防災無線もいいんですけど、皆、きょうび100%携帯を持っておられますよね。それで前も参事に聞いてことがあると思うんですけど、災害メールですよね。あれをもっと啓発して、町民の皆さんが加入されるように。多分パケット料金が要るからというのもあるのやと思うんですけど、登録は無料なので、全ての方に入ってもらって、どこにいてもすぐにわかると。携帯電話が切れてたら別やけど、入ってる限りはどこでもわかるので、それは町として住民の安全・安心を守るために啓発された方がいいと私は思いますので、そこら辺をよろしくお願いいたします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今回のメールの話ですが、先般ですが、ヤフーの方からヤフーはそういう情報を流すということなので、甲良町の方も協定を結びませんかということで、ヤフーに登録している町民の方がうちの1市4町でやっている防災の登録よりは数倍多いのというような情報もありましたので、それはそれで事務を進めるように担当の方が今やりかけてますので、議員の言われたことも参考にしながら、各方面でやっていきたいと思えます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。いい方法で皆さん住民にすぐに知らせられる方法を考えていただいたら結構やと思えますので、よろしくをお願いします。

4の質問になるんですが、緊急防災、減災事業債の期限切れが迫っていると思われるんですが、期限はたしか令和2年度までと思うんですが、間違いありませんよね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 期限はそうであります。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 これは延長されたものに再延長というのは多分ないと思うんですが、ほかにまた別の事業債があるか、前回町長が県なり国なりに働きかけて何か違うものを考えていくということを答弁されてると思うんですけど、どうでしょうかね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 切れますので、実は11月1日に滋賀県の6町の町長名で、これの延長を求めるということで、知事の方に要望に行って、知事から国の方に要望してくださいという要望書を渡しております。

それと、11月27日に全国の町村長会議というのがありまして、その関係で全国町村大会で重点要望の決議がされまして、そのうちの一つであります。全国の防災減災事業への十分な財政措置ということで、今後起こり得る大

規模災害に対応するため、全国的な防災減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災減災事業債の恒久化、拡充など、十分な財政措置を講じることというようなことを、全国の首長が集まって議決されて、国の方に要望をしました。

その大会に、今年につきましては、安倍総理と衆参両院議長、総務大臣、地方創生大臣、ほかの大臣も多数今年には参加されまして、それぞれの挨拶の中で、やっぱり人口減少問題と防災のこのテーマについては、各大臣がふれておられましたので、当然防災関係の財政措置については、期待できるのではないかと  
いうふうには思っております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。期待できるという認識でいいわけですね。わかりました。

次の質問ですが、これは私の今日の本題の質問なんですが、9月1日に消防団正副団長と私と町長と4人で、防災センターについて、団からの要望という形で町長と打ち合わせをさせていただいたと思います。9月の全員協議会の町長の発言が、建部議員の質問で、町長の任期中に防災センターを建設するのかわという質問で、「建てません」だったか「できません」やったかちょっとはつきりわからないんですが、答弁をされて、私はもう愕然としました。その真意は何ですか。どういうことですか。お答えいただけますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 少し長くなりますが、経過を含めて答弁をさせていただきます。

もともと、失礼しました。私のこれまでの考え方につきましては、行政報告、そして田中議員の一般質問にお答えをしまいいりました。田中議員が冒頭で述べられておりますように、近年における地震、台風、集中豪雨、自然災害が続いておりまして、10月12日に襲来しました台風19号、書かれているとおりで、関東地方七十数河川で河川が氾濫、広域にわたっての甚大な浸水害となりました。

そこで、平成30年12月定例会で田中議員の質問にお答えをしております。防災センターという前提での答弁です。防災本部機能、関係機関との情報収集、それから2つ目は消防団、地元事業者、防災関係者が待機できる施設、それから先ほど質問のありました防災資機材、食料備蓄庫の充足可能な施設が必要であるということをお示しいたしました。また、本年6月の定例議会でも、田中議員の一般質問にも同じ内容の趣旨で答弁をさせていただいております。

何度も申し述べておりますとおり、防災センターの設置の必要性を認識しており、町消防団の正副団長にも意見交換をさせていただいたところでありまして。さらに、今ご質問をいただきました9月3日の全員協議会におきまして、建部議員から防災センターが私の任期内の2年以内に間に合わないのではないかと

いう質問をいただきました。公共施設の個別施設計画策定業務、今参事が申しました個別計画であります。進捗状況を勘案して、多分無理だと思うという回答を建部議員にさせていただきました。これは単純なぶっきらぼうな答弁であって、非常に迷惑をかけていると思います。

しかし、何度も防災センターの必要性を申し上げてきましたとおり、スケジュール的には厳しい問題がありますが、私の任期中、最大限に努力をして、できれば私の任期内に準備、検討をしてまいりたい。いわゆる協議をさせていただくような土壌をつくっていききたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 単純に言えば、建てると。逆に建部議員の質問じゃないけど、任期中には多分できないと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 時期の問題はありますが、なるべく早く準備、あるいは計画、プラン、協議に入れるような段取りをとっていききたいというふうに思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 今協議に入っていきたいという話でしたけど、町長が当選されて、前の防災センターは中止やという形で発表されて、中止ということで、最初は中止やと。私の一般質問でももう建てませんという話をされてました。いつごろやったかな、去年の3月ごろからかだと思んですが、ちょっとしつかりわからないんですけど、私の一般質問とかで建てる方向性で進めると。防災機能を持たせたものを建てたいと。

それで、建てる場所ですよ。町長の今の考えで、あのときはその前のブロック建てをつぶしてあそこに防災機能を持たせたものを建てるというて言うておられたと思うんですが、私らは議員何人かでもそうやと思うんですけど、前の防災センターの建設予定地に、前回7億の予算でしたけど、それより縮小して、どこかで栗東やったかな、どこかは3億で建てるとかいう話も聞きますので、そういう形で、あそこへ建てるという計画はされますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 当初の総合防災センター計画、いわゆるおっしゃっている公民館の東の予定地についての当初プランについては、中止をさせていただきました。就任後、防災センター中止ということになりましたので、その就任後になりまして、近年の防災環境、町民の安全・安心のまちづくりを考えたときには、防災センターが必要であるという基本認識に立っております。

したがって、甲良町にふさわしい今の機能を充足させるのは、どういう施設がいいのかということで、これは私の私案を、ここを除却して、その方が

機能的にいいのではないかというふうに思っているのは今も思っております。しかし、皆さんにプランをお示しして、計画協議をしていかないと、それがそのとおりにいくのかいかないのかを含めて、協議をさせていただくというふうに思っています。

したがいまして、私の基本スタンスは、防災センターは役場庁舎の南あたりに建築をしたいと思っておりますし、田中議員はもともとの位置へということでもありますので、ここのギャップはありますけど、防災センターの必要性は、あるいは準備はやっていきたいというふうに思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 回答、ありがとうございました。私だけがここはだめと言っているんじゃないので、ここら辺は勘違いしないで、消防団はこの間団長と正副団長も、ここはだめと言っておられたと思うんですよ。ここにおられる何人か、防災センター推進派の議員さんは議長もそうやと思うんですが、その方々も、ここはだめと、何でそんなところへ建てるのやと。庁舎を建てるのにじゃまになるやないかと。いずれ、20年後、30年後になるかわかりませんが、先ほどの質問であったように、今のところは計画がないということでしたけど、いずれそんなところに建ったらじゃまになる。せっかく造成して、埋め立てして、お金も資金も使っている場所をなぜ使わないということになると思うんですが、町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今現在、申しあげましたように、ギャップがあります。建設位置については。位置についてはですが、機能的な甲良にふさわしいセンターのあり方を含めて十分協議をさせていただく予定でございます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 その住民協議はいつごろからやられる、もう来年に入ったら早々とやられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 参事が担当しています個別施設計画、もう1年次かかりますが、来年度からその進捗状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 先ほどの減災事業債の問題もありますので、来年度やりますといってももう多分間に合わない。これは2年後になるか、3年後になるのか、町長の任期内にどこまで道筋をつけていただけるかということもありますし、後につなげていただきたい。前回のように前町長から野瀬町長にかわって、中止やと。

これはある人に言われたんですけど、「町長がかわったから中止やと。それ

で済むのか。おまえら何してるのや」ということも言われてます。私ら一生懸命推進派は賛成して、予算を組んでやって、最終的に町長がかわったから終わりました。今、野瀬町長が言われているように、また、次に向けてやって、仮に野瀬町長がもう1期されるかされないかはわからないんですけど、また町長がかわったらその町長がやめやと言ったらやめになると。そんなシステムはおかしいと思いますので、そこら辺をやっぱり十分考慮、配慮していただいて、早急な防災センター建設に向けて町長、建ててください。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 時間、建築年度はわかりませんが、建てることに努力をしていきたいと思えます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 努力じゃなくて「建てる」とはっきり明言していただけますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 建てる方向で頑張ります。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。的確な答弁をいただきまして、ありがとうございます。私は新人議員で4年間町の幹部の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございます。変な質問ばかりしていたと思えますので、私が来年この場にいるかないかはちょっとわからないので、皆さん、町行政に努力していただいて、住民サービスに努めていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○丸山議長 田中議員の一般質問は終わりました。

次に、1番 岡田議員の一般質問を許します。

1番 岡田議員。

○岡田議員 1番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新しい時代の小学校、中学校のあり方について質問していきたいと思えます。

日本の地方都市の多くでは2000年をピークに人口減少を迎え、進行しつつありますこの社会環境の変化に対応して子どもたちが未来を切り開き、たくましく生きていく力を育成する教育環境の整備を進める必要があると思う。その際、学校の統廃合や規模の適正化等の配置計画の類ではなく、まず今の子どもたちが20年、30年後の社会で活躍ができる子どもにとって望ましい豊かな教育環境とはどのようなものなのかを考えることが重要であると、信州大学特任教授の山沢教授が話されている内容が議会研修誌に書かれていました。本町においても、子どもの児童数は年々減少し、小学校においてはどの学年も1ク

ラスが現状である。そこで、少子化に対応した子どもにとって望ましい教育のあり方について、本町としてどのように考えているかを、教育長にお聞きしたいと思います。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 児童・生徒数の減少については、憂慮すべき状況である。また、子どもを取り巻く生活学習環境の課題も根深いものであると、このように本町の課題を捉えております。現在、児童・生徒数は減少しているものの、特別な支援や個別支援を要する児童数は増加している状況でもあります。本町における生活・学習環境の課題を的確に把握し、課題改善に向けた甲良町教育チャレンジを継続して強力に押し進めるといような考えを持っております。

併せまして、議員がおっしゃる、今後、少子化がさらに進むことも視野に入れた本町の小中学校の教育について、ローカルな視点、現在進行形でありますコミュニティスクールの考え方、義務教育学校等の考え方等、グローバルな視点、ICT教育、あるいはAIソサエティー5.0社会の到来に対応する力の育成からも、望ましい甲良町教育につきまして、ご指摘のように検討を加えていく必要があるというように考えております。

以上です。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 少子化による児童数・生徒数の減少により、地域によって違いはあるものの、学校や学級の規模が縮小することも予想されるが、それによって一定規模の集団を前提とした教育活動などが成立しにくくなると思います。

文科省では、平成27年度から少子化人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業を委託事業として展開しています。同事業は、小中学校教育の高度化の取り組みを加速させるため、1、学校統合による魅力ある学校づくりのモデルや、2、地理的な要因等により学校統合が困難な地域等において小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化させるための取り組みに係るすぐれたモデルを創出することを狙いとするものである。

全国で義務教育学校の設置や小中一貫教育の推進に取り組んでいる自治体がふえてきていると認識しておりますが、この小中一貫校および義務教育学校のそれぞれの特色や違いをお聞かせください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 小中一貫校と申しますのは、小学校と中学校を組み合わせで一体化した学校のことを指します。小学校6年間、中学校3年間の区切りはそのままでございますけれども、内容的に共通性、系統性を持たせている学校でございます。その小中一貫校の中でも義務教育学校と言われるものは、2016年度に学校教育法が改正されまして、子どもたちの心身の発達に応じて普

通教育を基礎的なものから一貫して行うということを目的として、新しく生まれた学校のことをございます。義務教育9年間の系統性を持たせた教育目標、まずそれを立てまして、そして学年の区切りを学校が柔軟に決めていくことができます。また、併せて、教育課程も学校が柔軟に編成することができます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。

次に、甲良西小、甲良東小、甲良中における平成28年度から平成30年度の各光熱水費と修繕費の状況について、まとめてでも大丈夫ですのでお聞かせください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 それでは、事前に議員の方には詳細な資料をお渡ししておりますので、ここでは少しまとめさせていただいてご報告いたします。

甲良中学校の光熱水費ですが、平成30年度だけ申し上げます。電気代が452万2,000円です。中学校のガス代が7,000円、中学校水道代が170万7,000円です。甲良東小学校の平成30年度の電気代が281万2,000円です。ガス代は3万2,000円、水道代は51万9,000円です。甲良西小学校の平成30年度の電気代は、298万1,000円です。ガス代は4万6,000円、水道代は47万1,000円です。

修繕費ですが、これは平成28年度から平成30年度までの3カ年を合計いたしますと、甲良中学校が472万5,000円です。甲良東小学校が4,186万8,000円です。甲良西小学校が3,925万円となっております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 この質問の意図ですが、本町の財政状況を考えたときに、学校の維持費や修繕費の増加を確認した上で、校舎の老朽化や現状などを考えると、何か手を打たないといけないという思いにかられました。そこで、次に、小中一貫校および義務教育学校にした場合のメリット、デメリット、また、県内で実際に運営や検討をしているところをお聞かせ願いたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 メリットといたしましては、よく中一ギャップを言われることがあるんですけども、小学生が中学校に入学したときに起こる学習面、心理面でのギャップのことをございます。それが軽減されるということが挙げられます。また、9年間を通して一貫したカリキュラム編成ができるということで、これも大変メリットであります。デメリットといたしましては、一般的にはありませんけれども、9年制となるために子どもは9カ年同じ人間関係の中で過ごすこととなりますので、幅広い人間関係の形成が難しくなるということが考えられております。

県内で小中一貫校としているところは、今のところでは高島学園、それから鳥居本小中学校が挙げられます。県内の義務教育学校は、長浜市立余呉小中学校でございます。来年度からは、虎姫小中学校も義務教育学校になる予定だと聞いております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、少子化時代を見据えた小中学校のあり方について検討する必要があると思うが、本町として検討委員会等の設置が私は必要だと思いますが、検討しているかどうかをお聞かせください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 先ほど教育長の答弁の中にもあったかと思えますけれども、今後、グローバルな視点から望ましい教育について検討を加えていくということにしております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 今回、本町における子どもたちの学校教育において、このままの現状で行くのがいいのか、文科省が推進している人口減少に伴う新しい教育のあり方や、公共種施設の再編と併せて本町としても、検討していく必要があると強く感じました。

このテーマを取り上げるのにあたり、自分なりにさまざまな資料や本に目を通し、勉強をしていく中で、一般質問の限られた時間では全然話したいことが話せないことがわかり、今回は、本町の現状や教育理念を確認するだけの内容になってくるのがすごい残念ですけれども、ぜひ教育に携わる職員の皆様や、学校関係者のお話、思いを聞いて、本町の宝である子どもたちにとってよりよい環境と教育を提供してあげられたらと強く願っております。

そのためにも、そう遠くない未来に向けて、今から教育関係者や地域の方も巻き込んで、先ほど教育長もおっしゃられました、コミュニティスクール等も含めて話し合う必要があると思います。ぜひ学力の向上や環境改善のためにも、ご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、2番目にスクールロイヤーについて質問していきたいと思えます。

学校現場でのいじめや虐待に対応するため、文部科学省がスクールロイヤーと呼ばれる専門の弁護士を全国に約300人配置する方針を固めたことがわかりました。各地の教育事務所などに拠点を置き、市町村教育委員会からの相談を受けるそうです。来年度からのスタートを目指して準備を進め、経費は年間約4億円を見込み、財源に地方交付税を活用する考えですが、このスクールロイヤーとはどういったものかお聞かせください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今ほど議員もおっしゃったように、スクールロイヤーとい

うのは、学校で起こるさまざまないじめや保護者とのトラブルなどを法的に解決するためにその助言をいただく弁護士のごことでございます。各学校に配置をしていただけるということをお聞かせております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 鳴門教育大学の森田教授は、現在の学校は教員の力だけでは対応が難しい問題がふえており、解決に向けて外部の専門家と連携をする必要性が高まっていると話されています。学校側が客観性や中立を保ち、問題の対応に当たるには、弁護士の支援は効果的だと述べられています。また、法律に基づき、的確なアドバイスをもらえることは、教員の大きな安心感につながると思います。教員は精神的物理的な負担も軽減されることになり、子どもと向き合う時間がふえ、教育現場がより充実することが期待できると思います。実際に取り組んだ三重県と大阪府の箕面市の実施校からは、子どもたちのいじめに対する理解が深まったとの声が聞こえております。

そこで、スクールロイヤーの活用を検討しているかどうかというのをお聞かせください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 また、県の教育委員会からいろいろなお話があるかと思いますが、今のところその活用の予定はございません。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 学校現場では、先ほども言ったいじめだけでなく、不登校や保護者からのクレーム、学校内での事故など、今さまざまな問題に直面し、中には最近テレビでもよく取り上げられておりますが、訴訟にも発展しかねないケースもあり、相談に応じるスクールロイヤーの役割に重みが増しているそうです。また、最近では、スクールロイヤーの児童虐待事案への対応にも期待が集まっています。現場の負担軽減と、教育現場がより充実することを期待して、スクールロイヤーの検討をいま一度検討してみてはどうかと思い、提案させていただきました。

次に、3番目に関係人口について質問していきたいと思っております。

日本では、今、大都市圏に人口が集中する傾向が強くなり、人が減った地方の農漁村では、産業や地域コミュニティーの維持が困難となっています。この問題を解決するキーワードとして近年注目が高まっているのが関係人口だそうです。この関係人口とはどのようなものか、町長にお聞きしたいと思っております。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 関係人口の考え方のお尋ねでございます。本年11月27日、何度も申し上げております全国町村長大会におきまして、本議会でもお伝えさせていただきました田園回帰の特別議決、重要であるというふうなことが重要要望

の一つで議決をされました。町村長大会の締めくくり講演につきましては、本町で平成30年10月13日に甲良町まちづくりフォーラムの講演においていただきました明治大学の小田切徳美教授が当日も登壇をされました。小田切教授は、国政においても国土審議会委員、総務省過疎問題懇談会委員、全国町村会今後の農林漁業農山村のあり方研究会座長などなど、農村問題の第一人者の先生でもございます。

小田切教授の関係人口の定義を申し上げますと、端的に表現されるときには観光人口以上移住定住人口以下、その間を申されまして、以前はその定義はよく交流人口という言い方もされましたが、今は多義の捉え方をされますので、その交流人口については使われなくなりました。

したがって、関係人口につきましては、言葉のとおり、地域にかかわってくれる人口のことでありまして、例えば、自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ってくれたり、頻繁に通わなくても、何らかの形でその地域を応援してくれるようなそういう人、その地域が好きで自分自身も楽しくその町に住まなくても幸せを感じる人々が関係人口というふうになると思います。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほどの町長の説明とかぶると思いますが、これまで居住者を指す定住人口や観光客を意味する交流人口の増加が、地域振興に重要とされてきたと。しかし、人口減少社会では定住人口の増加は容易ではなく、交流人口が増加しても担い手の確保に直接つながらない。こうした中で、総務省は、過去に居住経験や滞在経験のある人、または観光などを契機に関心を持った人などを関係人口と定義して、地域おこしの新たな担い手となるように取り組みを始めているそうです。

そこで、町長が就任当時から関係人口についていろいろな話や取り組みなどを先ほどもお聞きしましたが、現在の状況や今後の施策について、どのように考えているのかをお聞かせください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 甲良町では、関係人口の定義にかざして実践となるとちょっとほど遠い感じがしますが、甲良町に置きかえますと、関係人口を呼び込めるだけの今の甲良町の魅力ということはやっぱり、楽しい企画であったりイベントであったり、そういう遭遇できる環境ではまだ至っていないというふうに思っています。しかし、全くその芽生えがないかということ、気づきが今のところわかっていなくて、取り組むきっかけがあればそれがひょっとして前に進むかもしれないということを考えてみました。

道の駅せせらぎの里こうらが前年まで訪れるお客さんの数が、順位がありませんでしたが、平成30年度の統計で年間37万9,100人、県内ベスト2

4位にお客さんが入る数が位置づけられました。この人口が平場の甲良町の方に呼び込めないかというのが1つ。それから、町内の地方創生交流3拠点、結構クチコミでお客さんがふえているという状況でもございます。それから、本町へふるさと納税者がございますので、ふるさと納税者が甲良に関心を持っていただいているということは、情報提供すれば何らかの交流ができるのではないかというふうに思いますし、常に地域おこし協力隊の中で1人、甲良町に移住をしてもらっている方がいます。北落にも大阪、東京、近在から移住者が出てきております。これらの関係している皆さんの意見を参考に、可能性に向かって進んでいくことだというふうに思っています。

要は甲良町みんな力を合わせてよいまちづくりを展開するというプラス思考で、こういう関係人口を切り込んではどうかというふうに思っています。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。総務省も昨年、関係人口ポータルサイトを開設し、考え方が急速に広まっております。ただ先ほどいわれたように、移住につなげようとするとなかなかうまくいかないという指摘もあります。大事なのは、地方からの片思いではなく、都会の人が地方を必要とすることや、複数の場所で生きがいややりがいを持つことで、人生をより豊かにできると気づいてほしいと、関係人口を最初に提供した元岩手県議会議員の高橋さんが話されております。

総務省は2018年度にスタートしたモデル事業で、19年度では予算を倍増して今全国で44自治体の提案が採択されたそうです。このうち近隣では、長浜市がいち早くモデル事業に気づき、首都圏在住で同市にゆかりのある人を対象に、体験ツアー情報発信を実施されているそうです。いずれも将来の定住や継続的な訪問を見込んでいるだけでなく、都市部で暮らしながら地域課題の解決にかかわってもらうきっかけを提供するという狙いがあるそうです。

総務省は、18年度のモデル事業の結果を踏まえ、関係人口の増加に向けた取り組みには、まちづくりの長期計画の中での位置づけや、目標設定の方法など多くの課題があることを指摘しているそうです。関係人口という考え方が広く浸透し、具体的な取り組みが成果を上げるには、かなりちょっと時間がかかるとは思います。地方議会はもちろん、住民による意見交換などを通じて、議論を深めることが重要だと新聞にも書かれてありました。

これからの時代、人口減少に歯どめをかけるためにも、関係人口の考え方で地域との距離を近づけ、現地ボランティア活動や、先ほど言われました寄附とかふるさと納税の増収とか、その他継続的な特産品購入を通じて、最終的に定住の決め手になるように本町としても取り組んでいただけたらと思います。

次に、4番目に、ワーケーションについてお聞きしたいと思います。

地方創生につながる働き方改革で、観光地などの旅先で休暇を楽しみながら働くワーケーションの受け入れを推進する自治体連合がこのたび発足したそうです。北海道や長野県など7道県、58市町村が参加したそうですが、このワーケーションとはどのようなものか、お聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 ワーケーションとは、テレワークと言われる報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方の一種とされ、リゾート地や温泉地などをはじめとする各地域で滞在し、さまざまな活動しながら仕事を行うことを指し、仕事を意味するワークと休暇を意味するバケーションを組み合わせ、アメリカで生まれた造語になります。働き方改革の一環として取り入れを検討する企業もふえているとされています。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 自治体がワーケーションの誘致に取り組む理由は、観光客の増加だけではなく、地域おこしの新たな担い手として期待される関係人口を拡大させる狙いがあるそうです。

このワーケーションについて、本町として活用の検討があるか、お聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長補佐。

○藤井企画監理課長補佐 国の総合戦略でもその地域に既に居住する定住人口と観光などで一時的にかかわる交流人口の間にある地域の住民と継続してさまざまな形でかかわる関係人口の拡大について、新たな柱としています。ワーケーションもこの関係人口をふやす取り組みの一つとして注目されているところですが、本町では直接的な取り組みは現在しておりません。ただ、本町においてもふえつつある空き家対策の一環として、空き家を活用した企業のサテライトオフィス等について、先進事例等について検討しているところであり、今後も人口減少対策についてはさまざまな角度から進めてまいりたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 ワーケーションは、1、導入する企業、2、利用する社員、3、受け入れる行政、地域、そして4、関連した民間業者のいずれにも利点をもたらすことができます。

和歌山県では、2017年度に全国で初めてワーケーション事業を導入した先進地域で、これまでもフォーラムや体験などを積極的に開催しているそうです。17年から18年度の参加者は49社、567人にのぼるそうです。ワーケーションの効果と課題については、地域の視点で見ると観光振興や企業誘致につながる可能性があります。課題はやっぱり通信環境や施設の整備など

が挙げられます。山梨大学の大学院教授は、ワーケーションの場としての魅力に加え、人やコミュニティーの存在がとても重要であることを再認識しなければならないと提言しています。

ワーケーションを誘致する上で自治体が企業にとって魅力ある場を提供し、地域の受け入れ先のやはり町民もコミュニケーション能力を発揮して、また、本町に来たいと思っていただける環境づくりが大切だと思います。もし活用するのであれば、ぜひこれらの課題や効果を考慮しつつ、取り組んでいただけたらと思います。

最後に、中小企業の支援について、お聞きしたいと思います。

中小企業はどのような会社であっても何かしらの経営課題を抱えています。実際に中小企業を経営している方は、自社の課題に対して対応することが精一杯です。ある調査での結果に、中小企業が公的支援を利用していない理由として、制度を知らない、手続きが煩雑との回答を多く占め、寄り添った支援の必要性が浮き彫りとなっています。

そこで、本町における中小企業の公的支援の課題について、お聞きしたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 現在は昭和58年に制定されました甲良町商工業振興条例がありますが、先の全員協議会でも説明しましたとおり、現在は運用できてないというところがございます。支援でございますが、特に県の相談業務で19事業、補助金、助成金で18事業、その他合わせて県だけでも73事業の制度がありまして、全て私ども産業課の方で把握をしているかといいますと、全くできてないところが現状でございます。

地域では、後継者難や生産性の厳しさ、また、小売店の減少によります利便性の低下なりがあるかと思いますが、地域活性や地域経済の安定は重要であるかとも思います。

そのような中で、私ども、また甲良町、商工会とが密接な連携を持つというのがまずこれも必要であるかと思えますし、先ほども岡田議員からのお話にありましたように、各種制度を関係の皆さんに甲良町もしくは商工会からしっかりとお伝えをすると。また、お伝えをできてないところが、一番の課題と感じております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 中小企業は人手不足や多忙のため、自治体との接点がやはり日ごろから乏しく、経営相談や補助金などの支援制度があっても、先ほど中村課長が言われたように、その情報が届いていないケースが多いと思います。

一方、行政側も、窓口で企業からの相談や申請を待つ受け身の姿勢になりが

ちだと思えます。こうした課題をクリアにし、中小企業を支援する取り組みを行うことが、本町の税収アップにもつながると思えますが、本町における中小企業の支援取り組みについて、独自のことがあればお聞きしたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 先の全員協議会でもお伝えしましたように、中小企業に関する振興条例を制定していく方向で進めていき、小規模事業者に関します施策を総合的に今後は推進していきたいというふうに思っております。現在の計画策定ではありますが、今後の災害等に備え、事業継続力強化支援計画というのを作成し、小規模事業者への自然災害への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援する計画を現在商工会と連携をして作成をしているところでございます。また、平成28年4月から令和3年3月までの5年間でございますが、小規模事業者の事業計画作成、実施支援や、新たな需要開拓につながる商談会等への小規模事業者への事業継続的な経営発達支援計画というのを、これも商工会の方で作成されておるところでございまして、そういうところについては連携をして取り組んでいきたいというふうに思います。

また、町の単独補助的な支援までは未定であります。今後、各種制度については先ほども述べましたように、商工会または金融機関とも連携をいたしまして、充実をしていって、今後の取り組みをしっかりと構築をしていきたいと考えます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 回答いただき、ありがとうございます。やっぱり商工会との連携というのは非常に甲良町においても大切になってくるかと思えます。そして、最近では、マッチング事業として先ほど中村課長もおっしゃいました銀行との連携、官民連携でやはりやることに意義があるかなと思えます。

そこで、私からもほかの市町村で中小企業の支援取り組みで成功している事例がありましたので、本町に活用できるかどうかはわかりませんが、紹介させていただきたいと思えます。

静岡県磐田市では、市職員が出向いて相談に応じる魅力産業サポート事業で成果を上げているそうです。いわゆるおせっかい事業とも呼ばれ、中小企業に浸透している取り組みだそうです。企業からの相談や申請を待つのではなく、行政側から一歩踏み込んだ支援に乗り出しているのが特徴で、市の産業政策課の職員が年間1,000社を目標に中小企業を訪問し、何度も足を運び、信頼関係を築く中で、悩みの解決に必要な支援につなげています。支援内容は、公的な補助金、税制の支援策の紹介をもとに、先ほど何度も中村課長の方がおっしゃっています商工会や商工会議所など専門機関への仲介等、その他報道機関を通じた広告宣伝の応援など、多彩だそうです。国のサポート機関であるよろ

ず支援拠点の職員とも連携して訪問することもあるそうです。

参考にしていただければと思います。規模は違いますが、一番大切なのは、どの事業でもやはり人に寄り添うというのがすごい大事なかなと思います。これはもう商工会とそういうことだけではなくて、やっぱり中小企業に寄り添う、介護においても人に寄り添う、教育においてもやっぱり人に寄り添うということが一番欠けている要素ではないかと思います。なかなか普段日ごろの事業等でいろいろ仕事も忙しいかと思いますが、例えば町職員の方が何か困ったことで、来られたときに、何か一言、忙しいからというような態度を見せるのではなく、少しでも寄り添うような形で進んでいってほしいなと思います。

最後になりましたが、私事で申しわけありませんが、町議会議員にならせていただいてからはや4年の月日がたちました。最初は正直一般質問の仕方もわかりませんでしたし、ここにおられる議員の皆様や町職員の皆様にいろいろなアドバイスなどをいただき、本当に感謝しています。私の一つ一つの事案に対しても、いろいろと調べてこういった資料があるとか、提供していただいたり、本当に一般質問をする上でもすごい助かっておりました。私もやっぱり少しでもよい提案ができればという思いで、いつも一般質問をさせていただいていますが、町行政のお役に少しでも立てれたのなら、これほどうれしいことはありません。職員の皆様におかれましては、町民に寄り添った、先ほど言った行政運営を切に願って、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○丸山議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後5時24分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 田 中 章 浩